第7回三木市・吉川町合併協議会会議次第

と き 平成16年9月2日(木)13:30~ ところ 三木市立教育センター 大研修室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名

4 議事

(1) 協議事項

協議第32号 一部事務組合等の取扱いについて

協議第33号 各種事務事業(保健衛生関係事業)の取扱い(その2)について

協議第34号 各種事務事業(農林水産関係事業)の取扱いについて

協議第35号 各種事務事業(水道事業)の取扱いについて

協議第36号 各種事務事業(下水道事業)の取扱いについて

協議第37号 新市建設計画について

(2) 提案事項

提案第38号 各種事務事業(塵芥処理)の取扱いについて

提案第39号 各種事務事業(防災関係事業)の取扱いについて

提案第40号 各種事務事業(建設関係事業)の取扱いについて

提案第41号 各種事務事業(社会教育関係)の取扱いについて

提案第42号 各種事務事業(市町立学校等の通学区域)の取扱いについて

5 その他

第8回三木市・吉川町合併協議会の日程について

日 時 9月27日(月) 午後1時30分より

会 場 吉川町総合中央活動センター 研修館 講習室

第9回三木市・吉川町合併協議会の日程について (追加日程)

日 時 10月14日(木) 午後1時30分より

会 場 三木市立教育センター 大研修室

第10回三木市・吉川町合併協議会の日程について

日 時 11月8日(月) 午後1時30分より

会 場 吉川町総合中央活動センター 研修館 講習室

6 閉 会

第7回協議会会議資料

平成16年9月2日

三木市・吉川町合併協議会

資料目次

番号	題名	ページ
協議事項		
協議第 32 号	一部事務組合等の取扱いについて	1
協議第 33 号	各種事務事業(保健衛生関係事業)の取扱い(その2)に ついて	6
協議第 34 号	各種事務事業(農林水産関係事業)の取扱いについて	11
協議第 35 号	各種事務事業(水道事業)の取扱いについて	33
協議第 36 号	各種事務事業(下水道事業)の取扱いについて	41
協議第 37 号	新市建設計画について	52
提案事項		
提案第 38 号	各種事務事業(塵芥処理)の取扱いについて	53
提案第 39 号	各種事務事業(防災関係事業)の取扱いについて	63
提案第 40 号	各種事務事業(建設関係事業)の取扱いについて	69
提案第 41 号	各種事務事業(社会教育関係)の取扱いについて	82
提案第 42 号	各種事務事業(市町立学校等の通学区域)の取扱いについ て	96

協議第32号

- 一部事務組合等の取扱いについて
- 一部事務組合等の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年9月2日提出

三木市・吉川町合併協議会 会 長 加 古 房 夫

三木吉川農業共済事務組合については、合併の前日をもって解散し、合 併の日にすべての事務、財産及び債務を新市に引き継ぐ。

専門部会名 産業経済部会 一部事務組合等の取扱い 協議項目 関係項目 三木吉川農業共済事務組合については、合併の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務、財産及び債務を新市に引き継ぐ。 調整内容 現 況. 調整の具体的内容 三木市 吉川町 1 一部事務組合について 1 一部事務組合について 三木吉川農業共済事務組合については、合併 の前日をもって解散し、合併の日にすべての (1)三木吉川農業共済事務組合 (1)三木吉川農業共済事務組合 (ア)共同処理する事務 農業共済事業に関する事務 (ア)共同処理する事務 農業共済事業に関する事務 事務、財産及び債務を新市に引き継ぐ。 (イ)設置日 平成12年4月1日 (1)設置日 平成12年4月1日 (ウ)事務所の位置 三木市上の丸町10番30号三木市役所内 (ウ)事務所の位置 三木市上の丸町10番30号三木市役所内 (I)負担金 5,978千円(平成16年度予算) (I)負担金 4,640千円(平成16年度予算)

関係法令

合併特例法

(一部事務組合等に関する特例)

第9条の2 市町村の合併によりその区域の全部が新たに設置される合併市町村の区域の一部となり、又はその区域の全部が他の合併関係市町村(以下この項において「編入をする市町村」という。)に編入される合併関係市町村のうちに地方自治法第284条第2項又は第3項の規定により合併関係市町村以外の一の地方公共団体(以下この項において「他の地方公共団体」という。)と一部事務組合又は広域連合(これらのうち当該編入をする市町村の加入していないものに限る。)を組織しているものがある場合においては、当該一部事務組合又は当該広域連合は、すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により、当該一部事務組合若しくは当該広域連合を組織する地方公共団体の数を減少し若しくは共同処理し若しくは処理する事務を変更し、又は当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公共団体が組織する一部事務組合又は広域連合とすることができる。この場合においては、同法第286条第1項本文又は第291条の3第1項本文の規定の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

地方自治法

(組合の種類及び設置)

第284条 (省略)

2 普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあっては総務 大臣、その他のものにあっては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関 の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。(第1項ただし書きは省略)

(解散)

第288条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければなら ない。

(財産処分)

第289条 第286条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

(協議会の設置)

- 第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を 図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。
- 2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては都道府県知 事に届け出なければならない。
- 3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

(協議会の組織の変更及び廃止)

第252条の6 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第252条の2第1項から第3項までの例によりこれを行わなければならない。

(機関等の共同設置)

- 第252条の7 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員、同条第3項に規定する附属機関、普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の事務を補助する吏員、書記その他の職員又は第174条第1項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。
- 2 前項の規定による執行機関、附属機関若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの執行機関、附属機関若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

(事務の委託)

- 第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をしてこれを管理し及び執行させることができる。
- 2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。
- 3 第252条の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する 場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。

先 進 事 例 編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調 整 の 内 容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	 (1) 佐伯町及び吉和村は、それぞれ加入している一部事務組合から、合併の日の前日をもって脱退する。ただし、吉和村が加入している山県郡西部衛生組合及び山県西部消防組合については、吉和村の地位を継承する形で廿日市市が合併の日に当該組合に加入するものとする。 (2) 佐伯町及び吉和村は、広島県西部介護認定審査会から、合併の日の前日をもって脱退する。 (3) 佐伯町及び吉和村が他の地方公共団体に委託している事務については、合併の日の前日をもって、事務の委託を廃止する。ただし、佐伯町が大竹市に委託しているし尿処理に係る事務については、佐伯町の地位を継承する形で廿日市市が合併の日に大竹市に事務を委託するものとする。
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	別子山村が加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	・豊浦町が加入している一部事務組合等については、合併の前日をもって脱退する。 ただし、調整が必要な事項は、新市に引き継ぐ。 ・豊浦町が加入している協議会等については、合併の前日をもって脱退する。 ただし、日本温泉協会、新潟県国土調査推進協議会、安田橋下流橋架橋促進期成同盟会、国道290号整備促進期成同盟会、福島潟治水対策促進協議会、松岡川改修促進協議会、本田・天王地区河川協議会については、合併の日をもって新市が加入する。

協議第33号

各種事務事業(保健衛生関係事業)の取扱い(その2)について

各種事務事業(保健衛生関係事業)の取扱い(その2)については、次のとおりとする。

平成16年9月2日提出

三木市・吉川町合併協議会 会 長 加 古 房 夫

- 1 環境保全条例については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 2 合併処理浄化槽設置整備補助事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 3 水洗便所等改造資金融資あっせん制度については、平成18年度から三木 市の制度に統一する。ただし、平成17年度末までの吉川町の融資あっせん 制度利用者に対する利子補給は、返済終了まで継続する。

				専門部会名 住民生	活部会
協議項目	各種事務事業の取扱い		関係項目	保健衛生関係事業の取	扱い
調整内容	1 環境保全条例については、合併時に三木市の)制度に統一する。			
	現	況			
	三 木 市	큳	引 町		調整の具体的内容
確保す 環境保 を図る (ア) 残土の埋 市内止し の 1 大 2 を 市 3 手 書の	全条例 健康で安全かつ快適な生活に必要な良好な環境をであるか、市長、事業者、市民の責務を明らかにし、全に必要な事項を定めるなど、施策の総合的推進ために環境保全条例を定めている。立事業の適正化に関する要綱入される残土の埋立による土壌汚染や地下水汚染るため、面積が500㎡以上又は埋立土砂量が50のものに適用している。るのものに適用している。るの方で発生する残土での埋立の禁止は汚染に係る分析結果が環境基準の許容溶出量値える残土での埋立の禁止がらの持込残土について、発生場所毎に事業の着中間、完了時に土壌環境基準の分析結果の計量証明提出の義務付け業完了届の提出	1 環境保全条例なし			合併時に三木市の制度を適用する。

専門部会名 住民生活部会 保健衛生関係事業の取扱い 協議項目 各種事務事業の取扱い 関係項目 2 合併処理浄化槽設置整備補助事業については、合併時に三木市の制度に統一する。 調整内容 現 況. 調整の具体的内容 吉川町 = 木市 2 合併処理浄化槽設置整備補助事業 2 合併処理浄化槽設置整備補助事業 合併時に三木市の制度に統一する。 (1) 補助対象区域 (1) 補助対象区域 ただし、三木市の制度については、吉川町 市内全域(ただし、公共下水道区域、農集区域及び集合処理施設 と調整のうえ、平成16年度中に県制度の 町内全域(ただし、公共下水道区域及び農集区域は除く。) で処理している区域を除く。) 変更に併せて見直しを行う。 (2) 補助対象者 (2) 補助対象者 補助対象区域において合併処理浄化槽を設置する者 補助対象区域において合併処理浄化槽を設置する者 (3) 補助対象外となる者等 (3) 補助対象外となる者等 ・浄化槽の設置届が県で受理されていない者 ・浄化槽の設置届が県で受理されていない者 ・住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの ・環境保全条例に基づく届出をしていない者 ・住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの ・人槽が21人槽以上のもの ・人槽が51人槽以上のもの ・営利目的の者 ・販売の目的で合併処理浄化槽付き専用住宅を建築する者 (4) 補助金額 (4) 補助金額 補助金額 区分 補助金額 区分 5人槽 309,000円 地区の集会所以外 地区の集会所 6~ 7人槽 463,000円 5人槽 354,000円 354,000円 7人槽 463,000円 8~10人槽 571,000円 463,000円 10人槽 11~20人槽 1,033,000円 571,000円 824,000円 21~30人槽 1,033,000円 1,854,000円 1,720,000円 11~20人槽 31~50人槽 1,854,000円

				専門部会名 住民生	活部会
協議項目	各種事務事業の取扱い		関係項目	保健衛生関係事業の取	扱い
調整内容	3 水洗便所等改造資金融資あっせん制度につい に対する利子補給は、返済終了まで継続する。		の制度に統一する	る。ただし、平成17年	度末までの吉川町の融資あっせん制度利用者
	現	况			 調整の具体的内容
	三 木 市	書	川町		同金の其体別合
(1) 融資対象者 小型合併処理 住宅の所有者 (2) 融資あっせん	選金融資あっせん制度 選挙化槽の設置をするための改造資金を必要とする。 以はその同意を得た使用者 の額等 (100万円以内(1戸につき) 6ヶ月以上60ヶ月以内 2.5%(平成15年度実績) 元利均等払等(ボーナス併用償還可能)	3 水洗便所等改造資金融資金 (1) 融資対象者 小型合併処理浄化槽の記 う者 (2) 融資あっせん額等 ・貸付限度額 150万 ・貸付期間 60ケド ・融資利率 2.37 ・償還方法 元利均等 (3) 利子補給 年3%以内で融資利率を 成する。	设置を補助制度を 5円以内(1戸にご 引以内 75%(平成15年 法	つき) ᆍ度実績)	平成18年度から三木市の制度に統一する。ただし、平成17年度末までの吉川町の融資あっせん制度利用者に対する利子補給は、返済終了まで継続する。

先 進 事 例 編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調 整 の 内 容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	3市町村におけるし尿処理に関する取扱いについては、当分の間、現行のとおりとする。
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	し尿処理及びし尿収集運搬業務については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	環境基本条例及び環境基本計画は、関宿町で制定していないので、野田市の制度を関宿町においても適用する。

協議第34号

各種事務事業 (農林水産関係事業)の取扱いについて

各種事務事業(農林水産関係事業)の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年9月2日提出

三木市・吉川町合併協議会 会 長 加 古 房 夫

- 1 水田農業構造改革対策(転作)については、合併時に三木市の制度に統一 する。
- 2 土地改良事業受益者負担割合については、合併時に三木市の制度に統一する。 ただし継続事業については、現行のとおりとする。
- 3 国営東播用水土地改良事業については、現行のとおりとする。ただし、転 用決裁金は合併時に三木市の制度に統一する。
- 4 農業振興関係については、次のとおりとする。
 - (1) 土地改良事業補助については、合併時に三木市の制度に統一する。
 - (2) 農業振興助成事業については、合併時に再編する。
 - (3) 集落営農推進事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
 - (4) 農業制度資金については、合併時に三木市の制度に統一する。
 - (5) 農業イベントについては、合併時に三木市の制度に統一する。
- 5 山田錦の館については、現行のとおりとする。
- 6 農業集落排水事業については、次のとおりとする。
 - (1) 分担金については、合併時に三木市の制度に統一する。
 - (2) 使用料については、合併時に三木市の制度に統一する。
 - (3) 吉川町の水洗便所等改造資金融資あっせん制度については、平成18年度から廃止する。ただし、平成17年度末までの吉川町の融資あっせん制度利用者に対する利子補給は、返済終了まで継続する。

			専門部会名 産業経済部会		
協議項目 各種事務事業の取扱い	農林水産関係事業の取	扱い			
調整内容 1 水田農業構造改革対策(転作)については、合作					
現	況			調整の具体的内容	
三 木 市		吉川町		神堂の女体のいな	
1 水田農業構造改革対策(転作) (1) 米の生産目標数量の配分について 生産目標数量:6,233,220kg 作付面積:1,358.0ha(転作率 22.3%) 配分:全農家に配分 (2) 実施計画書の確認 全18,000筆、2,713戸の共済台帳を確認する。 生産目標面積と転作作物(現地確認)を確認する。 農会長立会いの下、みのり・兵庫みらい両農協と農政事務所と普及センターと協力して確認。立札は、白紙に農家が記入。 (3) 現地確認 夏:14日間で延べ140人 対象:転作田全筆	分 (2) 実施計画書の確認 全13,600筆、1 生産目標面積と転作作	分について 78,900k .55ha(転作 に一括配分後、 ,304戸の共 物(現地確認)を のり農協、農政 記入。 で作成し、現地	平 16.2%) 農会を通じて全農家に配 済台帳を確認する。 確認する。 事務所、普及センターと 確認時に回収する。		

専門部会名 産業経済部会 協議項目 各種事務事業の取扱い 関係項目 農林水産関係事業の取扱い 2 土地改良事業受益者負担割合については、合併時に三木市の制度に統一する。ただし継続事業については、現行のとおりとする。 調整内容 況. 現 調整の具体的内容 三木市 吉川町 2 土地改良事業受益者負担割合について 2 土地改良事業受益者負担割合について 合併時に三木市の制度に統一する。 (1) 県営事業 継続事業については現行の受益者負担割合で (1) 県営事業 県営土地改良事業に対する市が負担する分担金 県営土地改良事業に対する町が負担する分担金 新市に引き継ぐ。 事業名 市の負担率 事業名 町の負担率 ほ場整備事業(担い手型) ほ場整備事業(一般型) 12.5% 10.0% ため池等整備事業 (一般型・型) ほ場整備事業(一般型) 15.0% 14.0% ため池等整備事業(都市型・型) 11.0% 地すべり対策事業 0.0% 地すべり対策事業 0.0% (2) 団体営事業 (2) 団体営事業 吉川町営土地改良事業に対する町が負担する分担金 三木市営土地改良事業に対する市が負担する分担金 事業名 事業名 町の負担率 市の負担率 基盤整備促進事業(農用地集団化事業) 5.0% 基盤整備促進事業(農用地集団化事業) 10.0% ため池等整備事業(一般型) 25.0% 基盤整備促進事業(一般型) 22.0% ため池等整備事業 (一般型) 20.0%

(1) 負担金 (1) 負担金 とおりとする。 事業名 負担金の額 事業名 負担金の額 (1) 現行のとおりとする。								1 10000000		専門部会名 産業経	済部会		
現 別 別 別 別 調整の具体的内容 国営東浦用水土地改良事業 負担金の額 票業名 負担金の額 再業名 負担金のの部 同が負担する負担総額の12.50分の5.07 水 を乗した額に相当する額 2.50分の5.00 地 を乗した額に相当する額 近 図面 町が負担する負担総額の27.50分の13.7 成 整理 5を乗した額に相当する額 で表した額に相当する額 で表した額に相当する。 食担金の徴収は、果が定める年賦支払方法による。 食担金の徴収は、果が定める年賦支払方法による。 食担金の徴収は、果が定める年賦支払方法による。 で表した額に相当するを表している。 食用金の砂収は、果が定める年賦支払方法による。 食用金の砂収は、果が定める年賦支払方法による。 食用金の砂収は、果が定める年賦支払方法による。 で表した額に相当するを表している。 食用金の砂収は、果が定める年賦支払方法による。 で表した額に相当する額 世帯の砂収は、果が定める年賦支払方法による。 で表した額に相当する額 世帯の砂収は、果が定める年賦支払方法による。 食用金の砂収は、果が定める年賦支払方法による。 食用金の砂収は、果が定める年賦支払方法による。 食用金の砂収は、果が定める年間で支払方法による。 食用金の砂収は、果が定める年間で支払方法による。 で表した額に相当する額 世帯の砂収は、果が定める年間で支払方法による。 で表した額に相当する額 世帯の砂収は、果が定める質は必認の13.14分の8.07 水 を乗じた額に相当する額 原業用用排 町が負担する負担総額の12.50分の7.50 を乗じた額に相当する額 地 を乗じた額に相当する額 地 を乗じた額に相当する額 地 を乗じた額に相当する額 で表した額に相当する額 地 を乗じた額に相当する額 地 を乗じた額に相当する 日本のの部を表しておいる。 で表した額に相当する 日本のの部を表しておいるの語を表している。 で表した額に相当する 日本のの部を表している。 で表した額に相当する 日本のの部を表している。 で表した額に相当する 日本のの部を表している。 で表した額に相当する 日本のの部を表している。 で表した額に相当する 日本のの部を表している。 で表した額に相当する 日本のの語を表している。 で表したる。 で表したる。	協;	協議項目 各種事務事業の取扱い							関係項目	扱い			
古 木 市 古 川 町 調整の具体的内容 調整理 無異用用排 町が負担する負担総額の 1 3 . 1 4 分の 5 . 0 7 水	調	調整内容 3 国営東播用水土地改良事業については、現行の					とおりとする。ただし、転用決裁金は合併時に三木市の制度に統一する。						
音			•	現		況	ı				回転の日付かけ立		
(1) 負担金				三 木 市				Ē	三川町		調整の其体別へ各		
事業名 負担金の額 農業用用排 市が負担する負担総額の 1 3.1 4分の 5.0 7 水 水 を乗した額に相当する額 農 開畑 市が負担する負担総額の 1 2.5 0分の 5.0 0 也 を乗した額に相当する額 農 開畑 市が負担する負担総額の 2 7.5 0分の 1 3.7 成 整理 5を乗した額に相当する額 農 開畑 市が負担する負担総額の 2 7.5 0分の 1 3.7 成 整理 5を乗した額に相当する額 農 開畑 同が負担する負担総額の 2 7.5 0分の 1 3.7 成 整理 5を乗した額に相当する額 ・支払期間の始期は、国営事業が完了した年度の翌年度から、支払期間は 2 5年とする。 ・負担金の側収は、県が定める年賦支払方法による。 ・負担金の側収は、県が定める年賦支払方法による。 ・負担金の側収は、県が定める年賦支払方法による。 ・ 負担金の側収は、県が定める年賦支払方法による。 ・ 負担金の側収は、県が定める年賦支払方法による。 ・ 負担金の側収は、県が定める年賦支払方法による。 ・ 負担金の側収は、県が定める年間支払方法による。 ・ 後収金の額 農業用用排 市が負担する負担総額の 1 3.1 4分の 8.0 7 水 水 を乗した額に相当する額 農 開畑 市が負担する負担総額の 1 2.5 0分の 7.5 0 世 を乗した額に相当する額 農 開畑 市が負担する負担総額の 1 2.5 0分の 7.5 0 世 を乗した額に相当する額 農 開畑 市が負担する負担総額の 1 2.5 0分の 7.5 0 を乗した額に相当する額 農 開畑 同が負担する負担総額の 1 2.5 0分の 7.5 0 を乗した額に相当する額 農 開畑 同が負担する負担総額の 1 2.5 0分の 7.5 0 地 生 上を額に相当する額 農 開畑 同が負担する負担総額の 1 2.5 0分の 7.5 0 地 生 上を額に相当する額 農 開畑 同が負担する負担総額の 1 2.5 0分の 7.5 0 と乗した額に相当する額 農 開畑 同が負担する負担総額の 1 2.5 0分の 7.5 0 と乗した額に相当する額 造 区画 同が負担する負担総額の 2 7.5 0分の 7.5 0 と乗した額に相当する額 造 区画 同が負担する負担総額の 2 7.5 0分の 7.5 0 と乗した額に相当する額 造 区画 同が負担する負担総額の 2 7.5 0分の 7.5 0 と乗した額に相当する額 農 開畑 同が負担する負担総額の 2 7.5 0分の 7.5 0 と乗した額に相当する額 農 開畑 同が負担する負担総額の 2 7.5 0分の 7.5 0 と乗した額に相当する 8 農 開畑 同が負担する負担総額の 2 7.5 0分の 7.5 0 と乗した額に相当する 8 農 旧加 目が負担する負担総額の 2 7.5 0分の 7.5 0 と乗した額に相当する 8 農 旧 目が負担でする負担総額の 1 2.5 0分の 7.5 0 と乗した額に相当する 8 農 旧 目が負担する負担総額の 1 2.5 0分の 7.5 0 と乗した額に相当する 8 農 旧 目が負担する負担総額の 1 2.5 0分の 7.5 0 と乗した額に相当する 8 農 旧 目が負担する負担総額の 1 2.5 0分の 7.5 0 と乗した額に相当する 8 農 旧 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日	3	国営東持	番用水	土地改良事業	3	東営国	番用水土	地改良事業	É		国営東播用水土地改良事業については、次の		
展業用用排 市が負担する負担総額の13.14分の5.07水 を乗じた額に相当する額	(1)	負担金	金		(1)	負担金	È				とおりとする。		
水 を乗じた額に相当する額 水 を乗じた額に相当する額 水 を乗した額に相当する額 減措置は、合併時に廃止する。 農 開畑 市が負担する負担総額の12.50分の5.00 地 を乗した額に相当する額 速 区画 市が負担する負担総額の27.50分の13.7 区画 町が負担する負担総額の27.50分の13.7 区画 町が負担する負担総額の27.50分の13.7 立 区画 町が負担する額 ・ 支払期間は25年とする。 ・ 負担金の徴収は、厚が定める年賦支払方法による。 ・ (別収等事務を東浦用水土地改良区と各地区東浦用水委員に委託している。 (2) 資格喪失に伴う実費負担金(転用決裁金) (一般転用) (2) 合併時に三木市の制度に統一する。 (2) 合併時に三木市の制度に統一する。 (2) 合併時に三木市の制度に統一する。 (2) 合併時に三木市の制度に統一する。 (2) 合併時に三木市の制度に統一する。 (2) 合併時に定述・市の制度に統一する。 (2) 合併時に定述・対している。 (2) 合併時に定述・対している。 (2) 合併時に廃止する額 (2) 合併時に廃止する額 (2) 合併時に廃止する額 (2) 合併時に廃止する。 (2) 合併時に廃止する額 (2) 合併時に廃止する額 (2) 合併時に廃止する。 (2) 合併時に廃止する額 (2) 合併時に廃止する額 (2) 合併時に発力の表しまする。 (2) 合併時に廃止する。 (2) 合併時に廃止する額 (2) 合併時に発力の数 (2) 合併時に対しまする額 (2) 合併時に対しまする。		事	業名	負担金の額		事	業名		負担金	の額	(1) 現行のとおりとする。		
開知 市が負担する負担総額の12.50分の5.00 地 を乗じた額に相当する額 造 区画 市が負担する負担総額の27.50分の13.7 成 整理 5を乗じた額に相当する額 造 区画 町が負担する負担総額の27.50分の13.7 成 整理 5を乗じた額に相当する額 造 区画 町が負担する負担総額の27.50分の13.7 成 整理 5を乗じた額に相当する額 と支払期間の始期は、国営事業が完了した年度の翌年度から、支払期間は25年とする。		農業	用用排	市が負担する負担総額の13.14分の5.07		農業	用用排	町が負担	する負担総額の	13.14分の5.07	ただし、負担金の一括払いの場合の軽		
地 を乗じた額に相当する額 造 区画 市が負担する負担総額の27.50分の13.7 成 整理 5を乗じた額に相当する額 造 区画 町が負担する負担総額の27.50分の13.7 成 整理 5を乗じた額に相当する額 ・支払期間の始期は、国営事業が完了した年度の翌年度から、支		水		を乗じた額に相当する額		水		を乗じた	額に相当する額		減措置は、合併時に廃止する。		
 造 区画 市が負担する負担総額の27.50分の13.7 成 整理 5を乗じた額に相当する額 ・支払期間の始期は、国営事業が完了した年度の翌年度から、支払期間は25年とする。 ・負担金の徴収は、県が定める年賦支払方法による。 ・徴収等事務をすべて東播用水土地改良区に委託している。 (2) 資格喪失に伴う実費負担金(転用決裁金) (一般転用) 事業名 徴収金の額 農業用用排 市が負担する負担総額の13.14分の8.07 水 を乗じた額に相当する額 農 開畑 市が負担する負担総額の12.50分の7.50 セ を乗じた額に相当する額		農	開畑	市が負担する負担総額の12.50分の5.00			開畑	町が負担	する負担総額の	12.50分の5.00			
成 整理 5を乗した額に相当する額		_		を乗じた額に相当する額		_		を乗じた	類に相当する額				
・支払期間の始期は、国営事業が完了した年度の翌年度から、支払期間の始期は、国営事業が完了した年度の翌年度から、支払期間は25年とする。 ・支払期間の始期は、国営事業が完了した年度の翌年度から、支払期間は25年とする。 ・負担金の徴収は、県が定める年賦支払方法による。 ・負担金の徴収は、県が定める年賦支払方法による。 ・微収等事務をすべて東播用水土地改良区に委託している。 ・徴収等事務を東播用水土地改良区と各地区東播用水委員に委託している。 (2) 資格喪失に伴う実費負担金(転用決裁金) (一般転用) (2) 資格喪失に伴う実費負担金(転用決裁金) (一般転用) (2) 資格喪失に伴う実費負担金(転用決裁金) (一般転用) 事業名 徴収金の額 農業用用排 市が負担する負担総額の13.14分の8.07水 水 を乗じた額に相当する額 農業用用排 ・変集した額に相当する額 町が負担する負担総額の12.50分の7.50 ・変集した額に相当する額 農 開畑 町が負担する負担総額の12.50分の7.50 ・変集した額に相当する額 関別 町が負担する負担総額の27.50分の13.7		. —	国区			. —		• •		·			
 払期間は25年とする。 ・負担金の徴収は、県が定める年賦支払方法による。 ・徴収等事務をすべて東播用水土地改良区に委託している。 (2) 資格喪失に伴う実費負担金(転用決裁金) (一般転用) 事業名 徴収金の額 農業用用排 市が負担する負担総額の13.14分の8.07水 を乗じた額に相当する額 農業 旧加 市が負担する負担総額の12.50分の7.50地 を乗じた額に相当する額 農 開畑 市が負担する負担総額の27.50分の13.7 基 区画 市が負担する負担総額の27.50分の13.7 払期間は25年とする。 ・負担金の徴収は、県が定める年賦支払方法による。 ・負担金の徴収は、県が定める年賦支払方法による。 ・ 負担金の徴収は、県が定める年賦支払方法による。 ・ 付取るしている。 (2) 合併時に三木市の制度に統一する。 (2) 合併時に三木市の制度に統一する。 (2) 合併時に三木市の制度に統一する。 (本乗じた額に相当する額 農 開畑 町が負担する負担総額の12.50分の7.50を乗じた額に相当する額 造 区画 町が負担する負担総額の27.50分の13.7 													
 ・負担金の徴収は、県が定める年賦支払方法による。 ・徴収等事務をすべて東播用水土地改良区に委託している。 ・負担金の徴収は、県が定める年賦支払方法による。 一括払いの場合は、償還利息分を軽減する。 ・徴収等事務を東播用水土地改良区と各地区東播用水委員に委託している。 (2) 資格喪失に伴う実費負担金(転用決裁金) (一般転用) 事業名 徴収金の額 農業用用排 市が負担する負担総額の13.14分の8.07水 を乗じた額に相当する額 農 開畑 市が負担する負担総額の12.50分の7.50地 佐藤氏に相当する額 農 開畑 町が負担する負担総額の12.50分の7.50地 佐藤氏に相当する額 農 開畑 町が負担する負担総額の12.50分の7.50地 佐藤氏に相当する額 農 開畑 町が負担する負担総額の12.50分の7.50地 佐藤氏に相当する額 農 開畑 町が負担する負担総額の27.50分の13.7 		・支払	期間の)始期は、国営事業が完了した年度の翌年度から、支									
- 徴収等事務をすべて東播用水土地改良区に委託している。 - 括払いの場合は、償還利息分を軽減する。 - 徴収等事務を東播用水土地改良区と各地区東播用水委員に委託している。 (2) 資格喪失に伴う実費負担金(転用決裁金) [一般転用] - 事業名													
(2) 資格喪失に伴う実費負担金(転用決裁金) (2) 資格喪失に伴う実費負担金(転用決裁金) (2) 資格喪失に伴う実費負担金(転用決裁金) (2) 資格喪失に伴う実費負担金(転用決裁金) (2) 合併時に三木市の制度に統一する。 事業名 徴収金の額 事業名 徴収金の額 農業用用排 市が負担する負担総額の13.14分の8.07水 農業用用排 町が負担する負担総額の13.14分の8.07水 皮乗じた額に相当する額 農 開畑 町が負担する負担総額の12.50分の7.50地 農 開畑 町が負担する負担総額の12.50分の7.50地 農 開畑 町が負担する負担総額の12.50分の7.50地 で乗じた額に相当する額 産乗じた額に相当する額 造 区画 町が負担する負担総額の27.50分の13.7													
している。 (2) 資格喪失に伴う実費負担金(転用決裁金) 〔一般転用〕 事業名 徴収金の額 農業用用排 市が負担する負担総額の13.14分の8.07 水 を乗じた額に相当する額 農 開畑 市が負担する負担総額の12.50分の7.50 地 を乗じた額に相当する額 造 区画 市が負担する負担総額の27.50分の13.7 (2) 資格喪失に伴う実費負担金(転用決裁金) 〔一般転用〕 事業名 徴収金の額 農業用用排 町が負担する負担総額の13.14分の8.07 水 を乗じた額に相当する額 農 開畑 町が負担する負担総額の12.50分の7.50 地 を乗じた額に相当する額 造 区画 町が負担する負担総額の27.50分の13.7		・徴収	等事	용をすべて東播用水土地改良区に委託して <i>い</i> る。									
(2) 資格喪失に伴う実費負担金(転用決裁金)													
下の映画用 1	(0)	`#_	- 4- 1- 1		(0)		-	> 	1.0 (#=FD)+#10.0		(2) 会が時に二大寺の制度に依一才ス		
事業名 徴収金の額 農業用用排 市が負担する負担総額の13.14分の8.07 農業用用排 町が負担する負担総額の13.14分の8.07 水 を乗じた額に相当する額 農業用用排 町が負担する負担総額の13.14分の8.07 農 開畑 市が負担する負担総額の12.50分の7.50 農 開畑 町が負担する負担総額の12.50分の7.50 地 を乗じた額に相当する額 造 区画 町が負担する負担総額の27.50分の13.7	(2)			,	(2)			つ美賀貝担	金(転用)犬茲金)			
農業用用排市が負担する負担総額の13.14分の8.07農業用用排町が負担する負担総額の13.14分の8.07水を乗じた額に相当する額農業用用排町が負担する負担総額の13.14分の8.07農開畑市が負担する負担総額の12.50分の7.50農開畑町が負担する負担総額の12.50分の7.50地を乗じた額に相当する額地を乗じた額に相当する額造区画町が負担する負担総額の27.50分の13.7									(地口ワム)	O P B			
水 を乗じた額に相当する額 水 を乗じた額に相当する額 農 開畑 市が負担する負担総額の12.50分の7.50 農 開畑 町が負担する負担総額の12.50分の7.50 地 を乗じた額に相当する額 地 を乗じた額に相当する額 造 区画 市が負担する負担総額の27.50分の13.7 造 区画 町が負担する負担総額の27.50分の13.7													
農 開畑 市が負担する負担総額の12.50分の7.50農 開畑 町が負担する負担総額の12.50分の7.50地 を乗じた額に相当する額地 を乗じた額に相当する額地 を乗じた額に相当する額造 区画 市が負担する負担総額の27.50分の13.7造 区画 町が負担する負担総額の27.50分の13.7			HHH										
地 を乗じた額に相当する額 地 を乗じた額に相当する額 造 区画 市が負担する負担総額の27.50分の13.7 造 区画 町が負担する負担総額の27.50分の13.7		-											
造 区画 市が負担する負担総額の27.50分の13.7 造 区画 町が負担する負担総額の27.50分の13.7			I TI JAT										
			-										
		1-~	15/3			1-2	15/5	3 と木び		нл			

						専門部会名 産業経済	斉部 会
協詣	義項目	各	種事務事業の取扱い		及い		
		•	現	況	·		調整の具体的内容
			三 木 市		吉 川 町		神霊の女体のい合
	〔公共			〔公共転用〕			
	事業		徴収金の額	全額減免			
		用排					
	水		を乗じた額に相当する額				
	農 地	開畑	市が負担する負担総額の12.50分の2.50 を乗じた額に相当する額				
	造	区画	市が負担する負担総額の27.50分の8.75				
	成		を乗じた額に相当する額				

						専門部会名 産業経	済部会
協議項目 各種事務事業の取扱い 関係項目 農林							扱い
調整内容		関係については、次のとおりとする。 改良事業補助については、合併時に三ヵ	ト市の制度に統一	·する。			
		現	況				田敷の日付かわ☆
	Ξ	木 市		吉	川町		調整の具体的内容
	4 農業振興関係 (1) 土地改良事業補助			関係 民事業補助 ()	内は、農用地に	以外の地域	農業振興関係については、次のとおりとする。 (1) 合併時に三木市の制度に統一する。
事業種目	補助金交付額	備考	事業種目	補助金交付額		備考	
かんがい排水事業	事業費の4割以 内	ただし、県の補助を受けるものを除く。 (ため池等整備工事及び防災ため池工事 を除く。)	かんがい排 水事業 ため池	事業費の2割 (1割)以内 事業費の2割	新設は、延長	事業で共同施行に限る。 100m以上とする。 有に限る。	
かんがい排 水事業ため 池	事業費の5割以 内	ただし、県の補助を受けるものにあっては、規則第2条の3の規定により除く。	ほ場整備事業	(1割)以内 事業費の2割 (1割)以内	面積は、0.51 する。	n a以上2.0h a未満と	
まない。または、またので	事業費の7割以 内	ただし、県の補助を受けるものにあっては、その土地改良事業に要した費用から、県から補助を受けた額を差し引いて得た額を超えない範囲内とし、その額の1/2以内を限度とする。					

						専門部会名 産業線	经済部会
協議項目	各種事務事業	の取扱い			関係項目	農林水産関係事業の国	以扱い
		現	況	1			一种水平
	三 木 市			큳	5 川町		調整の具体的内容
				T			
事業種目	補助金交付額	備考	事業種目	補助金交付額		備考	
暗渠排水事	事業費の4割以	ただし、県の補助を受けるものを除く。	農道事業	事業費の2割		業で共同施行に限る。	
業	内		(幅員3.0	(1割)以内	新設は、延長1	00m以上とする。	
開畑事業	事業費の3割5	ただし、県の補助を受けるものを除く。	m以上)				
	分以内		橋梁事業	事業費の2割		び改修事業で共同施行	
農道事業	事業費の4割以		(幅員3.0	(1割)以内	に限る。		
(幅員3.0	内	は、左記の額から当該補助金の額を差引	m以上)				
m以下)		いた額以内とする。		遺は、50万円以上			
"	事業費の5割以		ただし	人、国・県の補助を	受けるものを除く	`	
(幅員4.0	内	以内とし、末端受益の面積は1.0ha					
m以下)		以上で、かつ幅員は3.0m以上である					
<i>II</i>	事業費の6割以	こと。					
(幅員5.0	内						
m以下)							
"	事業費の7割以						
(幅員5.0	内						
m以上)							
備考 補助金の	の算出方法は、条例	第4条の規定により算出した額から、3					
0万円を	を差引いた額に、」	:記補助率を乗じて得た額以内とする。					

協議項目 各種事務事業の取扱い						関係項目	農林水産関係事業の取	扱い
整内容	含 (2)	農業派興助 成事	業については、合併時に再編	雨9 る。				
			現	ı	況			 調整の具体的内容
		三木市				吉川町		##E-352(114313E
2) 農業振	興助成事	Ě	,	(2) 農	業振興助成事業	()内は、認定	農業者 	(2) 合併時に両市町の補助金要綱等を見
事業		補助金交付額	備考		事業種目	補助金交付額	備考	し、新しい制度として再編する。
生産調整	野菜購入	300,000円	農業祭における廉価販売	農	家畜ふん尿等	事業費の2割(2	ただし、国・県の補助を	
推進対策			に伴う供給生産者への価	畜産	処理施設(附	割5分)以内	受けるものを除く。	
事業	. —		格補填相当額を助成	物	属機械器具を		事業費は、50万円以上	
	大豆栽培	事業費の5割	作付面積10a以上	<u>処</u> 理	含む。)		200万円以内とする。	
	技術確立		種子購入費用の2分の1	加	農産物加工施		ただし、国・県の補助を	
会事業	実証事業	事光典の「刺	(大豆)	上上施	設	割5分)以内	受けるものを除く。 事業費は、50万円以上	
	多面的機 能発揮促	事業費の5割	作付面積10a以上 種子購入費用の2分の1	設			200万円以内とする。	
	進事業		(レンゲ・コスモス)	Life	半生堆きゅう肥	1 000円	料金 4,000円	
	烂于木			地力	オガクズ堆肥	1,000円	料金 6,000円	
				増	完熟堆肥	1,000円	料金 8,000円	
				進事	マニュアスプレ	1,000円	料金 2,000円	
				業	ッダー	. , 0 0 0 1 3	1132 27 0 0 013	

				専門部会名 産業経	済部会
諸項目 各種事務事業の取扱い			関係項目	農林水産関係事業の取	扱い
1	現	況	1	l	回数の日はかかっ
三 木 市			吉 川 町		調整の具体的内容
事業種目補助金交付額	備考	事業種目	補助金交付額	備考	
農地集積規模拡 基本額 6,000円	10a当り	基本 - - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	★額 10,000円	10a当リ	
大支援事業		農地集積化事業	(10,000円)		
備考		加拿	算額 10,000円 (10,000円)		
この事業の助成金の交付対象となる利(1)・(2)の基準のすべてに該当すること。		 備考	(10,000円)	()は、更新	
(1)農業経営基盤強化促進法による賃借 (以下、賃借権の設定等という。)で 賃借権の移転、転貸は、農地保有合理 渡人、転貸人に限る。 (2)賃借権の設定等が行われた後の経営 +作業受託地をいう。)が、2.0 h	であること。ただし、 里化法人が賃借権の譲 営面積(自作地+借地	から(4)までの基準 (1)農業経営基盤 (以下、賃借 (2)平成8年4月 設定期間が6 (3)賃借権の設定 いう。)が、 (4)(新規につい 助成金の交付 う。)の設定 (更新につい 更新につい	付対象となる賃借権(り 『面積が20a以上であ	た。 権の設定、移転、転貸であること。 信借権の設定等であり、 面積(自作権+借地をこと。 以下、対象賃借権とい あること。	

								Ī	専門部会名 産業線	圣済部会
協調	義項目	各種事	務事業の取	扱い			関	係項目	農林水産関係事業の耳	双扱い
調虫	隆 内 容	§ (3)	集落営農	 	三木市の制度に統	 する。	·			
					 況					
			三木	市			吉川	囲丁		調整の具体的内容
(3)	集落営	農推進事業			(3) 集落	営農推進事業	 業			(3) 合併時に三木市の制度に統一する。
事業	業種目	補助金		補助対象限度額	事業種目	補助金	交付額		助対象限度額	
		建物(付帯		7 , 5 0 0万円以内		建物	事業費の		20 300万円以内	
	喜営農	工事を含 む。)	2割以内				3割以内	h a 未満 2 0 h a ~	30 450万円以内	
事業	É							h a未満		
								30ha以	上 600万円以内	
						水稲作物	事業費の	10ha~	20 600万円以内	
						用機械	3割以内	h a未満		
					集落営農			20ha~ ha未満	30 900万円以内	
					事業			30ha以	上 1,200万円	
								301147	以内	
						転作作物	事業費の	10ha~	20 200万円以内	
						用機械	3割以内	h a未満		
								20ha~	300万円以内	
								h a 未満 3 0 h a 以	上 450万円以内	
								3011av.	L 4 3 0711 16019	

– – • • • • • • • •					専門部分	会名 産業経	角部会
協議項目 各種事務事業の取	及し \			関係項目	農林水	室関係事業の取	及l I
周整内容 (4) 農業制度資	金については、台	合併時に三木市の	制度に統一する。				
		現	況				回数の目はかかっ
三 木	市			吉川町			調整の具体的内容
(4) 農業制度資金			(4) 農業制度資金				(4) 合併時に三木市の制度に統一する。
農業振興総合資金の種類	利子補給期間	利子補給率 (年率%)	農業振興総合資金の種	類	利子補給期間	利子補給率 (年率%)	
1 兵庫県農業近代 建構築物造成資金 化資金事務取扱 号資金) 要綱第3に掲げ	`	0.5	資金事務取扱要 号資金)	•	賞還期限内	0.725	
る資金(ただし、 号資金)	`			づくり資金			
者育成・確保資 (3号資金)			(35貝式	<u>:</u>)			
金及び認定長業 者育成推進資金 に設当するもの 小土地改良資金(1)	`						
を除く。) が上地域長真並(こ)							
農村環境整備資金 号資金)	`						
2 前号の農業近代 農業後継者育成・ 化資金のうち、 資金に該当するも	カ	1.0					
右に掲げる資金 認定農業者育成技 (ただし、6号資 資金に該当するも 金を除く。)	D	0.5					
3 豊かな村づくり 農業基盤振興資金 資金事務取扱要 号資金)	(1 償還期限内	1.0					
領第3のうち右 災害資金(4号資金) に掲げる資金 生きがいづくり資 (5号資金)							
4 農業近代化資金 融資額 及び豊かな村づ 1,000万円以下の部 くり資金のうち 1,000万円超える部		貸付利率以内					
市長が集落営農 a)農業近代化資金 の推進、農業経 b)豊かな村づく!		a) 0.5 b) 1.0					
営の振興、災害 金 復旧のため必要 と認めた資金	/ 具 	b) 1.0					
5 前各号に掲げるもののほか市長が特別要と認める資金	二必 償還期限内	貸付利率以内					

		専門部会名 産業経済部会
協議項目 各種事務事業の取扱い	関係項目	農林水産関係事業の取扱い
調整内容 (5) 農業イベントについては、合併時に三木市の	制度に統一する。	
現	況	
三 木 市	吉 川 町	調整の具体的内容
(5) 農業イベント	(5) 農業イベント	(5) 合併時に三木市の制度に統一する。
アー農業祭	ア 山田錦まつり	ア農業祭・山田錦まつりについては、新
目 的:地域特産農産物の展示と販売、各種催しを通して三	目 的:清酒の消費拡大と山田錦の	D生産振興を図るため、酒 市全体のイベントとして開催する。
木市農業・農村のPRと地元農産物の消費の拡大を	米生産者と酒造メーカーと	と消費者の交流を図る。
図る。	主 催 者:山田錦まつり実行委員会	
主 催 者:農業祭実行委員会	開催時期:毎年3月初旬の土曜日	
開催時期:毎年11月第1土・日曜日	開催場所:山田錦の館・町民体育館	
開催場所:文化会館駐車場	開催内容:利き酒、村米テント、品	
開催内容: 農産物市場 1 (野菜販売、別所園芸組合、朝市倶	直売、餅まき、フリーマ-	ーケット、農協物産展等
楽部、山芋販売、そば打ち実演販売、三木吉川		
つたの会)		
米消費拡大コーナー(おにぎり販売、餅つき販売、		
新米プレゼント、農業共済、食料事務所、林業さの		
こまつり、酒米振興コーナー)		
農産物市場2(みらい野菜部会、殿畑営農組合、		
みずほ協同農園)		
酪農コーナー(子牛放牧、ジャンボカボチャ品評		
会、牛乳販売)		
農産物品評会(野菜 花卉 果樹等300点出品 特賞15点、優秀20点)		
行員「3点、優秀20点) イ ぶどう品評会	イ ぶどう研究会品評会	イ ぶどう品評会については、三木市の品
目 的: ぶどう栽培技術の向上と三木ぶどうの振興を図る。	目 的:ぶどう栽培技術の向上と	
主催者:三木市・三木市園芸組合	主 催 者:みのり農協吉川ぶどう研	
開催時期:毎年9月初旬	開催時期:毎年9月第1土曜日	, un
開催場所:みっきぃホール	開催場所:活動センター 文化体育	
開催内容: ぶどう(ベリーA・ピオーネ)の展示・品評	開催内容: ぶどう(ベリーA・ピオー	

			専門部会名 産業経済	斉部会
協議項目 各種事務事業の取扱い		関係項目	農林水産関係事業の取扱	及い
現	況			調整の具体的内容
三 木 市		吉川町		
三 木 中 ウ 兵庫県・三木花き品評会 目 的: 花き類の品質改善を図り、あわせて花の消費拡大、		古 川 町		ウ 兵庫県・三木花き品評会については、現行のとおりとする。

				専門部会名 産業経済	等部会
協議項目	各種事務事業の取扱い		関係項目	農林水産関係事業の取扱	당 ١
調整内容	5 山田錦の館については、現行のとおりとする。				
	現	況			調整の具体的内容
	三 木 市		吉 川 町		<u> 同金</u> の英体のいる
5 山田錦の館		5 山田錦の館			現行のとおりとする。
なし		(1) 目的 ・特産「山田			(株)吉川まちづくり公社への出資について
		・農業全般の			は、新市に引き継ぐ。
			よる活力あるまちて	づくり	
		(2) 施設概要	アン・ログラ あまりょう		
			四米山田錦の栽培 の情報発信	・歴史・風土・日本酒等	
		イ 研究・普及	米の栽培管理技術、	地域特産物開発等につ	
		ι	ハての研究、普及		
		ウを流・研修	生産者同士の交流な	や都市と農村の交流、吉	
			川の魅力を生み出す		
				L品、地域特産物等を展	
		特産物展示販売			
				季節料理など吉川の味を	
		〔ふるさとの味〕(
				括用した新たな特産品の	
			開発と製造		
		・(株)吉川まちづくり	ハ汁へ 管理運営をき	⊼ ≜ I	
		(株)吉川まちづく		₹ ¶	
		` '	8,000万円		
			500万円		
		吉川町商工会			
		・管理運営費として、「		00万円の援助	
		・町職員2名派遣			

					専門部会名 産業総	经济部会
協議項目	各種事務事	業の取扱い		関係項目	農林水産関係事業の耳	双扱い
調整内容	6 農業第	落排水事業については、次のとおりとす	⁻ న.			
		現	 況			ADD - D. (146 1
		三木市		吉川町		調整の具体的内容
6 農業集落排	水事業		6 農業集落排水事業			農業集落排水事業については、次のとおりと
(施設概要)			(施設概要)			する。
施設名	称	細川農業集落排水処理施設	施設名称	金会地区農	業集落排水処理施設	
<u> </u>	Hatt	細川町細川中・豊地		金会		
計画面		和/川町和/川中 * 豆花 18.2 ha	計画面積	並云	6.8 ha	
敷設管		11,714 m	<u>新設管路延長</u>		4,461 m	
処理人		1,131 人	処理人口		259 人	
施設名	称	興治農業集落排水処理施設	施設名称	毘沙門地区	農業集落排水処理施	
				設		
処理区		別所町興治・稲美町草谷の一部	処理区域	毘沙門		
計画面		8.5 ha	計画面積	3.2 ha		
敷設管		8,863 m	敷設管路延長	4 , 161 m		
処理人	Ц	634 人	処理人口		237 人	
施設名	称	口吉川農業集落排水処理施設	施設名称	前田冨岡地施設	区農業集落排水処理	
処理区	処理区域 口吉川町桃坂・西中・東中・桾原		処理区域	前田・冨岡		
計画面	計画面積 11.5 ha		計画面積	7.9 ha		
敷設管理	路延長	11,399 m	敷設管路延長		6,794 m	
処理人		643 人	処理人口		404 人	

			専門部会名 産業経	済部会
協議項目 各種事務事業の取扱い		関係項目	農林水産関係事業の取	扱い
調 整 内 容 (1) 分担金については、合併時に三木市の制度に	統一する。			
	況			***** > D / + + /
三 木 市		吉川町		調整の具体的内容
(1) 分担金額(1宅地につき1.0口) -般家庭 1.0口 280,000円 事業所 1.0口 400,000円 新規加入者分担金は供用開始後1年を経過するごとに5%を乗じた額を徴収する。 イ 猶予及び減免 ・猶予制度 天災地変その他特別の事情がある場合 ・減免制度 天災地変その他特別の事情がある場合は一部減免	乗し 新規加入者についても 徴収する。 イ 猶予及び減免 ・猶予制度 災害又は 合 ・減免制度 地域の 消防団 生活係	0日 200 節の使用料に応じ に算出 5分担金200, 病気負傷により 自治団体が共用に 車庫(詰所)、 護法により扶助	,000円 て口数を算定し、それを 000円と工事負担金を 納付困難と認められる場 に供する建築物、集会所、 公園施設は100%減免 可を受けている者が所有 建築物は100%減免	

			専門部会名 産業経済	済部会
協議項目 各種事務事業の取扱い		関係項目	農林水産関係事業の取	扱い
調整内容 (2) 使用料については、合併時に三木市の制度	に統一する。			
	況			調整の具体的内容
三 木 市		吉川町		の定い会体の分替の
(2) 使用料 ア 使用料(1ヶ月当たり) 項 目 一般家庭 事業所 基本使用料 2,100円/軒 2,100円/軒 人数使用料 400円/人 600円/人 ・一般家庭人数は、毎月1日現在の住民基本台帳に基づく世帯員数とする。 ・事業所人数は、浄化槽设置基準、使用量等で別途決定する。・地区の集会所・消防庫等の公共施設は、基本料金2,100円のみ。 ・新規使用時の1ヶ月未満の使用料は、日割計算する。・未接続世帯も基本料金は徴収する。(減免もある。)・徴収は毎月(使用月の翌月の10日)とする。・基本使用料+人数使用料の合計に消費税を加算した金額を請求する。 イ 減免 ・減免制度 災害その他特別の事情がある場合は一部又は全部を減免することができる。	世帯員数とする。 ・事業所人数は、浄化・地区の集会所・消費のみ。 ・新規使用時の1ヶが・未接続世帯も基本・徴収は隔月(使用が、基本使用料+人数値をする。 イ 減免・減免制度 使用をでいる 使用をある場合	一般家庭及 毎年4月1日現在 七槽設置基準、使 防庫等の公共施設 月未満の使用料に 料金は徴収する。 月の翌々月)に消 が生活保護法の をするは、基本信 をが非常災害等に 会は、町長がこの人	2,000円/軒 400円/人 の住民基本台帳に基づく 明量等で別途決定する。 は、基本料金2,000 は、基本料金2,000 は、目割計算する。 する。 費税を加算した金額を請 の規定する生活扶助を受け 更用料の額 より生活困窮の状態にあ	

		専門部会名 産	業経済部会
協議項目 各種事務事業の取扱い	関係工	農林水産関係事業	の取扱い
調 整 内 容 (3) 吉川町の水洗便所等改造資金融資あっせん制 する利子補給は、返済終了まで継続する。	度については、平成18年度から廃止	「る。ただし、平成17年	度末までの吉川町の融資あっせん制度利用者に対
現	况		
三 木 市	吉川	Г	同定の分析がいる合
(3) 水洗便所等改造資金融資あっせん制度なし	(3) 水洗便所等改造資金融資あっせんア 融資対象者 農業集落排水処理施設の処式事を行なう者 イ 融資あっせん額等・貸付限度額 150万円以内・貸付期間 60ヶ月以内・融資利率 2.375%(予・償還方法 元利均等払ウ 利子補給 年3%以内で融資利率を上別き利子補給として融資を受けが	関始の日から3年以内には(1戸につき) で成15年度実績)	子補給は、返済終了まで継続する。

関係法令

十地改良法

(都道府県営土地改良事業の分担金等)

- 第91条 都道府県は、政令の定めるところにより、都道府県営土地改良事業(市町村特別申請事業を除く)によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の分担金を徴収することができる。
- 2 都道府県は、前項の規定による分担金の全部又は一部の徴収に代えて、都道府県営士地改良事業(市町村特別申請事業を除く)の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村に対し、その事業に要する費用のうち当該市町村の区域内にある土地に係る同項に掲げる者に対する分担金に相当する部分の費用を 負担させることができる。この場合においては、都道府県は、あらかじめ、当該市町村の同意を得なければならない。
- 3 前項の市町村は、政令の定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の費用を地方自治法第224条の分担金として徴収することができる。

地方自治法

(分担金)

第224条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、 当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

先 進 事 例 編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調整の内容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	 (1) 農業振興地域整備計画に基づく農用地区域等は、現行のとおりとし、合併後、新たに作成する計画に基づき調整する。 (2) 水田農業経営確立対策事業の実施のための水田農業推進協議会については、合併時に統合する。ただし、生産調整の割当については、各市町村の現行比率をもって配分する。 (3) 市町村有林の管理等の取扱いについては、それぞれの市町村の例により、現行のとおりとする。 (4) 農林水産関係事業については、地域特性を生かし、産業の振興及び農林地の公益的機能の維持・発揮のため、引き続き、現行のとおり実施するように努める。
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	1.別子山村の林道開設事業及び林道管理事業については、当面、現行どおりとする。 2.土地改良事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、 別子山村は合併前に土地改良区の設立について検討するものとする。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	ア 水田農業経営確立対策事業については、現在の水田農業経営確立対策期間中は、現行 どおりとする。 イ 豊浦町の農業生産組織育成事業は、当分の間、現行どおりとする。 ただし、合併後、3年以内に新市において制度を見直す。 ウ 豊浦町の高性能防除器具等設置補助制度は、廃止する。 エ 河川カメムシ防除事業については、新発田市の制度を適用する。 ただし、新潟県委託を除いた防除事業については、合併後、新市で調整する。 オ 豊浦町の野ソ駆除事業は、廃止する。 カ 豊浦町の土地利用調整推進事業は、廃止する。

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調 整 の 内 容
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	ア 水田農業経営確立対策事業については、現在の水田農業経営確立対策期間中は、現行どおりとする。 イ 豊浦町の農業生産組織育成事業は、当分の間、現行どおりとする。ただし、合併後、3年以内に新市において制度を見直す。 ウ 豊浦町の高性能防除器具等設置補助制度は、廃止する。 エ 河川カメムシ防除事業については、新発田市の制度を適用する。ただし、新潟県委託を除いた防除事業については、合併後、新市で調整する。 オ 豊浦町の野ソ駆除事業は、廃止する。 カ 豊浦町の土地利用調整推進事業は、廃止する。

先 進 事 例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調 整 の 内 容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	1 農業振興地域整備計画及び農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想は、合併後速やかに策定する。 2 合併時の認定農業者は、新市の認定農業者とする。また、認定基準については合併時に統一する。 3 農業振興に係る町単独補助事業は、合併時に再編し、新市全域に実施する。 4 生産調整(転作)は、合併時に調整する。 5 利子補給制度は、合併時に再編実施する。 6 農業イベントは、現行のとおり新市に引き継ぐ。 7 町単独農地農業用施設災害復旧事業は、合併時に廃止する。 8 町単独土地改良事業は、合併時に事業区分及び補助率を統一する。 9 団体営土地改良事業の受益者負担率は、合併時に県営事業の負担率と同じに統一する。ただし、農道整備事業及び災害復旧事業並びに調査設計事業については、別途定める。 10 元利補給金交付事業は、合併時に廃止する。ただし、償還中の事業については終了時まで助成を継続する。
未定	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	1 水田農業構造改革対策事業については、合併時または合併後に再編する。 2 土地改良事業については、受益者負担を含めて合併後に再編する。 3 土地改良区については、新町に引き継ぐ。

協議第35号

各種事務事業 (水道事業)の取扱いについて

各種事務事業(水道事業)の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年9月2日提出

三木市・吉川町合併協議会 会 長 加 古 房 夫

- 1 水道料金については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 2 水道給水分担金については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 3 水道工事負担金については、合併時に三木市の制度に統一する。

専門部会名 上水道部会 協議項目 各種事務事業の取扱い 関係項目 水道事業の取扱い 調整内容 1 水道料金については、合併時に三木市の制度に統一する。 現 況. 調整の具体的内容 = 木市 吉川町 1 水道料金(平成16年8月現在) 1 水道料金(平成16年8月現在) 合併時に三木市の制度に統一する。 水道料金は基本料金(口径)と従量料金である。 水道料金は基本料金と超過料金である。 ただし、料金格差等を調整するため、吉 (1)基本料金 川町が保有する基金等を充てる。 基本料金 種 別 2ヶ月の使用量 米斗 金 口径別 一般用 (2ヶ月の使用量・20 以下) 基本料金 2,700円 16 以下 13m/m1,800円 第1段階 | 17~ 40 超過料金 175円/ $20 \,\mathrm{m/m}$ 1,800円 第2段階 41~ 60 超過料金 230円/ 25m/m5,380円 第3段階 61~100 超過料金 280円/ 第4段階 101 以上 超過料金 310円/ $30 \, \text{m} / \text{m}$ 8,680円 14,660円 $40 \,\mathrm{m}/\mathrm{m}$ 基本料金 8,100円 臨時用 16 まで 20,940円 17 以上 $50 \,\mathrm{m/m}$ 超過料金 520円/ $7.5 \,\mathrm{m/m}$ 44,860円 基本料金+超過料金の合計に消費税を加算した金額を請求する。 74.760円 100m/m 104,660円 $125 \,\mathrm{m/m}$ $150 \, \text{m} / \text{m}$ 149,500円 200m/m以上 管理者が別に定める 共同住宅用 1,600円/戸(口径に関係なし) (2)従量料金 従量料金 種 別 2ヶ月の使用量 一般用 第1段階 21~ 60 120円/ 第2段階 61~100 160円/ 第3段階 | 101~200 185円/ 第4段階 201 以上 211円/ 浴場用 21 以上 90円/ 臨時用 21 以上 400円/ 基本料金+従量料金の合計に消費税を加算した金額を請求する。

						専門部会名 上水	道部会
	協議項目	各種事務事業の取扱い			関係項目	水道事業の取扱い	
	調整内容	2 水道給水分担金については、合併時	に三木市の制度に統一	-する。			
			 況				
		三 木 市		吉	III BŢ		調整の具体的内容
が の [- - - -	世の公平を図る。 メーター口径 13 20 25 30 40 50 75 100 150	三 木 市 S応分の額を給水申請者から徴収し、既需要家と 分 担 金	の負担の公平を図 月間受水量 30 以下 31~50 51~75 76~100 101~125 126~150 151~175 176~200 201~225 226~250 251~275	対する応分の額 対する応分の額 る。 分担金 200 千円 270 千円 360 千円 450 千円 540 千円 630 千円 720 千円 810 千円 900 千円 990 千円	を給水申請者かり 月間受水量 276~300 301~325 326~350 351~375 376~400 401~425 426~450 451~475 476~500 月間受水量 50	5徴収し、既需要家と 分担金 1,170 千円 1,260 千円 1,350 千円 1,450 千円 1,650 千円 1,750 千円 1,850 千円 1,950 千円 1,950 千円 1,950 千円 1,950 千円	合併時に三木市の制度に統一する。

				専門部会名 上水	道部会
協議項目	各種事務事業の取扱い		関係項目	水道事業の取扱い	
調 整 内 容	3 水道工事負担金については、合併時	に三木市の制度に統一する。			
	現	 況			+EE++ > E (144 1++
	三 木 市	吉川	町		調整の具体的内容
が限界に達している場所合 ・計画水量に必要な配水事務費(7~9%)を・工事は、市が直接、設・施設能力が当面支障な利な工事も含む。 (2)既設施設を勘案し、将来適当と管理者が認めた場・配水本管整備工事負担る。 配水本管整備工事負担金都市計画法第29条(ア)市街化区域 (1)その他の区域区画分割 区画分割	く、他工事等で時期が後で、随伴施工が有において、水道施設を増径その他の変更が合金を市に納入することで替えることができに係る開発行為等開発区画数 - 開発区域内筆数) × 10万円開発区画数×10万円まにより増加する区画数×10万円は宅 (市が承認した計画給水戸数 - 1	3 水道工事負担金 (1)給水申込に際して、配水管等のが限界に達している場所も含む。合(配水管等工事負担金) ・計画水量に必要な配水管新設 て事業者(給水申込者)におただし、やむを得ない理由 担金として、工事費と事務費 (2)水源開発工事負担金 分譲住宅及び賃貸住宅等建築 (ア)市街化予定区域 1戸当た (イ)その他全区域 1戸当た 工場、学校、病院、商店等の (ア)市街化予定区域 1日当た (イ)その他全区域 1日当た	・増径、配水池 ・増径、配水池 いて施工し、町 により施工でき (10%)を納 する場合 こり 10万円 たり 10建築大 にり申込最大契	磁等を必要とする場 也、用地等は原則とし 可へ寄付すること。 きない場合は、工事負 引入できる。 る場合 総が量×10万円	合併時に三木市の制度に統一する。

料金比較

水 道 料 金 (2ヶ月分の使用料金とし、料金には消費税を含んでいます。)

項目	三木市	吉川町	合併後差額
使用量20 の料金	1,890円	3 , 5 7 0円	1,680円
使用量50の料金	5 , 6 7 0円	9,660円	3,990円
使用量60の料金	6,930円	12,075円	5,145円

関係法令

地方公営企業法

(この法律の目的)

第1条 この法律は、地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営の根本基準、企業の経営に関する事務を処理する地 方自治法の規定による一部事務組合及び広域連合に関する特例並びに企業の財政の再建に関する措置を定め、地方自治の発達に資することを目的とする。

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

- 第2条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。)に適用する。
 - (1) 水道事業(簡易水道事業を除く。)
 - (2) 工業用水道事業
 - (3) 軌道事業
 - (4) 自動車運送事業
 - (5) 鉄道事業
 - (6) 電気事業
 - (7) ガス事業
- 2~3 (省略)

(料金)

- 第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。
- 2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

水道法

(この法律の目的)

第1条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

(用語の定義)

- 第3条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除 く。
- 2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が100人以下である水道によるものを除く。
- 3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が5,000人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。
- 4~12 (省略)

先 進 事 例 編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調 整 の 内 容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	(1) 佐伯町及び吉和村の簡易水道事業は、廿日市市に引き継ぐものとする。なお、上水道事業と簡易水道事業は別会計の取扱いとする。(2) 佐伯町及び吉和村の簡易水道事業特別会計は、合併時に統合する。(3) 簡易水道の水道料金については、合併後5年以内に段階的に統一する。(4) 簡易水道の量水器使用料及び施設整備納付金については、合併後3年以内に統一する。
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	1. 別子山村の水道事業については、当面現行どおりとする。ただし、合併後、施設の状況によっては簡易水道事業等への取り組みを検討する。 2. 別子山村の水道料金については、当面現行どおりとし、事業の見直しに応じて調整を図るものとする。 3. 別子山村の水道料金の徴収については、当面現行どおりとする。ただし、利用者の利便性を図るよう調整に努めるものとする。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	・水道料金、下水道使用料は、両市町の料金体系が違うので、野田市の料金体系に統一する(水道料金は、関宿町が小口は安くなり、大口は高くなる。一般家庭(口径13mm)の場合、月20m3で700円の減。下水道使用料は、同100円の減。) ・検針及び収納事務、給水申込納付金は、両市町で違いがあるので、野田市の制度に統一する。 ・上水道の財源は、一般会計からの繰入金は現行のとおりとする。県補助金は合併後なくなるため、一般会計から補助する。
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	上水道事業については、現行どおりとする。

先 進 事 例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調 整 の 内 容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	1 給水区域及び事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新たに事業認可を受ける。 2 上水道事業会計については、合併時に統合する。 3 料金体系については、合併時に 従量制の新しい料金体系を構築する。 休止料金は廃止し、開栓手数料は徴収するがメーター使用料は徴収しない。 料金等の減免及び軽減規定については、統一する。 検針については、2か月毎とし、納付書の発行は15日、納期限は月末とする。 4 加入分担金及び工事負担金については、合併時に統一する。ただし、工事負担金のうち水源開発負担金については、合併時に廃止する。
西脇市	西脇市、黒田庄町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	(1) 上水道事業及びその給水区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (2) 簡易水道事業及びその給水区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (3) 水道料金については、当分の間現行のとおりとし、新市において段階的に調整する。 (4) 給水加入分担金については、新市発足時に西脇市の例により統合する。 (5) 検針及び料金徴収については、新市発足時に西脇市の例により統合する。
未定	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	1.水道事業施設については、新町に引き継ぐ。 2.給水加入分担金及び新規加入工事については、中町の例により合併時に統合する。 3.水道料金については、合併後3年を目途に再編する。ただし、簡易水道料金(加美町、八千代町)は合併時に再編する。 4.手数料については、合併時に再編する。 5.量水器の取扱いについては、加美町、八千代町の例により合併時にする。 6.施設整備納付金については、合併時に廃止する。 7.水道委員会については、合併後に再編する。

協議第36号

各種事務事業(下水道事業)の取扱いについて

各種事務事業(下水道事業)の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年9月2日提出

三木市・吉川町合併協議会 会 長 加 古 房 夫

- 1 下水道事業については、現認可期間である平成18年度までは現行のとおりとする。平成19年度以降の計画については、合併後策定する。
- 2 受益者負担金については、合併後5年を目途に三木市の制度に統一する。
- 3 使用料については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 4 水洗便所等改造資金融資あっせん制度については、平成18年度から三木市の制度に統一する。ただし、平成17年度末までの吉川町の融資あっせん制度利用者に対する利子補給は、返済終了まで継続する。

専門部会名 建設部会 各種事務事業の取扱い 下水道事業の取扱い 協議項目 関係項目 1 下水道事業については、現認可期間である平成18年度までは現行のとおりとする。平成19年度以降の計画については、合併後策定する。 調整内容 現 況. 調整の具体的内容 1 下水道事業 三木市 吉川町 現認可期間である平成18年度までは現行の 汚水 約3,630 ha 約210 ha 都市計画 とおりとする。平成19年度以降の計画につ 決定面積 雨水 約1,330 ha 約190 ha いては、合併後策定する。 約1,910 ha 汚水 約210 ha 都市計画 事業認可面積 雨水 約1,330 ha 約190 ha 汚水 1,909.0 ha 209.0 ha うち 公共 1,312.5 ha 209.0 ha うち 特定環境保 596.5 ha 下水道事業 全公共 認可面積 雨水 1,329.1 ha 190.0 ha うち 公共 1,309.0 ha 190.0 ha うち 特定環境保 20.1 ha 全公共 事業認可期間 昭和54年3月27日~平成19年3月31日 平成3年1月29日~平成19年3月31日 施設名称 加古川上流浄化センター 吉川町浄化センター 神戸市・西脇市・三木市・小野市・加西市・社町・ **処理区域** 吉川町 滝野町 約17,200 ha 約209 ha 計画面積 (うち三木市 4,253 ha) 約354,000人 計画処理人口 7,500人 (うち三木市 91,400人) 流域幹線 約42 km 敷設済管路延長 約25 km 三木市整備 3 5 4 km 計画目標年次 平成18年度 全体平成22年度 平成18年度 全体平成20年度

			専門部会名 建設部	숲
協議項目 各種事務事業の取扱い		関係項目	下水道事業の取扱い	
調整内容 2 受益者負担金については、合併後5年を目途に	三木市の制度に統一する。			
現	況			調整の具体的内容
三 木 市		吉川町		調金の其件が合
2 受益者負担金(1) 受益者(納入義務者)下水道を整備する区域内の土地の所有者、または土地に対する 権利(借地権等)を有する者	2 受益者負担金(1) 受益者(納入義務者)公共下水道の排水区域者、または賃貸借にる	。 或内において、汚	水を排出する施設の所有 「る者	合併後5年を目途に三木市の制度に統一する。
(2) 負担金額 土地1平方メートル当たり 560円(土地に一度限り賦課される。)	乗じて算定する。 ・中吉川負担区 ・吉川ニュータウン	1単位 ン負担区 1単位 般住宅を1.0単	こより算出した単位数を 当り 210,000円 当り 106,000円 位とし、一般住宅以外の 定する。	
 (3) 納付方法 負担金額を3年に分割し、さらに1年を4期に分けた12回で納付 第1期 7月1日~ 7月31日 第2期 10月1日~10月31日 第3期 12月1日~12月25日 第4期 2月1日~2月 末日 	(3) 納付方法 負担金額を3年に分割 付 第1期 7月1日 第2期 2月1日	~ 7月31日	を2期に分けた6回で納	
(4) 一括納付報奨金 受益者が負担金を初年度の第1期の納期内に一括納付したと きは、負担金の7.5%を報奨金として交付する。 ただし、150,000円を限度とする。			内期内に一括納付したと 3奨金として交付する。	

			専門部会名 建設部名	-
協議項目 各種事務事業の取扱い		関係項目	下水道事業の取扱い	
現	況			調整の具体的内容
三木市		吉川町		Mare Section 1, 2 C
(5) 猶予及び減免 ・猶予制度 田、畑、山林などは宅地化されるまで猶予する。	(5) 猶予及び減免 ・猶予制度 災 合		納付困難と認められる場	
・減免制度 自治会の集会所、消防器具庫等は100%減免神社やお寺の境内地、国公立の学校用地や社会福祉施設用地等は75%減免一般庁舎用地、図書館、公民館等は50%減免国公立の病院用地等は25%減免	・減免制度	地域の自治団体が共用に 肖防団車庫(詰所)、2 生活保護法により扶助	に供する建築物、集会所、 公園施設は100%減免 を受けている者が所有 建築物は100%減免	

		- H. J 1 3 F.	専門部会名 建設部	会
協議項目 各種事務事業の取扱い		関係項目	下水道事業の取扱い	
調整内容 3 使用料については、合併時に三木市の制度に統一				
現	 況			
三 木 市	吉	川町		調整の具体的内容
3 使用料(1ヶ月・税込み)	3 使用料(1ヶ月・税込み)			合併時に三木市の制度に統一する。
種 別 基本使用料 従量使用料(1 につき)	種 別 基本使用料	従量使用料	乳(1 につき)	
一般汚水 630円 1~ 10 52.50円	l I <u>-</u>	11~ 20	157.50円	
11~30 136.50円		21~ 30	178.50円	
31~50 178.50円		31~ 50	210.00円	
51~100 215.25円		5 1 以上	252.00円	
101 以上 252.00円 浴場汚水 630円 1 以上 94.50円				
臨時用等 630円 1 以上 420.00円				

			専門部会名 翼	設部会
協議項目 各種事務事業の取扱い	関	係項目	下水道事業の取扱	당 \
調整内容 4 水洗便所等改造資金融資あっせん制度についてに する利子補給は、返済終了まで継続する。	は、平成18年度から三木市の制度に	統一する。	ただし、平成17	年度末までの吉川町の融資あっせん制度利用者に対
現	況			**************************************
三 木 市	吉ル	囲丁		調整の具体的内容
4 水洗便所等改造資金融資あっせん制度 (1) 融資対象者 改造資金を必要とする住宅の所有者又はその同意を得た使用者 (2) 融資あっせん額等 ・貸付限度額 80万円以内(1戸につき) ・貸付期間 60ケ月以内 ・融資利率 2.4%(平成17年3月31日まで) ・償還方法 元利均等払等(ボーナス併用償還可能) (3) 利子補給 なし	4 水洗便所等改造資金融資あって (1) 融資対象者 公共下水道の供用開始の告 行なう者 (2) 融資あっせん額等 ・貸付限度額 150万円 ・貸付期間 60ケ月以 ・融資利率 2.375 ・償還方法 元利均等払 (3) 利子補給 年3%以内で融資利率を上り 助成する。	示の日から 以内(1 戸に 内 %(平成 1 5	こつき) 5年度実績)	済終了まで継続する。 なお、制度の充実について、今後検討する。

料金比較

下 水 道 料 金 (2ヶ月分の使用料金とし、料金には消費税を含んでいます。)

項目	三木市	吉川町	合併後差額
使用量20 の料金	2,310円	2 , 9 4 0円	630円
使用量50の料金	6,405円	7,875円	1,470円
使用量60の料金	7 , 7 7 0 円	9,660円	1,890円

関係法令

下水道法

(この法律の目的)

第1条 この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を 図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

(管理)

- 第3条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、2以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

(事業計画の認可)

第4条 前条の規定により公共下水道を管理する者(以下「公共下水道管理者」という。)は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定め、国土交通大臣(政令で定める事業計画にあつては、都道府県知事。第6条において同じ。)の認可を受けなければならない。認可を受けた事業計画の変更(政令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

(使用料)

- 第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。
- 2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。
- (1) 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- (2) 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- (3) 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- (4) 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。
- 3 公害防止事業費事業者負担法(昭和45年法律第133号)の規定に基づき事業者がその設置の費用の一部を負担した公共下水道について当該事業者及びその他の事業者から徴収する使用料は、政令で定める基準に従い、当該事業者が同法の規定に基づいてした費用の負担を勘案して定めなければならない。

下水道の種類

下水道法に基づく下水道

公共下水道

市街地の家庭汚水や事業場排水を集め、終末処理場で浄化して河川など に放流するか、または流域下水道につないで処理する下水道。

流域下水道

多数の都市が隣接している地域に設置されるもの。各市町村が単独で公共下水道を設置して排水の処理をするよりも、複数の市町村の下水を広域的に集め、一括処理した方が、建設費、維持管理費が軽減され、しかも公共用水域の水質が保全されることになります。

2市町村以上にまたがる下水を広域的に処理。

都市下水路

市街地などの雨水による浸水被害を解消するために、公共下水道の雨水渠または都市下水路を設置し、降雨時の雨水を排除するもの。

流域関連公共下水道

市町村区域内の下水を集める管渠を作り、下水は流域下水道の幹線に流すもの。

単独公共下水道

一つの市町村区域内で下水を集める管渠と終末処理場を有するもの。

特定環境保全公共下水道

農山漁村の集落や、自然保護を目的として、湖周辺 の観光地などに設けられる下水道。

特定公共下水道

特定の地域における工場や事務所からの下水を処理するもの。

その他汚水処理施設

合併処理浄化槽

人家がまばらな地域で、それぞれの家庭に設置して汚水を処理するもの。

農業集落排水施設

農業振興地域内の農業集落において汚水を処理するもの。受益戸数が概ね20戸以上、対象人口が概ね1,000人程度以下を対象。

コミュニティプラント

地方団体、公社、公団等の公的機関、民間の開発行為による住宅団地等に設置されるし尿と家庭維排水の処理を目的としたもの。

先 進 事 例 編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調 整 の 内 容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	(1) 下水道使用料については、現行のとおりとし、合併後、料金体系や算定条件等の整理を行い、統一化の検討をする。(2) 受益者負担金、水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給については、現行のとおりとする。(3) 生活扶助世帯水洗便所改造資金補助金は、廿日市市の例による。
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	し尿処理及びし尿収集運搬業務については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとす る。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	・し尿処理施設は、関宿町では設置していないので、野田市の処理能力に応じて関宿町の分を処理し、それ以外は引き続き松戸市へ処理委託する。 ・生活排水処理施設は、野田市では設置していないので、新市においても関宿町の現行施設を存続する。
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	ア 公共下水道使用料については、新発田市の制度を適用する。 ただし、豊浦町の特定環境保全公共下水道使用料については、当分の間、現行の料金体系とし、次期下水道使用料の改定時までに合理的な体系を検討する。 イ 下水道使用料徴収方法は、新発田市の制度を適用する。 ただし、豊浦町の特定環境保全公共下水道使用料徴収方法は、当分の間、現行の徴収方法とし、次期下水道使用料の改定時までに徴収方法を見直す。 ウ 下水道事業受益者負担金は、新発田市の制度を適用する。 ただし、豊浦町が既に設定している負担金については、現行の制度を適用する。

先 進 事 例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調 整 の 内 容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	1 事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新たに事業認可を受ける。 2 下水道の会計については、合併時に事業種別ごとに統合する。その後、公営企業会計への移行に取り組む。 3 料金体系については、合併時に 従量制の新しい料金体系を構築する。 検針、納付書の発行日及び納期限は上水道事業の取扱いと同様とする。 4 受益者負担金及び分担金については、現行のとおりとし、負担金の支払いは3年間・年4回、分担金は3年間・年1回とする。一括報奨金については、受益者負担金額の7.5%とする。 5 生活排水処理事業に係る助成制度については、水洗便所等改造資金融資あっせんは廃止するが、合併浄化槽設置事業補助金・水洗便所等改造資金助成・ポンプ施設等排水設備工事補助金は、合併時にそれぞれ統一する。
未定	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	1 下水道施設については、新町に引き継ぐ。 2 合併処理浄化槽設置整備事業については、合併時に再編する。 3 分担金及び新規加入工事については、中町の例により合併時に統合する。 4 下水道使用料については、合併後3年を目途に再編する。ただし、再編までは現行の料金とする。 5 排水設備改造資金利子補給事業については、八千代町の例により合併時に統合する。 6 下排水対策事業宅地内改造工事資金助成については、中町の例により合併時に統合する。 7 高齢者等在宅生活環境整備事業については、中町の例により合併時に統合する。 8 合併処理浄化槽維持管理組合については、合併後に再編する。

協議第37号

新市建設計画について

新市建設計画「新市まちづくり計画」については、別添のとおりとする。

平成16年9月2日提出

三木市・吉川町合併協議会 会 長 加 古 房 夫

提案第38号

各種事務事業 (塵芥処理)の取扱いについて

各種事務事業(塵芥処理)の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年9月2日提出

三木市・吉川町合併協議会 会 長 加 古 房 夫

- 1 廃棄物処理施設については、次のとおりとする。
 - (1) ごみ焼却施設については、合併後速やかに三木市の施設に統合し、吉川町の施設は休止する。両市町の埋立処分場については、継続する。
 - (2) 両市町のし尿処理施設については、継続する。
- 2 ごみの収集については、両市町の体制で新市に引継ぎ、平成18年度末までに調整する。
- 3 廃棄物処理手数料については、両市町の額で新市に引継ぎ、ごみの減量化 等を考慮して、平成18年度末までに調整する。
- 4 ごみの減量化・資源化については、次のとおりとする。
 - (1) 資源化ごみ集団回収運動奨励事業については、合併時に三木市の制度に統一する。
 - (2) 生ごみ処理機等助成事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

			専門部会名 住民生	活部会
協議項目 各種事務事業の取扱い		関係項目	塵芥処理の取扱い	
1 廃棄物処理施設については、次のとおりとする。 調整内容 (1) ごみ焼却施設については、合併後速やかに至 (2) 両市町のし尿処理施設については、継続する 現	三木市の施設に統合し、吉川町の	の施設は休止する	。 両市町の埋立処分場	については、継続する。
		吉 川 町		調整の具体的内容
1 廃棄物処理施設 (1) ごみ焼却施設 ア 名称 三木市清掃センター イ 焼却施設 ・焼却炉…流動床方式(平成10年4月供用開始) ・焼却能力…117t/日(39t/16H×3系列) ・焼却時間…月~土曜日の8:00までの24時間運転 ・焼却内容…可燃性焼却物(プラ・塩ビ系は埋立) ・運転及び維持管理…全面委託(5人×3班+2人、計17人) ・焼却灰・飛灰処理…キレート+セメント固化し最終処分場に 埋立(一部フエニックスへ搬出) ・ダイオキシン分析値…基準値(5ng-TEQ/N以下) ウ 粗大ごみ処理施設 ・施設概要…せん断式破砕機+回転破砕機、切断機併設(平成10年4月供用開始) ・処理能力…34t/日(5H) ・運転時間…月~金曜日 8:30~16:00 ・運転及び維持管理…全面委託(日勤5人) エ 資源化ごみ ・PETボトル・飲料用紙パックの圧縮梱包…全面委託	1 廃棄物処理施設 (1) ごみ焼却施設 ア 名称 吉川町クリーンセン イ 焼却施設 ・焼却炉…機械化バッ ・焼却能力…20t/E ・焼却時間…火~金曜 転 ・焼却内容…可燃性焼 ・運転及び維持管理…・・焼却灰・飛灰処理…・・ダイオキシン分析値 ウ 粗大ごみ処理施設	ター(ごみ処理場 チ燃焼式(平成 日(10t/8H× 日9:00~1 却物委1、1 中のででででででである。 サールででででである。 サールででである。 サールででは、1 は、1 は、1 は、1 は、1 は、1 は、1 は、1 は、1 は、1	8年3月供用開始) : 2系列) 7:00までの8時間運 ビゴム系は委託処理) ×1班+1人、計3人) 最終処分場に埋立 ng-TEQ/N以下) 成10年4月供用開始) : 00	

			専門部会名	住民生活部	哈
協議項目 各種事務事業の取扱い		関係項目	塵芥処理の取扱	l I	
	況	吉川町			調整の具体的内容
オ 埋立処分場 ・施設概要…埋立容量269,400 (昭和60年2月供用開始) ・浸出液処理設備…処理能力66 /日 ・運転及び維持管理…直営(2人) ・埋立機材…コンパクタ1台、パワーショベル2台、4tダンプ1台 ・計量業務…直営(2人) カ ごみの搬入受付 ・計量棟で受付後、搬入者がそれぞれの場所で処分する。 ・搬入受付時間…月~金曜日 8:00~16:00 (2) し尿処理施設 ア 名 称 三木市クリーンセンターイ 供用開始 昭和61年11月ウ 処理方式 低希釈二段活性汚泥法+高度処理エ 処理能力 130 /日	オ 埋立処分場 ・施設概要…埋立会。	処理能力 - 20 直営 ショベル1台 2 般入者がそれぞれ ~金曜日 9:0 年6月 脱室素処理方式(.テム)	/日 tダンプ(ごみ収) の場所で処分する。 0~16:00 ·(し尿処理場)	集と供	(2) 両市町のし尿処理施設は、継続する。

専門部会名 住民生活部会 協議項目 各種事務事業の取扱い 関係項目 塵芥処理の取扱い 2 ごみの収集については、両市町の体制で新市に引継ぎ、平成18年度末までに調整する。 調整内容 現 況 調整の具体的内容 三木市 吉川町 2 ごみの収集 2 ごみの収集 両市町の体制で新市に引継ぎ、平成18年度 (1) 分別基準等・収集日(月~金曜日) (1) 分別基準等・収集日(月~金曜日) 末までに調整する。 収 集 日 収 集 日 分別基準 分別基準 可燃ごみ 调 可燃ごみ 2回 2 回 月 もやさないごみ 埋立ごみ 2 回 2 回 あらごみ 不燃ごみ 月 月 1 🗇 1回 資 PETボトル 資 PETボトル 2ヶ月1回 2回 飲料用紙パック 缶 み ガラスびん 月 ガラスびん 1回 (2) 収集方式 (2) 収集方式 ・ステーション方式(3戸は、戸別収集) ・ステーション方式 (身体障害等により排出困難な家庭には戸別収集「ふれあい収 ・可燃ごみ、もやさないごみ、不燃物、資源ごみ 220ヶ所 集」を実施) ・可燃ごみ、埋立ごみ、あらごみ 876ヶ所 ・資源ごみ 264ヶ所 (3) 収集車両台数 (3) 収集車両台数 ・ 直営収集 4台 6人 ・直営収集 11台 33人 ・委託収集(1年契約) 2台 4人 (4) ごみステーション設置基準 (4) ごみステーション設置基準 ・可燃ごみ、埋立ごみ、あらごみ…30戸に1ヶ所(各ごみ共通) ・自治会と協議 ・資源ごみ(PETボトル、飲料用紙パック)…100戸に1ヶ ・ごみステーション管理…地元地区自治会 ・ごみステーション管理…自治会

		専門部会名 住民生活部会
協議項目 各種事務事業の取扱い	関係項目	塵芥処理の取扱い
調整内容 3 廃棄物処理手数料については、両市町の額で新市	iに引継ぎ、ごみの減量化等を考慮して、平成 1 :	8年度末までに調整する。
現	況	即數の日付的内容
三 木 市	吉 川 町	調整の具体的内容
3 廃棄物処理手数料	3 廃棄物処理手数料	両市町の額で新市に引継ぎ、ごみの減量化等
(1) 一般廃棄物処理手数料	(1) 一般廃棄物処理手数料	を考慮して、平成18年度末までに調整する。
・一般廃棄物 可燃物 70円(10kg当たり)	・一般廃棄物 生活系 30円] (1 0kg当たり)
不燃物 70円(10kg当たり)] (1 0kg当たり)
・し尿 60円(10 当たり)](180 当たり)
・浄化槽清掃汚泥 11円(10kg当たり)](180 当たり)
・動物の死体 犬・猫 2,000円(1体当たり)		3(180 当たり)
(2) 産業廃棄物処分費用	(21人槽以上)	
・産業廃棄物 可燃物 70円(10kg当たり)](45)
不燃物 100円(10kg当たり)		3(30)
		3(20)
	・粗大ごみステッカー 500円](1枚)

			専門部会名 住民生活	話帝会
協議項目 各種事務事業の取扱い		関係項目	塵芥処理の取扱い	
4 ごみの減量化・資源化については、次のとおりる 調整内容 (1) 資源化ごみ集団回収運動奨励事業については、 (2) 生ごみ処理機等助成事業については、合併時	は、合併時に三木市の制度に統一	ーする。		
現	況			調整の具体的内容
三 木 市		吉川町		
4 ごみの減量化・資源化 (1) 資源化ごみ集団回収運動奨励事業 ア 集団回収奨励金 資源ごみ(紙類・布類・空き缶・空きびん(ワンウェイびん)) を集団回収した自治会等の団体に対し奨励金を交付する。 ・紙類・布類 4円/kg ・空き缶 5円/kg ・空きびん 5円/kg(空きびん回収事業で記載、自治会へ交付する。) イ リサイクル活動奨励金 集団回収を行った団体に対し、1年間(1月~12月)を通じて行った回数と量により算出したリサイクル奨励金を交付する。)	団回収したPTA会	類、鉄屑、アル 員及び生徒に対り 円 / k g	ミ缶、バッテリー)を集 し、助成金を交付する。	ごみの減量化・資源化については、次のとおりとする。 (1) 合併時に三木市の制度に統一する。
(2) 生ごみ処理機等助成事業 ア 対象購入者 ・市内に住所を有し、かつ、居住していること。 ・堆肥化を目的とする機器においては、出来た堆肥を自家処理できること。 ・機器の設置、管理ができること。 ・市税の滞納がないこと。 イ 対象機器 ・コンポスト、ボカシ容器、空き缶つぶし機(市が指定した販売店の指定機器) ・電気式生ごみ処理機(市内の販売店で購入した機器)	(2) 生ごみ処理機等助成事 ア 対象購入者 ・町内に住所を有し、 ・出来た堆肥を自家処 ・自己の責任において こと。 イ 対象機器(販売店の持 ・コンポスト ・電気式生ごみ処理機	かつ、居住してい理できること。 容器等を設置して	いること。	(2) 合併時に三木市の制度に統一する。

		3 - F H J J L I	+	A
			専門部会名 住民生活	
協議項目 各種事務事業の取扱い		関係項目	塵芥処理の取扱い	
現	況			
三 木 市		吉川町		調整の具体的内容
ウ 助成金額 ・コンポスト 3,000円(1世帯2基まで) ・ボカシ容器 1,000円(1世帯2基まで) ・空き缶つぶし機 3,000円(1世帯1基まで) ・電気式生ごみ処理機(1世帯1基まで) 機器のみの購入価格の1/2(25,000円限度)	ウ 助成金額 (購入価格 ・コンポスト ・電気式生ごみ処理機	の1/2) 3,000F 10,000F		

関係法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(国及び地方公共団体の責務)

- 第4条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、 一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。
- (一般廃棄物処理計画)
- 第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。
- 2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- (6) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項
- 3 市町村は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の基本構想に即して、一般廃棄物処理計画を定めるものとする。
- 4 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。
- 5 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 (市町村の処理等)
- 第6条の2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分(再生することを含む。第7条第3項、第7条の3、第8条の2第6項、第9条の2第2項、第9条の3第11項、第13条の11第1項、第15条の12、第15条の15第1項、第16条の2第2号、第23条の3第2項及び第24条を除き、以下同じ。) しなければならない。
- 2 市町村が行うべき一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。)の収集、運搬及び処分に関する基準(当該基準において海洋を投入処分の場所 とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあっては、その投入の場所及び方法が海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法 律第136号)に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」)という。)並びに市町村が一般廃棄物の 収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

先 進 事 例 編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調 整 の 内 容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	(1) 3市町村のごみ処理に関する取扱いについては、当分の間、現行のとおりとする。ただし、佐伯町におけるごみ処分手数料等については、合併後3年以内に廿日市市の例に統一する方向で調整を行う。(2) 3市町村におけるし尿処理に関する取扱いについては、当分の間、現行のとおりとする。
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	1.ごみ処理及びごみ収集運搬業務については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村のごみ収集の集積場所については、合併時までに調整するものとする。2.し尿処理及びし尿収集運搬業務については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	・ごみ集積所設置申請、不法投棄対策、有害ごみ回収、犬の登録管理業務などは、両市町で違いがあるので、野田市の制度を適用する。 ・一般廃棄物処理業の許可は、関宿町において既に許可している業者については、経過措置を設け引き続き許可する。許可申請手数料は、野田市の制度を適用する。 ・ごみ処理基本計画は、人口、ごみ処理量について、新市として見直しを図る。

先 進 事 例

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調 整 の 内 容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	1 廃棄物処理計画については、合併後新市において策定する。 2 廃棄物処理手数料については、当分の間現行のとおりとする。ただし、社町と東条町の可燃ごみ手数料については、合併時に統一する。ただし、滝野町については当分の間現行のとおりとする。 3 指定ごみ袋については、合併時に統一する。ただし、滝野町については当分の間現行のとおりとする。 4 生ごみ処理機購入費補助については、合併時に再編し実施する。 5 ごみ資源化(集団回収)の補助については、合併時に滝野町の例により統一する。 6 不法投棄ごみ防止については、合併時に滝野町の例により統一する。 7 残土処分場・埋立地については、現行のとおり新市に引き継ぐ。新たな施設については、合併後新市において兵庫県ごみ処理広域化計画等の動向を見据えながら管理型最終処分場の設置を検討する。 8 ごみの分別・排出・収集方法については、当分の間現行のとおりとし、合併後新市において調整する。
未定	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	1 ごみボックスの設置補助については、合併時に再編する。 2 ごみ収集ステッカー等販売事業については、合併時に統合する。 3 不法投棄業務委託事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。 4 不法投棄ごみ処理については、新町において調整する。

提案第39号

各種事務事業 (防災関係事業)の取扱いについて

各種事務事業 (防災関係事業)の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年9月2日提出

三木市・吉川町合併協議会 会 長 加 古 房 夫

- 1 地域防災計画については、合併後平成18年度に策定する。
- 2 総合防災訓練ついては、合併時に三木市の制度に統一する。
- 3 三木市消防署吉川分署については、現行のとおりとする。
- 4 消防事務に関する規約等については、合併時に廃止する。
- 5 消防水利については、合併時に三木市の制度に統一する。

			専門部会名 消防・	防災部会
協議項目 各種事務事業の取扱い		関係項目	防災関係の取扱い	
調整内容 1 地域防災計画については、合併後平成18年度に	策定する。			
現	況			調整の具体的内容
三 木 市		吉川町		洞笠()其体的人台
1 三木市地域防災計画(平成13年度修正)	1 吉川町地域防災計画(平	成12年度修正))	合併後平成18年度に策定する。
災害対策基本法第42条の規定に基づき、三木市防災会議が作成	災害対策基本法第42条	の規定に基づき、	吉川町防災会議が作成	合併年度については、両市町の計画に基づき、
する計画であり、三木市地域に係る災害予防災害応急対策及び災	する計画であり、吉川町			災害援助活動等を行う。
害復旧計画に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に	害復旧計画に関する事項			
実施することによって、防災の万全を期し住民の生命、身体及び	実施することによって、			
財産を災害から保護し、もって、社会秩序の維持及び公共の福祉	財産を災害から保護し、		序の維持及び公共の福祉	
の確保に資することを目的とする。	の確保に資することを目	的とする。		
(1) 計画の構成	(1) 計画の構成			
ア・地震災害対策編	ア風水害等対策編			
イ 風水害等対策編	イ・地震災害対策編			
ウ、資料編(2)、『対災状态のなる。	ウ原子力等防災編			
(2) 防災指令及び配備体制 ア 風水害・水防等	(2) 防災指令及び配備体制 ア 風水害・水防等			
デー風小害・小の寺 三木市地域防災計画『風水害等対策編』「災害応急対策計画」		『国水宇笙対等 線	编』「災害応急対策計画」	
ニベル・必ずが必ず回 風が苦寺が泉縄。 火苦心思が泉に回っ 「動員配備計画」に記載	「動員配備計画」に		别 火苦心态劝来引回了	
イ 地震災害配備	イ・地震災害配備	DU年X		
三木市地域防災計画『地震災害対策編』「災害応急対策計画」		『地震災害対策綱	篇。「災害応急対策計画」	
「動員配備計画」に記載	「動員配備計画」に			
(3) 避難所	(3) 避難所	HO-7-N		
公共施設等40ヶ所を指定	公共施設等10ヶ所を	指定		
(小・中学校、各地区公民館、高等学校等の公共施設)	(小・中学校、町立公		等の公共施設)	
			• •	

				専門部会名 消防・	防災部会
協議項目	各種事務事業の取扱い		関係項目	防災関係の取扱い	
調整内容	宮 2 総合防災訓練ついては、合併時に三木市の制度に	二統一する。			
		況			
	三 木 市		吉 川 町		調整の具体的内容
2 総合防災	訓練	2 総合防災訓	練		合併時に三木市の制度を適用する。
目的	地震又は風水害において、日頃から十分な備えが必要であり、また、防災関係機関、地域住民が防災知識の習得 と連携を密にしていくため防災訓練を実施する。	なし 参考 : みなぎ	· 台小学校区総合防災訓練		
主催者	市	目的	各種災害への備えとして、地	域住民に防災知識の普及	
開催日	毎年11月に実施(平成16年度は、震災10周年事業 として1月に実施予定)		と防災意識の啓発を実施し、 化を推進するもの。なお、児	童の防災教育を兼ねてい	
会場	三木山総合公園(参加人員 約750人) 市内の町単位の住民		るため、自由参加の体験型と	する。(本年度実施分に	
対象者 内容	所以0万里型0万年氏 避難訓練、交通規制訓練、避難所開設訓練、対策本部設	主催者	限る。) 町		
N 合	置訓練、広報訓練、情報収集訓練、炊出し訓練、初期消 火訓練、自主防災組織資機材活用訓練、救援物資搬送訓 練等	光催日 開催日 会場 内容	型 11月に実施(本年度実施が みなぎ台小学校(参加人員 : 避難訓練、児童引渡し訓練、	約850人)	
参加機関	市、消防本部、市民病院、教育委員会、消防団、区長協議会、婦人会、老人会、ボランティアセンター、自衛隊、	6.1-146	配給訓練、初期消火訓練、地両展示、資機材展示等		
	県警、県消防防災航空隊、県広域防災センター、生活物 資協定事業所等	参加機関	町、三木市消防本部、教育委員 みなぎ台老人会、みなぎ台小 TA、みなぎ台全自主防災約	学校、みなぎ台小学校P	

		専門部会名 消防・	防災部会
協議項目 各種事務事業の取扱い	関係項目	防災関係の取扱い	
調整内容 3 三木市消防署吉川分署については、現行のとおり。 4 消防事務に関する規約等については、合併時に廃		1	
現	況		知敬 4 日本的中央
三 木 市	吉川町		調整の具体的内容
3 三木市消防署吉川分署 (1) 体制等 ア 庁舎 敷地面積 1,446.23㎡ 建築物 鉄筋コンクリート造平屋建 419.34㎡ 資材倉庫 鉄骨造平屋建 22.5㎡ 油 庫 コンクリートブロック造 8㎡ 防火水槽 40t 1基 イ 職員 分署長以下 14名 ウ 車両 水槽付消防ポンプ自動車 1台 消防ポンプ自動車 1台 高規格救急自動車 1台 高規格救急自動車 1台 事務連絡車 1台 事務連絡車 1台 、資材搬送車 1台 、事務連絡車 1台 、事務連絡車 1台 、第6年の設置、維持管理にかかる経費…吉川町 イ 人件費、車両、資機材等の配置、整備、庁舎備品等に係る経費…三木市	3 三木市消防署吉川分署 消防・救急業務を三木市に委託 委託料 125,462千円(平成14	年度実績)	現行のとおりとする。
4 消防事務に関する規約等 (1) 美嚢郡吉川町と三木市との間における消防事務の委託に関する規約 (2) 美嚢郡吉川町と三木市との間における消防事務委託に関する協定書 (3) 消防事務に関する覚書	4 消防事務に関する規約等 (1) 美嚢郡吉川町と三木市との間における 規約 (2) 美嚢郡吉川町と三木市との間における 定書 (3) 消防事務に関する覚書		合併時に廃止する。

			専門部会名 消防・	方災部会
協議項目 各種事務事業の取扱い		関係項目	防災関係の取扱い	
調整内容 5 消防水利については、合併時に三木市の制度に終				
現	況			
三 木 市		吉川町		調整の具体的内容
5 消防水利	5 消防水利			合併時に三木市の制度に統一する。
(1) 公設消防水利	(1) 公設消防水利			
ア 消火栓 1,734基	アー消火栓	110基		
イ 防火水槽 348基	イの防火水槽	2 2基		
・市街地、住宅密集地については、半径140mに1基を基準		は、半径1401	mに1基を基準として設	
として設置	置			
・消火栓、防火水槽は黄色ペンキ塗装、標識設置	・消火栓、防火水槽は			
・市街地、住宅密集地については、基準どおり設置完了	・市街地、住宅密集地	については、基	準どおり設置完了	
ウ維持管理状況	ウ維持管理状況			
・毎月1回全水利の設置状況を地水利調査として確認	・毎月1回全水利の設			
・標識立替、消火栓、防火水槽の改修については消防費で施行 エ 消防水利の新設 地元要望を原則とする。			については消防費で施行	
エ /月の小利の利は 地心安全を原則とする。 オ 費用負担等	エ 消防水利の新設 オ 費用負担等	地儿安宝を原則の	C 9 0 。	
・消火栓 設置事業費の100分の15を地元負担		毒の3分の2を	地元負担(限度額20万	
・防火水槽・槽用地は地元で確保及び事業費の10分の1を地	円)	買いり力のとも	20儿员15(水及缺207)	
元負担	/	地元で確保及び	事業費の3分の2を地元	
7 0741—		度額30万円)	于术 兵 000000000000000000000000000000000000	
(2) 私設消防水利	(2) 私設消防水利	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
ア消火栓 24基	ア 消火栓 12基			
イ 防火水槽 196基	イ 防火水槽 43基			
ウ 設置基準 三木市開発指導要綱に定める。	ウ 設置基準 吉川町	開発指導要綱に	定める。	
エ 維持管理 毎月1回設置状況を水利調査として確認	工 維持管理 毎月1	回設置状況を水	利調査として確認	
維持管理に係る経費は設置者負担	維持管	理に係る経費は	設置者負担	
オ 費用負担 設置に係る経費は、事業者負担とする。	オ 費用負担 設置に	係る経費は、事	業者負担とする。	
	維持管理につい	ては吉川分署・	上下水道課が対応	
	維持官埋につい	ては吉川分署・	上ト水迫課か対心	

関係法令

災害対策基本法

(市町村地域防災計画)

- 第42条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域 に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町 村地域防災計画は、防災業務計画又は市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。
- 2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のため調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- (3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- (4) 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項
- 3~5 (省略)

先 進 事 例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調 整 の 内 容
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	防災事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、防災行政 無線の運用については、当面現行どおりとし、設備の統一など効率的な運用が図られるよ う調整するものとする。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	・防災行政無線局、地域防災系無線局は、それぞれ現行の設備について災害時の情報収集 伝達手段として有効活用を図り、将来的にデジタル化への切替えを機にシステムの再構 築を図る。 ・水防配備体制と水防活動、水防演習は、新市として一元化を図る。

提案第40号

各種事務事業 (建設関係事業)の取扱いについて

各種事務事業 (建設関係事業)の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年9月2日提出

三木市・吉川町合併協議会 会 長 加 古 房 夫

- 1 建築行為等指導については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 2 道路認定及び河川指定については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 3 占用料については、合併時に三木市の制度に統一する。
- 4 市営住宅については、現行のとおりとする。

			専門部会名 建設部	会
協議項目 各種事務事業の取扱い		関係項目	建設関係事業の取扱い	
調整内容 1 建築行為等指導については、合併時に三木市の制	度に統一する。			
現	況			
三 木 市		吉川町		調整の具体的内容
1 建築行為等指導(要綱) (1) 目 的 三木市の区域において、小規模な住宅地等における建築行為又は開発行為を行おうとするものに対し、必要な協力と適切な施行を要請するための負担基準を定め、より良好な生活環境の保全を図り、健康で文化的なまちづくりに寄与する。 (2) 内 容 事業者より建築行為等協議願いを提出させ、関係各課の意見等を取りまとめ、事業者に指導を行う。この要綱は、市の区域内において行われる建築行為等で、次に掲げるものに適用する。ア 1,000㎡未満の開発行為イ戸数2戸以上の戸建住宅の建築行為ウ共同住宅又は連続式・長屋住宅等の建築行為工住宅以外の建築物の建築行為オ地上3階以上又は高さ10m以上の建築物の建築事業	1 建築行為等指導(要綱)なし			合併時に三木市の制度を適用する。

		7 - F H J.I J III	専門部会名 建設部名	<u>A</u>
協議項目 各種事務事業の取扱い		関係項目	建設関係事業の取扱い	
調整内容 3 占用料については、合併時に三木市の制度に統	ーする。	•	•	
現	況			調整の具体的内容
三 木 市		吉川町		神金の大学体のいり
2 道路認定及び河川指定(平成15年4月1日現在)	2 道路認定及び河川指定(平	² 成15年4月1	日現在)	合併時に三木市の制度に統一する。
・市道 1級 35路線 33,677m	・町道 1級	16路線	32,309m	現在の吉川町道は、そのまま三木市の市道と
2級 73路線 64,786m	2級		14,313m	して引き継ぐ。
その他 629路線 348,238m		3 2 5 路線	114,007m	吉川町内で特段の理由(ほ場整備換地処分未
合計 737路線 446,701m		351路線	160,629m	了地区)のある路線については、現行により認
・河川 1級(国直轄) 1河川 360m 1級(県管理) 10河川 63,657m	・河川 1級(国直轄) 1級(県管理)	河川 河川	- m 36,380m	定する。
・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	河川	- m	
合計 13河川 66,326m	合計	河川	36,380m	
市道の認定基準については、有効幅員4m以上とする。	町道の認定基準については、有効幅員3m以上とする。			△併吐□□★★の料座□4次・オフ
3 占用料 (別表1、2参照) 道路を一般交通以外の用に供する特別使用(電柱、電線、ガス管、	3 占用料 (別表1、2参照 道路を一般交通以外の用	•	用(電柱、電線、ガス管、	合併時に三木市の制度に統一する。
水道管、下水管等の設置)と道路本来の一般使用との調整が道路管	水道管、下水管等の設置)	と道路本来の一	般使用との調整が道路管	
理上必要であり、特別使用関係に合理的な規制を加えて使用秩序	理上必要であり、特別使			
の維持を図るとともに、道路法により占用料を徴収する。また、	の維持を図るとともに、	道路法により占	用料を徴収する。	
市の指定した準用河川区域内においても河川の特別使用関係に合理的な理解を担合する。				
理的な規制を加えて河川の秩序の維持を図るとともに占用料の徴 収を行う。				
4Xで1 J つ。				

道路占用料

		⊢ ⊞	<i>₩π1/</i> +	単位	占用	料(円)
		ΔН	物件 		三木市	吉川町
法第32条第1項 工作物	第1号に掲げる	(1)	電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	1本につき1年	1,600	-
		(2)	電話柱並びにその支柱、支線柱及び支 線	1本につき1年	930	-
		(3)	第一種電柱	1本につき1年	-	1,000
		(4)	第二種電柱	1本につき1年	-	1,600
		(5)	第三種電柱	1本につき1年	-	2,200
		(6)	第一種電話柱	1本につき1年	-	930
		(7)	第二種電話柱	1本につき1年	-	1,500
		(8)	第三種電話柱	1本につき1年	-	2,100
		(9)	その他の柱類	1本につき1年	72	72
		(10)	共架電線その他上空に設ける線類(延	長さ1メートルにつき1年	10	1 0
		(11)	長計算の場合) 共架電線その他上空に設ける線類(共	共架柱1本につき1年	300	-
		(12)	架柱本数計算の場合) 地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5	5
		(13)	<u> 変圧塔その他これに類するもの及び公</u>	1個につき1年	1,400	1,400
			衆電話所 PHS無線基地局	1基につき1年	600	-
				表示面積1平方メートルに		_
			広告塔	つき1年 占用面積1平方メートルに	5,500	
法第32条第1	地下埋設物そ	, ,	その他のもの	つき1年	1,400	-
項第2号に掲げ る物件			外径が0.1メートル未満のもの 外径が0.1メートル以上0.15メートル	長さ1メートルにつき1年	70	48
		(18)	未満のもの 外径が0.15メートル以上0.2メートル	校と「グートルにフと「牛	90	72
		(19)	未満のもの 外径が0.2メートル以上0.4メートル	長さ1メートルにつき1年	95	9 5
		(20)	未満のもの	長さ1メートルにつき1年	190	190
		(21)	外径が0.4メートル以上1メートル末 満のもの	長さ1メートルにつき1年	480	480
		(22)	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	950	950
法第32条第1項 施設		(23)	鉄道、軌道その他これらに類する施設	占用面積1平方メートルに つき1年	1,400	1,400
法第32条第1項 施設	第4号に掲げる	(24)	日よけ、雨よけその他これらに類する 施設	占用面積1平方メートルに つき1年	1,400	1,400
		(25)	アーケードその他これに類する施設 (支柱を含む。)	占用面積1平方メートルに つき1年	1,400	-
法第32条第1項 施設	第5号に掲げる	(26)	,	占用面積1平方メートルに つき1年	-	2,900
		(27)	地下に設ける通路	占用面積1平方メートルに つき1年	-	1,500
法第32条第1項 施設	第6号に掲げる	(28)	露店、商品置場その他これらに類する 施設	占用面積1平方メートルに つき1月	570	440
法第32条第1項 工作物、物件又		(29)	広告看板	表示面積1平方メートルに つき1年	4,400	4,400
10 T/X	I S // S I X	(30)	標識	1本につき1年	1,100	1,100
		(31)	幕(工事用施設であるものを除く。)	面積1平方メートルにつき	570	-
		(32)	アーチ(車道を横断するもの)	1月 1基につき1月	4,400	-
			アーチ(その他のもの)	1基につき1月	2,200	_
		(34)	工事用板囲い、足場及び工事用材料置	占用面積1平方メートルに	570	440
			場その他これに類するもの。(路面) 工事用板囲い、足場及び工事用材料置	つき1月 占用面積1平方メートルに		440
:+ # 0 0 2 #		(35)	場その他これに類するもの。(上空)	つき1月	140	-
法第32条第1項 の施設で前各項			昭和27年政令第479号)第7条各号に掲	前ける工作物、物件、その他	市長が別に定める。	町長が別に定める。

備考 電柱、電話柱等への添加広告で、道路区域内に突出する広告(突出看板)のうち、表裏2面に表示しているものの占 用料は、上記に定める額の3割を減額した額とし、巻付広告については、更に5割を減額した額とする。

準用河川流水占用料等

				単位	占用料(円)		
		占用物值	牛	,		· '	
	会庫 □坦?	2041-45	に粉するもの	4 東ナリ L II にっき4 ケ	三木市	吉川町	
			に類するもの	1平方メートルにつき1年	1,430		
	荷揚場、起重機その他これらに類するもの 田、畑、牧場、やぶその他これらに類するもの			1平方メートルにつき1年	1,480	-	
	田、畑、牧功	あ、でふその	川心に化りに無りるもの	1平方メートルにつき1年	7	-	
	広告物その他これに類するもの			表示面積1平方メートルに つき1年	4,400	-	
	標識、けい留	習杭その他こ	れらに類するもの	1本につき1年	1,430	-	
			外径が0.1メートル未満のも の	1メートルにつき1年	70	-	
			外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの	1メートルにつき1年	90	-	
	水管、下水管 その他これら		外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの	1メートルにつき1年	95	-	
	もの	こに残りる	外径が0.2メートル以上0.4 メートル未満のもの	1メートルにつき1年	190	-	
土地占用料			外径が0.4メートル以上1 メートル未満のもの	1メートルにつき1年	480	-	
			外径が1メートル以上のもの	1メートルにつき1年	950	-	
	索道その他これに類するもの			1メートルにつき1年	230	-	
	共架電線その	D他上空に設	みける線類(延長計算の場合)	長さ1メートルにつき1年	10	-	
	共架電線その他上空に設ける線類(共架柱本数計算の 場合)			共架柱1本につき1年	300	-	
	地下電線その他地下に設ける線類			1メートルにつき1年	5	-	
	電柱並びにその支柱、支線柱及び支線			1本につき1年	1,600	-	
	電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線			1本につき1年	930	-	
	送電塔			1平方メートルにつき1年	1,400	-	
	その他の柱類	Į.		1本につき1年	72	-	
	その他	工作物を設	置するもの	1平方メートルにつき1年	710	-	
	C 07 IB	工作物を設	置しないもの	1平方メートルにつき1年	140	-	
	砂利			1立方メートルにつき	315	315	
	砂			1立方メートルにつき	280	280	
	かきこみ砂和	引(土石を含む	b.)	1立方メートルにつき	280	280	
	栗石又は玉石			1立方メートルにつき	375	375	
	転石(20セン のもの)	/チメートル	以上30センチメートル未満	1個につき	80		
土石その他 の河川産出 物採取料	・ 転石(30センチメートル以上のもの)			1個につき	80円に10センチメートル又はその端数を増すごとに80円を加算した額	80円に30ピンテスートルから10センチメートル増すごとに 80円を加算した額 (10センチメートル 未満の端数は10セン チメートルとして計算	
	切芝			1平方メートルにつき	-	80	
	その他の河川	川産出物			市長が別に定める額	町長が別に定める額	
カルト 日火	原発以外の原	原動力の用に	供するもの	許可使用水量毎秒1リット ル1年につき	52	-	
流水占用料	工業用その他	也の用に供す	- るもの	許可使用水量毎秒1リット ル1年につき	4935	-	
備老						•	

備考

- 1 占用面積若しくは表示面積が1平方メートルに満たないとき、又はこれらの面積に1平方メートルに満たない端数があるときは、これを1平方メートルとし、占用物件の長さが1メートルに満たないとき、又はその長さに1メートルに満たない端数があるときは、これを1メートルとする。
- 2 占用期間が1年に満たないとき、又はその期間に1年に満たない端数があるときは、月割りをもって計算し、なお、1月に満たない端数があるときは、これを1月として計算する。
- 3 占用料の額が100円に満たないときは、これを100円とし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 4 共架電線とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)又は電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 5 許可使用水量が1リットルに満たないとき、又はその水量に1リットルに満たない端数があるときは、これを1 リットルとする。

			専門部会名 建設部	会
協議項目 各種事務事業の取扱い		関係項目	建設関係事業の取扱い	
調整内容 4 市営住宅については、現行のとおりとする。				
	況			
三 木 市		吉川町		調整の具体的内容
4 市営住宅 (別表3参照) (1) 普通市営住宅 (8団地388戸) ア 普通市営住宅の入居者資格 次の ~ 全てに該当することが必要 現に同居し、又は同居しようとする親族がある。(単身入居制度あり) 申し込み本人が三木市内に住んでいるか、市内に勤務場所を有している。 現在、住宅に困っている。 収入基準に合致している。 連帯保証人がいる。 (2) 特定公共賃貸住宅 (朝日ヶ丘南団地 11戸) ア 特定公共賃貸住宅の入居者資格 普通市営住宅入居条件の1つである収入基準を大幅に緩和				現行のとおりとする。 入居対象者を吉川町まで拡大する。

別表3

三木市営住宅一覧表

(1)普通市営住宅

(平成16年7月末現在)

<u>(リ)百週リ</u>	7宫仕毛						6年7月末	<u> </u>	
年度	住宅名	所在地	構造	棟番	階数	間取·専 用床面	戸数	家賃月	額
	却口,口			1号棟		2 DV	8	7,000	11,700
39	朝日ヶ丘	別所町朝日ヶ丘	中層耐火	2号棟	4階	2 DK	8	8,600	13,500
	中団地	1番地の128	1 /11/332 (3号棟		38.0	8	10,100	15,500
								7,000	11,700
40	朝日ヶ丘	別所町朝日ヶ丘	簡易耐火	1号棟	2階	2 DK	6	8,600	13,500
40	北団地	35番地の2	回勿则人	2号棟	2PB	39.3	6	10,100	
				∠亏饿			Ö		15,500
4.4	朝日ヶ丘	別所町朝日ヶ丘		4号棟	O.D.F.	2 DK	6	7,800	13,000
41	中団地	1番地の128	簡易耐火		2階	42.7	•	9,500	15,000
	1			5号棟			8	11,200	17,200
	朝日ヶ丘	別所町朝日ヶ丘		6号棟		2 DK	4	6,000	9,900
43	中団地	1番地の128	簡易耐火	7号棟	平屋	31.4	4	7,200	11,400
	.1.15126	1 田2607120		8号棟		J1. T	4	8,600	13,200
						2 DK		8,300	13,800
				9号棟			7	10,100	15,900
	朝日ヶ丘	別所町朝日ヶ丘			O.D.F.	42.7		11,900	18,300
44	中団地	1番地の128	簡易耐火		2階	2.516		7,700	12,700
	' ' ' '			10号棟		2 DK	4	9,300	14,700
				10 J W		39.5	7	11,000	16,900
								10,200	16,900
40	±n/+ □ ±	加佐965番地	ㅁᄝᆉᄼ		0.17tb	3 DK	40		
48	加佐団地	の2	中層耐火		3階	50.0	18	12,400	19,600
								14,700	22,500
				—		3 DK		11,800	19,600
48				11号棟		53.5	24	14,400	22,600
		別所町朝日ヶ丘				00.0		17,000	26,000
	朝日ヶ丘	1番地の124	中層耐火			3 DK		13,100	21,700
49				12号棟	3階		18	15,900	25,100
	中団地						58.3		18,800
	1					2.514		15,400	25,600
53		別所町高木927		13号棟		3 DK	18	18,700	29,500
		番地の124		N C O I		64.1	10	22,200	33,900
								19,800	32,800
F0	新田山	宿原1265番地	節目私儿		0.17tb	3 DK 4.5	15	·	
58	刺田山	の65	簡易耐火		2階	69.1	15	24,000	37,900
								28,400	43,500
				1号棟			6	22,800	37,700
		1						27,600	43,600
63	大塚団地	大塚2丁目	中層耐火	2号棟	3階	3 DK	6	32,700	50,000
	/*水凹*世	4番5号		3号棟	SPE	68.1	6	22,800	37,700
							U	27,600	43,600
				4号棟			6	32,700	50,000
		ナセッナロ				2514		23,100	38,200
H1	大塚団地	大塚2丁目	中層耐火	5号棟	4階	3 DK	16	28,000	44,200
		3番22号	' ' '	7 7 1/1	.,,,,,	68.1	. •	33,100	50,700
	1							22,000	36,400
						2 DK	4		
						61.1	4	26,700	42,100
				1号棟	東 3階			31,600	48,300
	えびす	宿原1270番地	中層耐火			3 DK 70.6	7	25,400	42,100
H5	団地	Ø11						30,900	48,600
								36,500	55,800
						4DK 80.3		28,900	47,900
							1	35,100	55,300
	<u> </u>	<u> </u>				00.3		41,500	63,500
	チロセの間		=		ᆂᄪᄣᇛᆈ				

なお、家賃月額の収入区分については下表のとおりとする。(は裁量階層世帯)

収入区分	収入月額	家賃月額	収入区分	収入月額	家賃月額
1	123,000円以下	の額	4	178,001円を超え200,000円以下	の額
2	123,001円を超え153,000円以下	の額	5	200,001円を超え238,000円以下	の額
3	153,001円を超え178,000円以下	の額	6	238,001円を超え268,000円以下	の額

年度	住宅名	所在地	構造	棟番	階数	間取·専 用床面	戸数	家賃月	額
						2DK 61.1	4	22,000 26,700 31,600	36,400 42,100 48,300
H5	えびす 団地	宿原1270番地 の11	中層耐火	2号棟	3階	3DK 70.6	7	25,400 30,900 36,500	42,100 48,600 55,800
						4DK 80.3	1	38,900 35,100 41,500	47,900 55,300 63,500
						2DK 59.9	4	22,100 26,900 31,800	36,700 42,300 48,600
				3号棟	3階	3DK 70.0	4	35,900 31,400 37,100	42,900 49,500 56,800
H7	えびす 団地		中層耐火			4DK 79.6	4	29,400 35,700 42,200	48,700 56,300 64,600
				4号棟		2DK 59.9	4	22,100 26,900 31,800	36,700 42,300 48,600
						3DK 70.0	8	25,900 31,400 37,100	42,900 49,500 56,800
			. ==	1号棟		3DK 70.8	18	23,600 28,600 33,800	39,000 45,100 51,800
H9	跡部団地	跡部8番地の1	中層耐火	2号棟	一 3階	2DK 56.9	12	18,900 23,000 27,200	31,400 36,200 41,600
	朝日ヶ丘	別所町朝日ヶ丘	÷==1.	, C 1+	o Elle	2DK 62.2	15	23,500 28,600 33,800	39,000 45,000 51,700
H12	南団地	936番地の33	高層耐火	1号棟	8階	3DK 74.5	54	28,200 34,200 40,500	46,700 53,900 61,900
114.4	朝日ヶ丘	明日ヶ丘 別所町朝日ヶ丘	高層耐火			2DK 62.3	6	24,100 29,300 34,600	40,000 46,200 53,000
南団地	南団地	936番地の33		2号棟	7階	3DK 74.6	29	28,900 35,100 41,500	47,900 55,300 63,500

(2)特定公共賃貸住宅

(=) 15 AC 2									
年度	住宅名	所在地	構造	棟番	階数	間取·専 用床面	戸数	家賃月	額
	別所町朝日ヶ丘	中國科小	. D. I.	— 176.6	4DK メゾ ネットタイプ 98.5	5	75,300 86,300 99,400	116,000 116,000	
	南団地	936番地の33	高層耐火	2号棟	7階	4DK フラッ トタイプ 91.7	6	70,000 80,400 92,600	109,000 109,000

なお、特定公共賃貸住宅の家賃月額の収入区分は下記のとおりとする。

収入区分	収入月額	家賃月額	収入区分	収入月額	家賃月額
	200,000円を超え238,000円以下	の額		322,001円を超え455,000円以下	の額
	238,001円を超え268,000円以下	の額		455,001円を超え601,000円以下	の額
	268,001円を超え322,000円以下	の額			

			専門部会名 教育部	숲
協議項目 各種事務事業の取扱い		関係項目	社会教育関係の取扱い	
調整内容 6 市民運動場・町民体育館については、合併後15				
現				
三 木 市		吉川町		調整の具体的内容
6 市民運動場 (1) 開館・休館時間等 ア 開館時間 平 日 午前9時~午後9時30分まで 日曜日 午前9時~午後5時まで	6 町民体育館 (1) 開館・休館時間等 ア 開館時間 平 E 日曜日	3 午前8時30分 3 午前9時~午後		合併後1年を目途に三木市の制度に統一する。
イ 休館日 毎週火曜日・祝日・年末年始(12月28日~1月 4日まで)		曜日・祝日・年末年	始(12月29日~1月	
(2) 施設概要 ア 利用等 ・みっきいネット及び窓口で利用申請を受付け、許可し、使用料を徴収する。 ・利用申請は、利用月の前月の7日から受付する。 ・優先利用 単位競技協会・連盟等が主催する大会について、年間の利用調整(日程、使用施設)を行う。 通常利用のうち、定期利用団体の利用調整(曜日、時間、利用面)を行う。 ・使用料の減免 利用調整した単位競技協会・連盟等主催の大会について、その使用料の一部又は全部を減免する。	2 (み。 ・利用 ・優労 町 る ・使用 ・使用)日から開始する。 目申請は利用日前7 記利用 気学校等、体育協 職業等	る日の属する月の前月の 利用申請は、窓口受付の 日までに提出する。 会、町の各団体が主催す 及び義務教育該当年齢者 する。	

			専門部会名 教育部	会
協議項目 各種事務事業の取扱い		関係項目	社会教育関係の取扱し	1
調整内容 7 野外活動振興事業 (三木ホースランドパーク こ 8 市 (町) 主催のスポーツ大会については、現行の				育協会及び種目協会等に委ねる。
現	況			知故 4 日 仕 1 日 中
三 木 市	•	吉川町		調整の具体的内容
7 野外活動振興事業 (三木ホースランドパーク エオの森) (1) 目 的 市内の学校及び団体等が教育を目的(自然学校を含む) として使用する場合、利用料金の一部を負担する。 (2) 事業等 ア 野外活動事業育成負担金の助成 利用料金の一部を助成する。	7 野外活動振興事業 なし			合併時に三木市の制度を適用する。
 8 各種スポーツ大会 (1) 市主催 ア スポーツ大会 ・市民家庭バレーボール大会 自治会単位でチーム編成をして出場するバレーボール大会 ・ふれあいスポーツデー 誰でも楽しめるレクリエーションスポーツ大会の実施 ・市民ハイキング 体育の日に、市民対象にハイキングを実施 イ みっきいふれあいマラソン ファミリーの部(1,2km)から三木の市街地をコースとする10キロまでのマラソン大会の実施 (2) 体育協会主催 市長杯大会補助 ・少年水泳大会 ・市民ソフトボール大会 ・少年サッカー大会 ・家庭婦人招待バレーボール大会への支援 	8 各種スポーツ大会 (1) 町主催 なし (2) 体育協会主催 ・春のあるこう会、秋 季節を楽しむ町外 ・町民ソフトボール大 町内在住・在勤(・よかわふれあいマラ 活動センター周辺	ハイキングコース 会 男女別) で編成る ソン大会(種目協	されたチーム	現行のとおりとする。 体育協会等が主催する大会については、両市町の体育協会及び種目協会等に委ねる。

				専門部会名 教育語	哈
協議項目	各種事務事業の取扱い		関係項目	社会教育関係の取扱し	1
	現	況		•	************************
	三 木 市		吉川町		調整の具体的内容
・ソフト	(3) 種目協会主催(主な主催大会のみ) ・ソフトテニス協会		╫╾ ╟ ╁会 町居	バレーボール大会	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	語季・夏季大会、市民会長杯・市長杯大会、市民選手会会 技協会 生陸上競技選手権大会、三美地区駅伝競走大会 会 本市長旗学童大会、市長杯野球大会、県大会三木予選等 会 大会、市民ランク別大会、みっきいオープン大会 ボール協会 ピバレーボール大会、9人制大会、6人制総合選手権、 ピバレーボール大会、家庭婦人バレーボール大会 問題 に公春まつり剣道大会、級位認定審査会、剣道形講習会 会 に公春まつり柔道大会、市民柔道大会 に連盟 に公春まつり柔道大会、市民柔道大会 に連盟 に公春まつり空手道大会、寒稽古 に会	 ・バレーボール協会 ・ボスケットが、 ・ガットが、 ・サックラック・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・	紹会 民バスケットボー エスティバル 協会 バルフ大会 レ大会 と 会 実行委員会	バレーボール大会ル大会	
・バドミ 市民 ・ソフト	ー協会 杯少年大会、フットサル大会 ントン協会 大会、三木オープン大会 ボール協会 大会、会長杯大会、他大会三木予選				

		A 40 H/ JAE/ J III		
			専門部会名 教育部会	<u></u>
協議項目 各種事務事業の取扱い		関係項目	社会教育関係の取扱い	
現	況			
三 木 市		吉川町		調整の具体的内容
・テニス協会 三木オープン大会、市民セミオープン大会 ・パスケットボール協会 三木3 オン3 大会、市民大会、ミニバス大会 ・ゲートボール協会 市長杯大会、三木が井賞大会 ・弓道協会 三木市弓道大会、定例射会 この他にも大会が開催されている。 開催費用は、市費からは支出していない。				

			専門部会名 教育部	会
協議項目 各種事務事業の取扱い		関係項目	社会教育関係の取扱い	
調整内容 9 財団法人三木市スポーツ振興基金の事業につい	ては、合併時に三木市の制度	に統一する。		
現	況			即數の日本的中央
三 木 市		吉 川 町		調整の具体的内容
9 財団法人三木市スポーツ振興基金 (1) 目 的 地域住民の間に広く、体育・スポーツの振興を図ることにより、心身ともに健全な市民の育成と、明るく豊かな地域社会の建設に寄与する。 (2) 事業等 ア 指導者の育成 バレーボール指導者研修会 サッカー指導者研修会 イ 競技力向上(選手強化)のための事業 卓球・陸上・剣道・ソフトテニス等強化練習会 ウ 選手派遣に対する助成事業 近畿大会(中学生に限り県総体)以上の大会に出場する場合に、経費の一部を負担する。 エ スポーツ団体の育成事業 少年スポーツ大会(全11競技)の実施 オ 体育スポーツに対する調査研究及び情報提供 (3) 基 金 基本金 2億円	9 スポーツ振興財団等なし			合併時に三木市の制度を適用する。

			専門部会名 教育部	会
協議項目 各種事務事業の取扱い		関係項目	社会教育関係の取扱い	
調 整 内 容 10 スポーツクラブ21については、現行のとおり	とする。	•		
現	 況			ADT - D (146) -
三 木 市		吉川町		調整の具体的内容
三 木 市 10 スポーツクラブ2 1 (1) 目 的 子どもから高齢者まで幅広い年齢層の住民が、小学校 区を基本単位としたそれぞれの地域で、身近な施設で ある学校体育施設などを拠点として、自主的に、様々なスポーツを楽しめる環境をつくる。 (2) 設置状況 別所、緑が丘、三木東、三木西、青山、自由が丘東、自由が丘西、口吉川、細川、志染 計 全10地区 (3) 活動内容 ア スポーツ教室の実施 イ 定例活動 ウ スポーツイベントの開催 エ 講習会の開催 オ 事務局長会の開催 市内全10クラブの事務局長が集まり、情報交換や共通理解を図る。	区を基 ある学 なスポ (2) 設置状況 東吉川、 (3) 活動内容 ア イウ エ サ 他 会 健 の 明 オ 地域	1 から高齢者まで幅広い 本単位としたそれぞれ 校体育施設などを拠点 ペーツを楽しめる環境を 中吉川、上吉川、みな 計画に基づく定期的ス 実施 機関・団体等が開催す 相互の親睦を図るため ・体力の増進を目指す 催	ぎ台 計 全4校区 ポーツ活動、スポーツ行 る大会等への参加	現行のとおりとする。

			専門部会名 教育部	会
協議項目 各種事務事業の取扱い		関係項目	社会教育関係の取扱い	
調整内容 11 吉川町の地区体育推進員については、活動方法を	を自治会等による自主運営に移	多行する。		
現	況			知数の見体が中央
三 木 市		吉川町		調整の具体的内容
11 地区体育推進員 地域の自主運営組織の中の委員として、町民体育祭やスポーツイベントの参加を地域住民に働きかけるとともに、運営等に携わる。	ともにスポー 寄与する。 (2) 委員数 45人(各均 (3) 任 期 2年間(地域 (4) 委託料 年間 20 (5) 活動内容 ア 地域住民の様 イ 町民体育祭の	地域住民の体力 一ツを通じての仲 地区に1人) 区により異なる。 ,000円/地区 建康・体力づくり D企画、運営	向上と健康増進を図ると 間づくり、地域づくりに)	

			専門部会名 教育部会	
協議項目 各種事務事業の取扱い		関係項目	社会教育関係の取扱い	
調整内容 12 文化財については、合併時に三木市の制度に統	一する。			
現	況			*FF** = FF (146.1 = ===
三 木 市		吉川町		調整の具体的内容
12 文化財 (1) 指定文化財 市の重要な文化財を市指定文化財に指定し、保護を図るととも に、県指定の申請を行う。また、指定文化財の所有者(管理者) の保存、管理負担の軽減を図るため経費の一部を補助する。 ア 市指定文化財 考古資料2件 建造物2件 絵画1件 史跡1件 無形民俗1件 イ 県指定文化財 建造物1件 工芸品2件 考古資料1 ウ 国指定文化財 建造物1件3棟 彫刻 1件 エ 登録文化財 建造物1件	県指定の申請を行う。 存、管理負担の軽減を ア 町指定文化財 イ 県指定文化財	また、指定文化 図るため経費の一 歴史資料1件 建造物1件 民俗資料1件 「	工芸品2件 工芸品1件 考古資料1件	保護審議会に諮り、三木市指定文化財に指 定替えする。

先 進 事 例

編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調 整 の 内 容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	(1) 3市町村で実施している生涯学習関連事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、生涯学習の推進やスポーツの振興に努めることとする。 (2) 佐伯町及び吉和村の指定文化財については、原則として、廿日市市に引き継ぐものとする。
新居浜市	新居浜市、別子山村	平成15年4月1日	1.社会教育事業については、住民サービスの低下を生じないよう、引き続き学習機会、情報の提供等に努めるものとする。 2.公民館の運営については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	生涯学習フェスティバル、成人式、文化祭は、それぞれ一本化して実施するが、生涯学習フェスティバルは関宿町で同時に開催している他の事業と分離して開催することとし、また、成人式、文化祭の具体的内容等については、それぞれ実行委員会を組織して決定する。
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	ア 豊浦町公民館は、職員を配置した地区公民館とする。また、豊浦町公民館内の図書室は、市立図書館分館とする。 イ 豊浦町の地域公民館活動助成事業及び、地域子ども会交流大会については、当分の間、現行どおりとする。ただし、内容については、合併後、新市で調整する。 ウ 豊浦町指定の文化財は、合併後、新市の文化財として引き続き指定を受けるよう調整する。また、豊浦町のミズバショウ・オニバス管理委託事業については、現行どおり新市へ引継ぎ、合併後、新市で調整する。 エ 新発田市の学生緊急援助資金貸付事業及び、豊浦町の奨学金貸付制度は、平成15年度は現行どおりとし、平成16年度以降については、合併後、新市で調整する。ただし、両市町の現行制度の適用を受けているものについては、継続して貸付を行う。

提案第42号

各種事務事業(市町立学校等の通学区域)の取扱いについて

各種事務事業(市町立学校等の通学区域)の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年9月2日提出

三木市・吉川町合併協議会 会 長 加 古 房 夫

小・中学校の通学区域については、現行のとおりとする。

			専門部会名 教育部会	<u>축</u>
協議項目 各種事務事業の取扱い		関係項目	市町立学校等の通学区	或の取扱い
調整内容 小・中学校の通学区域については、現行のとおりと	する。			
	況			
三 木 市		吉川町		調整の具体的内容
 1 通学区域について 学校規模、通学区域等を総合的に考慮して、市立学校の適正な設置を行うとともに、通学上の安全性、通学距離、自治会組織等を勘案の上、学校区の指定を行う。 (1) 市立学校 小学校 1 3校 中学校 	1 通学区域について 学校規模、通学区域等を 置を行うとともに、通学 勘案の上、学校区の指定 (1) 町立学校 小学校 4: 中学校 1:	上の安全性、通知 でを行う。 校		現行のとおりとする。

参 考 資 料

三木市

小学校名	区域	中学校名
三樹小学校	福井(2005 番地以上の地番の区域を除く。)、福井1丁目~3丁目、末広1丁目~3丁目、本町1丁目1番~2番、本町1	三木中学校
	丁目3番、4番の一部、本町2丁目~3丁目、上の丸町1番~10番、上の丸町11番の一部、別所町高木字大山及び近藤	
平田小学校	跡部、加佐、平田、大村、鳥町	
三木小学校	府内、府内町、芝町、本町1丁目3番、4番の一部、本町1丁目5番~7番、上の丸町11番の一部、上の丸町12番~14	
	番、久留美、岩宮	
	大塚、大塚1丁目~2丁目、君が峰町、宿原(1263番地の区域を除く。)、与呂木、平井	三木東中学校
別所小学校	別所町(小林、近藤及び高木字大山を除く。)	別所中学校
志染小学校	志染町(吉田のうち自由が丘小学校の校区とする区域、高男寺のうち緑が丘東小学校の校区とする区域、広野、西自由が	志染中学校
	丘、中自由が丘、東自由が丘並びに青山地区を除く。)	
口吉川小学校	口吉川町	星陽中学校
豊地小学校	細川町の内瑞穂、中里を除く区域	1
瑞穂小学校	細川町の内瑞穂、中里に属する区域	1
緑が丘小学校	緑が丘町東1丁目、中1丁目~2丁目、西1丁目~5丁目、本町1丁目~2丁目、志染町四合谷(自由が丘東小学校の校区	緑が丘中学校
	とする地番の区域を除く。)及び志染町広野8丁目	
緑が丘東小学校	緑が丘町東2丁目~4丁目、中3丁目及び志染町青山1丁目~7丁目、志染町高男寺の内、字滝ヶ谷1番地、62番地、字	
	甚兵衛ヶ谷 748 番地、字寺ヶ谷 762 番地~764 番地、志染町広野の内 1 丁目~8 丁目を除く区域	
自由が丘小学校	自由が丘本町1丁目~3丁目、志染町の内吉田1234番地、1241番地、1242番地及び1248番地(1248番地の6、1248番地	自由が丘中学校
	の7及び1248番地の8は除く。)の地番の区域、西自由が丘、中自由が丘1丁目及び3丁目、東自由が丘3丁目(自由が	
	丘東小学校の校区とする区域は除く。)	
自由が丘東小学校	志染町の内東自由が丘1丁目、2丁目及び3丁目の内354番地、377番地から595番地まで及び610番地の1の一部の地	
	番の区域、中自由が丘2丁目、四合谷の内1番地から82番地までの地番及び614番地の地番の区域	
広野小学校	志染町広野1丁目~7丁目	三木東中学校
	別所町小林地番の区域	
	宿原地番の内、1263 番地の地域	
	福井の内、2005 番地以上の地番の地域	
	さつき台1丁目~2丁目	

参 考 資 料

吉川町

小学校名	区域	中学校名
東吉川小学校	稲田・金会・福吉・毘沙門・市野瀬・東田・楠原・豊岡・南豊岡・南水上・北水上・奥谷・緑台	吉川中学校
中吉川小学校	吉安上・吉安下・大沢・大畑・鍛治屋・貸潮・渡瀬・出晴・山上・長谷・上松・田谷・法光寺・湯谷・西奥・米田・古市・	
	有安・ひばりが丘	
上吉川小学校	新田・上荒川・畑枝・福井・冨岡・前田・上中・古川・実楽	
みなぎ台小学校	みなぎ台北・みなぎ台東・みなぎ台南・みなぎ台中・みなぎ台第5	

先 進 事 例 編入合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調 整 の 内 容
廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	平成15年3月1日	小・中学校の通学区域は、現行のとおりとする。
野田市	野田市、関宿町	平成15年6月6日	通学区域は、両市町で実施している学区制度を維持する。
新発田市	新発田市、豊浦町	平成15年7月7日	通学区域については、平成15年度は現行どおりとし、合併後、新たに通学区域審議会を 設置し、新市の通学区域の見直しを行う。

新設合併

新市町村名	合併関係市町村名	合併の期日	調 整 の 内 容
加東市	社町、滝野町、東条町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	学校の通学区域については、現行のとおり新市に引き継ぎ、区域外通学の取扱いについては、弾力的な運用に努める。
未定	中町、加美町、八千代町	平成17年3月31日 まで (合併予定)	通学区域については、新町に引き継ぐ。

新市建設計画(素案) 《新市まちづくり計画》

三木市・吉川町合併協議会

目 次

- 第1章 序論
- 第2章 新市の概要
- 第3章 住民アンケート調査結果
- 第4章 新市建設の基本方針
- 第5章 新市の施策
- 第6章 兵庫県事業の推進 (未稿)
- 第7章 公共施設の適正配置と整備
- 第8章 財政計画 (未稿)

第1章 序論

(1)はじめに

基礎自治体である市町村は、地域に最も身近な自治体として、住民の生活に密着した施策や地域の特色を活かしたまちづくりなどについて重要な役割を果たしてきました。現在の市町村の枠組みのほとんどが、昭和30年代前後のいわゆる昭和の大合併を経て形成されたものですが、我が国に限らず諸外国においても、基礎自治体の枠組みは、時代や社会経済情勢の変化などに応じて再編を繰り返してきた歴史があります。したがって、市町村の区域や規模は必ずしも普遍的なものではなく、時代の要請に応じて見直しが行われてきたのが実態です。

一方、地方分権の推進や少子・高齢化の進展、国・地方を通じた財政状況の悪化など、現在の市町村を取り巻く環境は著しく変化しており、今後は地域経営の舵取りの仕方によっては、必要な住民サービスの維持や向上が困難となることも予想されています。市町村を取り巻くこうした環境の変化に対応するため、行財政基盤の強化や地域の一体的な整備、行政サービスの維持・向上などを図る上で、市町村合併が重要な課題となっています。

三木市、吉川町においても、様々な困難な状況を打開し、さらに行財政基盤を強化するため市町合併を現実の課題としてとらえる必要があることから、平成16年4月に三木市・吉川町合併協議会が設置され、両市町の合併を協議する場が整えられました。

三木市と吉川町は、加古川の支流である美嚢川の流域として地理・自然環境等での一体性を有しており、過去にはいずれも美嚢郡に属し、「昭和の大合併」で現在の1市1町の姿になった経緯があります。したがって、行政上のつながりも強く、両市町間の広域行政のほか、税務署や警察署、また、医師会、交通安全協会、学校教育関係などの公共的な団体も三木市と吉川町では一本化になっています。

昭和40年代以降には、神戸や大阪などの大都市近郊のベッドタウンとして宅地開発が進行するとともに、中国自動車道や山陽自動車道などの国土幹線軸が整備され、人口増加や企業進出が続きました。現在では低成長へ移行してきていますが、金物・農業等の地場産業が根づき、緑と自然が豊かな、落ち着いた郊外都市の様相を呈しています。

本計画は、このような地理的・歴史的な一体感が強く、まちづくりに関する様々な面でのつながりや共通点の多い三木市と吉川町において、両市町の合併後のまちづくりの方向性を示すものです。

三木市の紹介

- ・長い歴史を誇り、全国的に知名度の高い金物産業や、良質の酒米を中心に、都市近郊の特性を活かした米、ぶどう、レタス、菊など農業生産物を阪神間に出荷する、田園都市として発展してきました。
- ・昭和 40 年代後半から、神戸市に隣接している地理的条件などにより、市の南東部で 大規模な住宅開発が進められ、昭和 50 年代にかけて人口が急増しました。その後、グ リーンピア三木の建設や、三木山ゾーンの整備などにより、文化、スポーツ・レクリ エーション機能を備えた「ガーデンシティ」の実現に向けて発展を続けています。
- ・現在では、山陽自動車道が開通し、広域的な交通の要衝として、また、三木震災記 念公園(仮称)の整備により県の広域防災拠点ネットワークの中核地域としても飛躍 しようとしています。
- ・史跡、文化財としては三木城跡、竹中半兵衛の墓、伽耶院等があり、また、藤原惺 窩生誕の地でもあります。また、三木ホースランドパークや、グリーンピア三木、三 木山森林公園、金物資料館、道の駅みきなどの観光地のほか、数多くのゴルフ場があ ります。

吉川町の紹介

- ・酒米「山田錦」の町として全国に知られる豊かな自然に包まれた田園の町で、トマト、ピーマン、ぶどう、黒大豆枝豆などの指定産地でもあります。
- ・昭和 49 年に中国自動車道吉川インターチェンジが開設され、大阪方面への交通の利便性が飛躍的に改善されたことに伴い、レジャー施設として町内の各所にゴルフ場の立地が進みました。さらに、昭和 63 年に舞鶴若狭自動車道の開通や JR 宝塚線の複線電化も完成し、町内においても「みなぎ台」吉川ニュータウンが開発され、平成7年にまちびらきが行われました。
- ・現在では、平成 14 年に、「吉川温泉よかたん」、平成 16 年には「山田錦の館」がオープンし、これらの交流施設を中心に、自然資源・文化資源・人的資源を活用して協働のまちづくりを進めていく「山田錦のさとーよかわ」の CI 計画を推進し、阪神北部地域に隣接するまちとして、緑豊かな交流と創造のまちづくりを進めています。

(2)合併の背景と必要性

三木市と吉川町のつながりと共通性

三木市と吉川町との間のつながりや共通性を整理すると、以下のとおりです。

立地環境に一体性があります。

- ・内陸部に位置し、温暖な気候条件を有しています。
- ・加古川の支流である美嚢川の流域に位置しています。
- ・比較的緩やかな起伏をもつ丘陵・台地部と、農地を中心とする平野部で構成されています。
- ・中国自動車道、山陽自動車道、舞鶴若狭自動車道等の国土幹線が地域を貫通しており、 地域全体が国土軸上に位置している恵まれた立地環境にあります。
- ・大阪都心部・神戸都心部から1時間程度の距離にあります。
- ・阪神都市圏に隣接する郊外地域として大規模な宅地開発が進められてきました。

共通の地域資源があります。

- ・酒米・山田錦や京阪神へ出荷する野菜、果実栽培など農業資源が豊富にあります。
- ・両市町とも、豊かな自然を活かしたレクリエーション・レジャー施設が充実しています。
- ・全国有数のゴルフ場の集積地です。
- ・地域特性を活かした各種の集客施設の整備が進んでいます。

まちづくり面での深いつながりがあります。

- ・三木市は美嚢郡から市制に移行しています。
- ・兵庫県内では北播磨地域に位置し、北播磨県民局に属しています。
- ・吉川町から三木市に消防救急業務の委託がなされています。
- ・三木吉川農業共済事務組合が設置されています。
- ・税務署、警察署、健康福祉事務所、土地改良事務所等の同じ管内です。
- ・国会議員、県議会議員の選挙区が同一です。
- ・医師会、歯科医師会、農業協同組合、美容・理容組合、食品衛生組合、交通安全協会、 防犯協会等の団体が三木市美嚢郡で一本化されています。

行政課題の共通性からみた三木市・吉川町の合併の必要性

現在、両市町の有する行政課題の共通性を踏まえて、合併の背景・必要性を整理すると、 以下のとおりです。

本格化する地方分権に対応する必要があります。

平成 12 年に施行された地方分権一括法等を契機として、我が国では本格的に地方分権改革が進められようとしています。これからの基礎自治体(市町村)は、国が考えた施策やサービスをそのまま実行するのではなく、自らの判断と責任により、自主的に舵取りを行うことが求められています。

地域住民の満足度を高め、地域の活性化を進めていくためには、様々な政策の立案・ 実施・評価能力の向上が求められますが、自治体の規模が小さいと、専門的な組織や人 材を配置することは難しく、必ずしも十分な自治体経営ができなくなる可能性がありま す。

本地域の人口は、三木市が75,350人、吉川町が9,486人(いずれも平成15年10月1日現在の兵庫県推計人口)であり、両市町の合併によって併せて84,836人の都市が誕生することとなります。

自治体財政においては、地方交付税算定の際の基準となる人口規模が10万人であり、また、10万人程度が比較的効率的な自治体規模であるともいわれます。三木市・吉川町の合併により都市規模が10万人に近づくことから、より一層、行財政体制の強化をはかり、分権時代における効率的な自治体経営の体制を構築することが可能となります。

少子高齢化・社会の成熟化等に的確に対応していく必要があります。

本地域でも少子高齢化が進展していますが、今後は働き手である生産年齢人口が減少することから、生産や税収への影響が懸念される一方、高齢者の介護支援やいきがい対策、子育て支援などの各分野において行政ニーズの拡大が予想されます。また、経済成長が進展し、住民の生活レベルが高まってきた中で、住民の価値観や住民ニーズも多様化しており、より高度な行政サービスの提供が求められています。

合併によって、行財政基盤の強化と効率化を図りながら、これからの住民ニーズの変化に的確に対応した行政サービスを提供していくことが可能となります。

日常生活圏の広域化に対応していく必要があります。

本地域においては、幹線道路網などの都市基盤の整備が進み、また、移動や通信手段が多様化していくなかで、住民の行動範囲は、昭和 30 年代前後までに決められた現在の行政境界をはるかに越え、広域化しています。

従来からも、三木市・吉川町では三木吉川農業共済事務組合の設置や消防救急業務の

委託などの分野では広域的な対応を進めてきました。合併によって、少子高齢化対策や環境政策、地域情報化、教育、公共交通施策、地域活性化など、より一層、サービスの高度化・多様化が求められる各行政分野においても、より広域的な観点からの施策展開を進め、住民ニーズに対応した効率的な行財政運営を推進していくことが可能となります。

都市間競争に対応していく必要があります。

国全体での少子・高齢化や経済成長の低迷等の流れの一方、最近では都市再生・都心回帰の動きにより大阪市や神戸市の都心部などへ人口が回帰する傾向が加速しつつあります。そのため、郊外型の住宅開発が進められた三木市・吉川町では、今までのように、地域外からの転入等による人口・雇用増加等を望むことが困難になりつつあります。

産業面においても、中国自動車道、山陽自動車道、舞鶴若狭自動車道等の国土幹線道路が貫通し、企業・事業所立地に関しては比較的恵まれた環境にありますが、最近では製造業のアジア各国への海外移転が加速したり、国内においても地域間の誘致競争が激しくなるなど、経済・産業活性化に向けての体制の強化が求められています。

合併によるスケールメリットを活かしながら、地域活性化の体制を強化し、新しい産業の創造等に取り組むとともに、山田錦や金物等の地場産業資源や全国有数のゴルフ場など、地域の様々な資源を有効に活用し、相乗効果を発揮することによって、定住人口の増加策や、経済・産業活性化など、地域間競争に対応していくための施策を講じていくことが可能となります。

厳しい財政状況を乗り越えていく必要があります。

バブル経済期以降、税収入が伸び悩む一方で、社会資本整備や各種公共施設の整備、減税等の経済対策を推進してきた結果、国、地方とも財政状況は極めて厳しい状況になっています。一方、高齢化の進展など、行政に対するニーズは多様化しており、地方自治体はこれまで以上に効率的な行財政の運営を迫られています。

三木市・吉川町においても財政状況は悪化しており、今までの行財政運営のあり方を 抜本的に見直していくことが求められています。今後は、少子・高齢化がさらに進み、 保健・医療・福祉やいきがい対策といった施策のニーズが増大し、歳出の増加要因とな る一方、生産年齢人口の減少に伴う社会・経済活動の沈滞や税収減が危惧され、ますま す行財政運営が厳しくなることが想定されます。

両市町の合併を通じて、行政組織のスリム化、議員や職員数の減少による人件費や各種事務経費の削減など、行政コストを一層低減しながら、効率的な行財政運営を進めることが可能となります。

三木市と吉川町の合併に向けて

以上で整理したように、三木市と吉川町の間には行政上の深いつながりをはじめ、立地環境・地域資源に一体性・共通性があるとともに、行政課題についても共通点が数多く見受けられます。このような両市町間でのつながりや共通性を基礎にしながら、合併によって、お互いの抱える行政課題をともに乗り越え、新しいまちづくりを推進していくことが求められます。

三木市・吉川町の合併の背景と必要性

三木市と吉川町のつながり・共通性

立地環境の一体性 地域資源の共通性 まちづくり面での深いつながり

三木市と吉川町の共通課題

本格化する地方分権への対応 少子高齢化・社会の成熟化等への対応 日常生活圏の広域化への対応 都市間競争への対応 厳しい財政状況への対応

三木市と吉川町の結び付きや共通性を踏まえつつ、両市町が合併することによって、お互いに共通する課題をともに乗り越えていく必要があります。

(3)新市建設計画の策定方針

市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)に基づき策定する新市建設計画について、 以下の方針で取り組むものとします。

新市建設計画の趣旨と位置づけ

本計画は、三木市、吉川町の合併後のまちづくりを進めるにあたって、住民福祉の向上や地域の均衡ある発展と一体性の醸成を図るため、望ましい方向や将来像を示すものです。

また、本計画の内容については、合併後の新市において策定される総合計画に引き継がれるものとします。

新市建設計画の内容

()計画の対象地域

この計画の対象地域は、三木市、吉川町の地域とします。

()計画の期間

本計画の期間は平成17年度から平成26年度までの10か年とします。

()計画の構成

本計画における主な策定項目を以下のとおりとします。

- ・新市建設計画策定の背景や方針
- ・新市の概況
- ・住民意向(住民アンケート調査結果)
- ・新市建設の基本方針
- ・新市の施策
- ・公共施設の適正配置と整備
- 財政計画

計画策定上の留意事項

(i) 三木市総合計画および吉川町総合計画の内容を踏まえつつ、合併のメリットを活か しながら、新市としての新しいまちづくりの方向性を示す内容とします。

- (ii) 中・長期的な展望に立った新市の望ましい方向性や将来像を提示するとともに、新市において地域の一体性が十分に醸成され、地域内の均衡ある発展が可能となるような内容とします。
- (iii) 本計画に位置づける施策・事業等については、住民サービスの充実を図るとともに、 新市の健全かつ合理的な財政運営を推進する観点から、真に必要とされるものについ て選定し、過剰に見積もることのないように留意します。
- (iv) 住民ニーズの反映のしくみや効率的な行財政体制の確立など、地方分権への対応や 行財政改革に資するように配慮します。

住民意向の反映

計画の策定過程において、住民アンケート調査の実施や両市町住民への情報提供を積極的に行い、その意向の把握と反映に努めます。

第2章 新市の概要

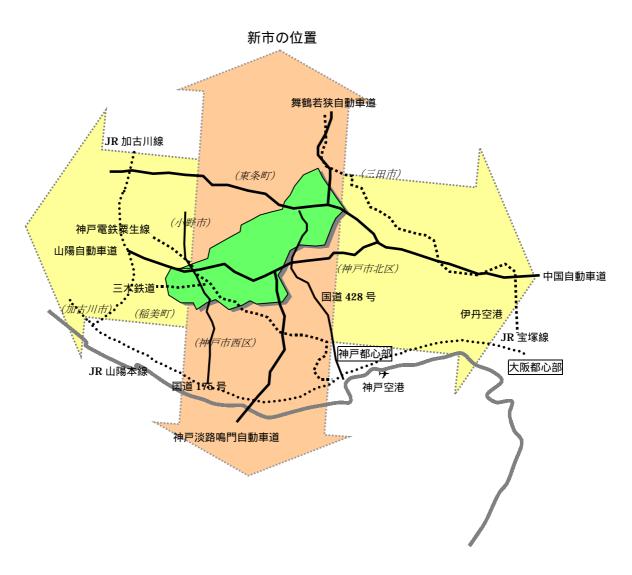
新市の位置

三木市、吉川町の1市1町からなる本地域は、兵庫県南部の内陸部、北播磨地域に位置 し、東西方向で約27km、南北方向で約20km、総面積では176.58kmの広さを有します。

市域の東から南にかけては神戸市、北から西にかけては東条町と小野市、西には加古川市と稲美町、北から東にかけては三田市とそれぞれの市町に隣接しています。

市域には、中国自動車道、山陽自動車道、舞鶴若狭自動車道等の国土幹線道路が貫通するなど、国土幹線軸上に位置しており、恵まれた立地環境にあります。

鉄道は、市域の南部では神戸電鉄栗生線が神戸都心部へ、三木鉄道が加古川市方面へ接続しています。また、北東部(吉川町域)については、隣接するJR 宝塚線の利用が可能であり、阪神地域や大阪都心部へ接続しています。



新市の地形・地理

加古川支流の美嚢川の流域に位置し、美嚢川周辺の平野部と標高 100~200m程度のなだらかな丘陵・台地部で構成されています。平野部は市街地や農地で構成されており、丘陵・台地部では、緑豊かな自然環境が保全されるとともに、優れた環境・景観を活かしたレクリエーション施設の立地や宅地整備等の活用が行われています。

本地域の気候は、温暖で降水量の比較的少ない瀬戸内海気候に属しており、年間平均気温は 15.2 \mathbb{C} (三木での過去 5 年間の平均)、年間平均降水量は 1,121mm (三木での過去 5 年間の平均) となっています。

土地利用の状況



(資料:平成14年度兵庫県統計書)

三木市・吉川町の経緯

三木市は、昭和26年、美嚢郡三木町が久留美村を編入、昭和29年6月1日には別所村、 細川村、口吉川村と合併して市制を施行し、兵庫県で16番目の市として発足ののち、同年 7月1日には美嚢郡志染村と合併して、現在の三木市が誕生しました。

吉川町は、昭和30年7月1日、美嚢郡奥吉川村、中吉川村、北谷村が合併して町制施行し、現在の吉川町が誕生しました。

三 木 市		吉 川 町
昭和 26 年	美嚢郡三木町が美嚢郡久留美村を編入	昭和30年 美嚢郡奥吉川村、中吉川村、北谷村が
昭和 29 年	6月1日に美嚢郡別所村、細川村、口	新設合併して町制を施行
	吉川村と新設合併して市制を施行	現在に至る
	7月1日には美嚢郡志染村と合併(新	
	設合併)	
	現在に至る	

新市の人口動態

平成15年10月1日における人口(兵庫県推計人口)は、三木市が75,350人、吉川町が9,486人、合計で84,836人となっています。

三木市では昭和40年代から50年代にかけて、宅地開発による大量の人口流入があり、その後も増加傾向が続いていましたが、平成9年をピークに最近は微減傾向にあります。

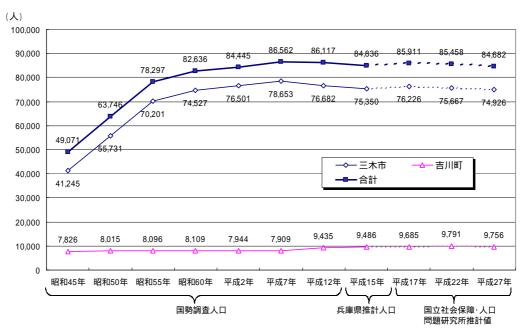
吉川町は平成9年までは概ね横ばい傾向が続いていましたが、平成12年にかけてはニュータウン(みなぎ台)の開発等により人口が大幅に増加しました。

年代別の人口構成をみると、近年、一貫して少子化・高齢化が進んでおり、両市町の老年 人口(65歳以上)比率は平成12年時点で17.9%、一方、年少人口(0~14歳人口)比率は 14.4%となっています。

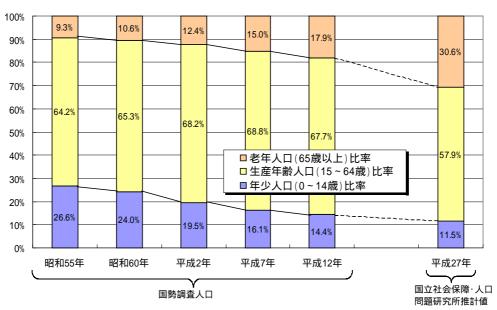
【将来推計】

国立社会保障・人口問題研究所の推計(平成15年12月)によると、今後の人口については両市町とも横ばい、ないしは微減傾向になるものと予測されています。

同じく、世代別にみると、平成 27 年には両市町の老年人口 (65 歳以上) 比率は 30.6%まで上昇する一方、年少人口 (0~14 歳人口) 比率は 11.5%まで低下することが予測されています。



三木市・吉川町の人口の推移と将来推計



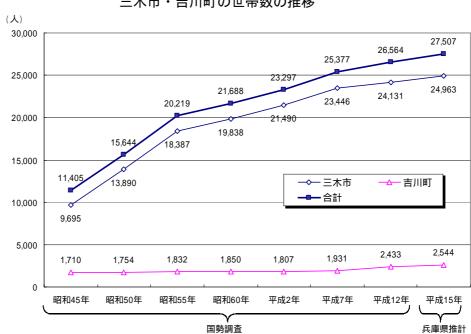
両市町の人口構成の推移と将来推計

新市の世帯動態

世帯数については、平成12年10月1日現在(兵庫県推計)で、三木市が24,963世帯、 吉川町が 2,544 世帯、合計で 27,507 世帯となっています。

三木市では昭和40年代から50年代にかけて、大規模な宅地開発により大量の世帯増加が みられました。その後も、核家族化の影響等もあり、増加傾向が続いています。

吉川町は平成7年までは微増傾向が続いていましたが、平成12年にかけては、ニュータ ウン(みなぎ台)の開発等により世帯数が大幅に増加しています。



三木市・吉川町の世帯数の推移

新市の産業・経済動向

両市町の産業資源としては、酒米山田錦や、三木市の金物産業などの地場産業が全国的な知名度を有するとともに、都市近郊地域としての農作物栽培が盛んであり、また、国土幹線上の立地環境を活かした各種製造業等の事業所立地が進んでいます。ゴルフ場や各種レクリエーション施設等の観光、集客資源も豊富です。特に、酒米山田錦は合併によって名実ともに日本一の質と量を誇ることとなります。

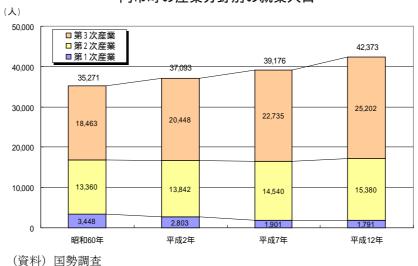
雇用環境をみると、平成 12 年時点での両市町の就業者数は 42,373 人であり、うち第 3 次産業が半数以上を占めています。近年では、全国的な傾向と同様、商業・サービス業等の第 3 次産業の割合が一貫して高まっており、一方、農業・林業等の第 1 次産業、および製造業・建設業等の第 2 次産業の割合は低下しています。

また、両市町における総生産額も同様の傾向を示しており、特に近年では第 2 次産業の 低下傾向が大きくなっています。

三木市・吉川町の主な産業資源・集客資源

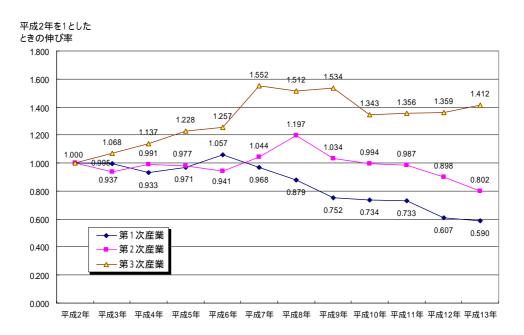
三 木 市	吉川町	
・金物産業	・酒米 (山田錦)	
・酒米(山田錦)	・ぶどう、トマト、ピーマン、黒大豆枝豆等	
・ぶどう、大豆、なす、レタス、菊等の農作物	の農作物	
・観光農園	• 観光農園	
・三木工場公園	・観光・レクリエーション資源	
・ひょうご情報公園都市	(ゴルフ場、よかわウォーターパーク、吉川	
・観光・レクリエーション資源	温泉よかたん、山田錦の館等)	
(ゴルフ場、グリーンピア三木、三木山森林公		
園、三木ホースランドパーク、三木城址、道		
の駅みき、三木震災記念公園等)		

両市町の産業分野別の就業人口



() 国务调宜

両市町の産業分野別の市町内総生産額の推移(平成2年を1としたときの伸び率)

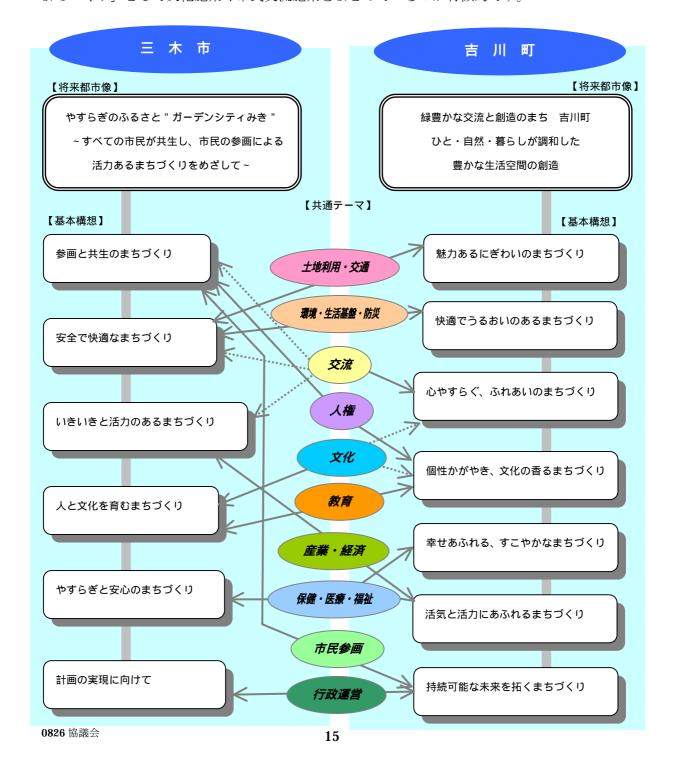


(資料) 兵庫県市町民経済計算

両市町のまちづくりビジョン

下図では、三木市と吉川町の総合計画の体系を比較し、両市町での共通テーマをくくり出しました。両市町とも、概ね共通のテーマによって構成されていることがわかります。

三木市では、第一の柱として「参画と共生のまちづくり」を掲げ、市民参画や人権施策を打ち出しているのが特徴的です。吉川町では三木市よりも1項目多い7本の柱立てであり、「魅力あるにぎわいのまちづくり」として土地利用や交通施策を、また「心やすらぐ、ふれあいのまちづくり」として文化施策や市民交流施策をまとめているのが特徴的です。



公共施設整備等の状況

両市町とも、教育・文化、保健・医療・福祉等をはじめ各種の公共施設整備が進められて おり、図書館や公立病院については三木市においてのみ整備されています。今後は、住民ニ ーズに対応しながら、新市全体の観点に立った既存施設の有効活用や、老朽化した施設の維 持・更新に努めていく必要があります。

下水道等による生活排水処理率が三木市では82.7%、吉川町では82.3%となっているなど、各種の都市基盤については一定程度の整備が進められています。新市においては、住民ニーズや行財政状況を踏まえながら、残事業を進捗していくとともに、既存の都市基盤の利活用や維持・更新を推進していく必要があります。

公共施設等の状況

		三木市	吉川町
教	小学校(市町立)	13 校(13 校)	4校(4校)
育	養護学校(市町立)	1校 (1校)	0 校 (0 校)
•	中学校(市町立)	7校(7校)	1校(1校)
文	高等学校(市町立)	3 校 (0 校)	1校(0校)
化	保育所(市町立)	13 箇所 (3 箇所)	1 箇所 (1 箇所)
等	幼稚園 (市町立)	14 箇所(13 箇所)	4 箇所 (4 箇所)
	公民館 (市町立)	8 箇所 (8 箇所)	2 箇所 (2 箇所)
	体育館(市町立)	5 箇所 (3 箇所)	2 箇所 (2 箇所)
	図書館(人口一人当たり蔵書数)	1 箇所(1.8 冊)	0 箇所 (一)
	美術館 (市町立)	1 箇所	0 箇所
保	病院(市町立)	6 箇所(1 箇所)	1 箇所 (0 箇所)
健	診療所 (市町立)	103 箇所(1 箇所)	4 箇所 (0 箇所)
•	特別養護老人ホーム(定員数)	3 箇所(218 人)	1 箇所 (60 人)
医	養護老人ホーム(定員数)	1 箇所(50 人)	0 箇所 (一)
療	ケアハウス(定員数)	3 箇所(60 人)	1 箇所(15 人)
•	老人保健施設 (定員数)	2 箇所(150 人)	0 箇所 (一)
福	通所介護事業所	9 箇所	1 箇所
祉	在宅介護支援センター	9 箇所	1 箇所
等	老人福祉センター	2 箇所	1 箇所
基	道路改良率	59. 4%	49. 1%
盤	道路舗装率	90.5%	85. 3%
整	上水道等普及率	99.8%	99. 7%
備	ごみ処理実施率	100.0%	100.0%
	生活排水処理率	82. 7%	82.3%
	都市公園等(人口一人当たり面積)	90 (7.6 m²)	10 (12.4 m²)

(資料:施設整備は平成16年4月現在、基盤整備は平成15年3月31日「公共施設状況調」より)

財政状況

財政力の強弱を示す財政力指数については、両市町とも1.0以下であり、最近では税収減等の影響により低下傾向にあります。また、財政運営の弾力性を示す経常収支比率は、三木市では平成14年度には92.4%にまで高まっており、財政の硬直化が進んでいるといえます。一方、吉川町では82.5%とやや低い数値となっています。

歳出に占める公債費の割合を示す公債費比率や起債制限比率についても、両市町とも近年では増加傾向にあります。一方、自治体の「貯金」ともいえる積立金については、近年では低下傾向にあります。

このように、両市町とも財政状況は厳しくなりつつあります。国では、税、補助金、地方交付税のあり方を見直す三位一体の改革が進められていますが、地方交付税等の削減が先行して進められていることもあり、今後は財政運営がより一層厳しくなることが予想されます。合併によって、一定の経費削減効果等が期待できるものの、1市1町の合併という最小単位の合併では、3団体以上の合併と比べて削減効果は必ずしも大きくはありません。そのため、新市のまちづくりを推進していくための力強い行財政の基盤を構築し、合併効果だけに止めることなく財政の効率化を徹底していく視点が欠かせません。

三木市の決算状況

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
財政力指数(過去3年平均)(注1)	0.77	0.74	0.72	0.71	0.70
経常収支比率 (注2)	87.5%	91.0%	92. 5%	92.4%	92.8%
実質収支比率 (注3)	0.5%	0.6%	0. 7%	0.8%	1.0%
公債費比率 (注4)	18.5%	20. 3%	20.8%	21.9%	22. 7%
起債制限比率 (注5)	11.9%	13. 2%	13. 9%	14. 3%	14.4%
積立金現在高	4, 700, 054	8, 472, 183	8, 005, 690	7, 785, 993	7, 808, 760
惧立並先任同	千円	千円	千円	千円	千円
地方債現在高	38, 907, 073	41, 328, 514	40, 582, 848	40, 011, 361	38, 813, 311
地刀俱先任同	千円	千円	千円	千円	千円

吉川町の決算状況

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
財政力指数(過去3年平均)	0.63	0. 63	0. 62	0.63	0.64
経常収支比率	75. 3%	77. 7%	79. 7%	82.5%	82.1%
実質収支比率	9.3%	8. 7%	2. 5%	1.8%	2.0%
公債費比率	8.8%	8.9%	11.0%	15.0%	15.8%
起債制限比率	4.8%	4.9%	6. 2%	7. 9%	9.3%
積立金現在高	4, 840, 809	4, 629, 099	4, 415, 692	4, 532, 994	4, 313, 905
惧立並先任同	千円	千円	千円	千円	千円
地方債現在高	4, 801, 425	5, 067, 483	5, 511, 505	5, 376, 233	5, 713, 777
地刀俱先任同	千円	千円	千円	千円	千円

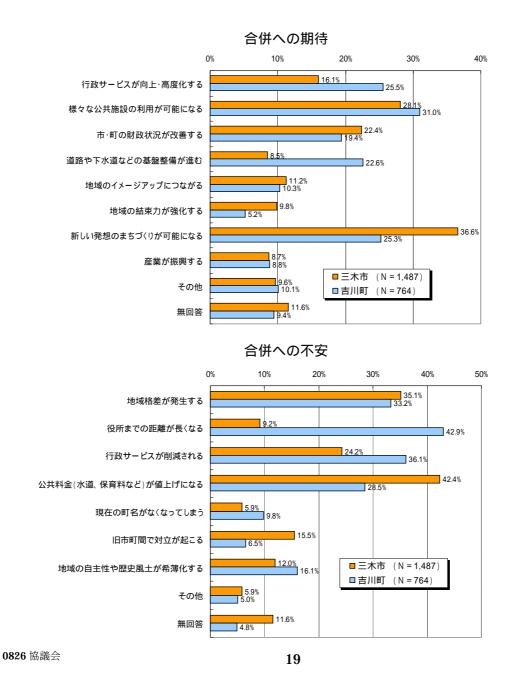
- (注1)「財政力指数」とは、市町村の財政力の強弱を表すもので、標準的な行政を行うために必要な一般財源に対する 税収入の割合で示されます。財政力指数が「1」に近いほど財政力が強いことになり、「1」を超える市町村は 財源に余裕があると見なされ、普通交付税が交付されません。「1」を下回る市町村には不足分だけ、普通交付 税が交付されます。
- (注2)「経常収支比率」とは、財政運営の弾力性を判断しようとする指標であり、人件費や公債費などの義務的経費に 地方税、地方交付税を中心とする経常一般財源が、どの程度充当されているかを示す比率で表されます。一般 的に都市では75%、町村では70%程度が妥当と考えられています。
- (注3)「実質収支比率」とは、当該年度の実質収支を標準的な財政規模で割った比率であり、通常は3%から5%程度が望ましいとされています。
- (注4) 国や金融機関等から借り入れた地方債を返済するための経費(元金と利子)を公債費といい、公債費の一般財源に占める割合を「公債費比率」といいます。
- (注5)「起債制限比率」とは、公債費比率と同様、公債費負担の程度を示す指標ですが、公債費については地方交付税により措置される分があるため、この措置分を除いて算出されるものです。14%を超えると公債費負担適正化計画の策定・実行が義務づけられ、20%以上になると起債の制限を受けます。

第3章 住民アンケート調査結果(概要)

平成16年4月から5月にかけて三木市・吉川町の住民5,000人を対象にした住民アンケート調査結果を実施しました。以下では主な結果について整理します。

「合併への期待」としては、新しい発想のまちづくりが可能になる、様々な公共施設の利用が可能になる、行政サービスが向上・高度化する、などの回答が多くなっており、住民の期待に答えるまちづくりを進めていく必要があります。

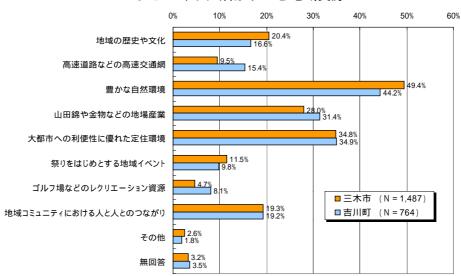
「合併への不安」としては、役所までの距離が長くなる、公共料金が値上げになる、地域格差が発生する、などの回答が多くなっていますが、新市のまちづくりでは住民の不安を解消できるような施策を講じる必要があります。



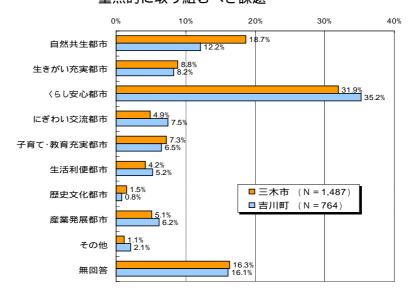
「まちづくりに活かすべき資源」として、豊かな自然環境や利便性に優れた定住環境、地 場産業等を挙げる回答が多くなっており、新市のまちづくりにおける活用策が求められます。

「重点的に取り組むべき課題」としては、医療・福祉や公共交通、身近な行政窓口、防 災・防犯など、生活に密着したサービスの充実を求める回答が多くなっています。

まちづくりに活かすべき地域資源



重点的に取り組むべき課題



第4章 新市建設の基本方針

1. 前提条件

三木市と吉川町が合併することにより、お互いが抱える行政課題をともに解決し、乗り越えていくことを主旨としており、本計画においては三木市・吉川町の全域を対象にして、合併後の新市全体のまちづくりの基本方針を示すものとします。

基本的には、三木市のまちづくりの長期ビジョンである「やすらぎのふるさと『ガーデンシティみき』」をベースとしながら、吉川町のビジョンである「緑豊かな交流と創造のまち」を織り込みつつ、さらに住民アンケート調査結果等から分析された住民ニーズ等も踏まえ、新市のまちづくりの方針を示すものとします。

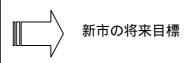
2.新市の将来像

(1)新市の将来都市像

「やすらぎのふるさと"ガーデンシティみき"」

~ すべての市民が共生し、市民参画による活力あるまちづくりをめざして~

参画と共生のまちづくり 安全で快適なまちづくり いきいきと活力のあるまちづくり 人と文化を育むまちづくり やすらぎと安心のまちづくり



(2)新市の将来目標

新市の将来像を達成するため、まちづくりの将来目標を次のとおり設定します。

新市を、名実ともに北播磨内陸地域の拠点都市とするため、「ガーデンシティ」にふさ わしい都市基盤の整備や多自然居住環境の保全を図るとともに、快適で安心のふるさとと して災害に強い防災都市をめざしながら、ふるさとの歴史や地域資源を生かした個性が響 きあうまちづくりと市民自らが生きがいを見出せる参画と協働社会の構築を新市のまちづ くりの重点目標とします。

3.新市建設の基本方針

新市の将来目標を達成するため、新市の基本方針を以下のとおり設定します。

(1)定住魅力あふれる快適で安心の生活環境づくり

生活環境面に係る三木市と吉川町の共通課題としては、人口減少や少子・高齢化対策などの人口問題、分野別では医療・福祉や防災・防犯、交通等の施策の充実等、多岐にわたっています。

合併にあたっては、新しい発想のまちづくりや既存公共施設の有効利用などが期待されている一方、合併によって地域格差が拡大しないか、利便性が低下しないか、地域の自主性、歴史風土が希薄化しないか、などが懸念されています。加えて、新市においては、活用すべき地域資源として、大都市地域近郊の定住環境や、コミュニティにおける人と人とのつながりを活かした施策の展開が求められています。

このような生活環境に係る三木市・吉川町の共通課題や、両市町の合併に対する住民の期待・不安などに対して、新市として総合的な解決を図ることにより、だれもが快適で安心な生活を送ることのできる「いつまでも住み続けたいまちづくり」を目指すとともに、定住魅力を高めて、地域外からの転入を活性化させるなど定住人口の増加を促進します。

【新市の概況や住民アンケート調査から】 【まちづくりの基本課題】

【まちづくりの方針】

三木市・吉川町の共通課題

- ・人口問題(人口減少)
- ・少子・高齢化対策
- ・防災・防犯対策

合併に対する期待

- ・新しい発想のまちづくり
- ・公共施設の利用

合併に対する不安

- ・地域格差が拡大しないか
- ・利便性が低下しないか
- ・自主性、歴史風土が希薄化しないか

まちづくりに活かすべき資源

- ・大都市近郊の定住環境
- ・コミュニティのつながり

生活環境に係る三木 市・吉川町の共通課題 や、両市町の合併に対 する住民の期待・不安 などに対して、新市と して総合的な解決を 図る必要がある

だれもが快適で安心な生活を送ることのできる生活環境を整え、「いつまでも住み続けたい」まちづくりを進める

定住魅力を高めて、定

住人口増を図る

(2)人・もの・情報が行き交う活力ある交流のまちづくり

都市間競争が激しくなるなかで、三木市・吉川町ともに、特色ある地域資源を活かした 産業・経済の活性化が求められています。豊かな自然環境、山田錦や金物などの地場産業な どの三木市・吉川町の共通資源について、合併によるスケールメリットを活かした活用方策 を立案・展開するとともに、各地域の特性・独自性を活かしたまちづくりを進め、人・もの・ 情報が行き交う活力ある交流のまちづくりを目指します。

また、新市においては山陽自動車道、中国自動車道、舞鶴若狭自動車道等が利用できる要衝ともなるため、これらを有効に活用したまちづくりにも努めていきます。

【新市の概況や住民アンケート調査から】

【まちづくりの基本課題】

【まちづくりの方針】

三木市・吉川町の共通課題

・都市間競争への対応 (地域資源を活かした産業・経済 の活性化)

合併に対する期待

- ・新しい発想のまちづくり
- ・行政サービスの高度化

合併に対する不安

- ・地域格差が拡大しないか
- ・自主性、歴史風土が希薄化しな いか

まちづくりに活かすべき資源

- ・豊かな自然環境
- ・山田錦や金物の地場産業

三木市・吉川町の共通 資源について、スケー ルメリットを活かした 活用方策を立案・展開 するとともに、各地域 の特性・独自性を活か したまちづくりを進め る必要がある。

地域資源・地域の特色 を活かした、人・もの・ 情報が行き交う活力ある 交流のまちづくりを目指 す

(3)次世代に受け継がれる力強い行財政の基盤づくり

三木市・吉川町ともに、今後とも厳しい財政状況が予測されています。合併に対しては、 財政状況の改善、行政サービスの高度化が期待されている一方、合併によって公共料金が 値上げにならないか、行政サービスが削減されないか、などの懸念も指摘されています。

また、新市においては、合併効果による経費削減を進めるとともに、市民のニーズに対応 した市民満足度の高いまちづくりを推進していく必要があります。

そのためには、市民参画や協働のまちづくりを徹底していくとともに、行財政運営の高度 化・効率化に不断に取組み、次世代に受け継がれる力強い行財政の基盤づくりを進めるこ とが求められます。

【新市の概況や住民アンケート調査から】

【まちづくりの基本課題】

【まちづくりの方針】

三木市・吉川町の共通課題

- ・厳しい財政状況
- ・市民参画・公民協働のまちづく

 1)

合併に対する期待

- ・財政状況の改善
- ・行政サービスの高度化

合併に対する不安

- ・公共料金が値上げにならないか
- ・行政サービスが削減されないか

行財政運営に対する姿勢

・財政健全化を優先するべき

協働を基本としなが ら、市民参画機会の拡 充を図るとともに、行 政の高度化と行財政 の効率化に継続的に 取り組み、市民満足度 の高いまちづくりを 進めていく必要があ る 次世代に受け継がれる 力強い行財政の基盤づく りを進める 新市建設にあたっては、以上に掲げた、

- (1) 定住魅力あふれる快適で安心の生活環境づくり
- (2)人・もの・情報が行き交う活力ある交流のまちづくり
- (3)次世代に受け継がれる力強い行財政の基盤づくり

の3点を基本に、三木市・吉川町の共通課題を解決するとともに、新市としての新たなま ちづくりに取組み、10年後に「合併してよかった!」とだれもが実感できる、子 や孫の世代に受け継がれるまちづくりを進めます。

新市建設の基本方針(総括)

10年後にだれもが「合併してよかった!」と実感できる、子や孫の世代に受け継がれるまちづくり

まちづくりの方針

定住魅力あふれる快適で安心の生活環境づくり

人・もの・情報が行き交う活力ある交流のまちづくり

次世代に受け継がれる力強い行財政の基盤づくり

総合的な子育て支援施策の強化、総合 的な生きがい対策の充実、危機管理機 能の強化 等

地域ブランドの維持・強化、企業誘致の推進、体験型観光の充実 等

市民参加によるまちづくりの推進、新しい時 代に対応した行政運営体制の確立、市民ニ ーズに応じた行政サービス拠点の整備 等

三木市: やすらぎのふるさと「ガーデンシティみき」 平成23年度・目標人口10万人

施策体系

- 1 参画と共生のまちづくり
- 2 安全で快適なまちづくり
- 3 いきいきと活力のあるまちづくり
- 4 人と文化を育むまちづくり
- 5 やすらぎと安心のまちづくり

吉川町:「緑豊かな交流と創造のまち - 吉川町」 平成23年度・目標人口1万人

- 1 魅力あるにぎわいのまちづくり
- 2 快適で、うるおいのあるまちづくり
- 3 心やすらぐ、ふれあいのまちづくり
- 4 個性かがやき、文化の香るまちづくり
- 5 幸せあふれる、すこやかなまちづくり
- 6 活気と活力にあふれるまちづくり

4. 吉川町域のまちづくりの方針

新市における吉川町域の位置付け

新市の北東部に位置する吉川町域については、吉川町新総合計画の将来都市像である「緑豊かな交流と創造のまち」を受け継ぎながら、新市での「緑と憩いの交流エリア」に位置付けるとともに、地域文化創造拠点の整備を通じて、暮らしに根づく文化を背景に、地域性を活かしたまちづくりを進めていくことを基本とします。

そのため、山田錦や里山環境をはじめとする自然資源、文化資源やネットワークを含めた人的資源などの豊かな地域資源を十分に活かしながら、新市の東の玄関口として地域外との交流の促進を図るほか、定住環境や都市魅力の向上を目指したまちづくりを進めていきます。

まちづくりの方向性

新市建設の基本方針に沿って、吉川町域のまちづくりの方向性を示します。

定住魅力あふれる快適で安心の生活環境づくり

吉川町域には、多自然居住空間である集落・市街地とともに、近隣都市の郊外住宅地としてのニュータウン(みなぎ台)が整備されています。現在の居住者のみならず、今後の新たな吉川町域への転入者も含め、だれもが便利で快適・安心の暮らしを送れるように、都市基盤の整備や各種行政サービスの確保・充実、日常的な交通環境の確保・充実など、定住魅力の拡充に努めていきます。

人・もの・情報が行き交う活力ある交流のまちづくり

新市においては、中国自動車道により兵庫県内陸部地域、舞鶴若狭自動車道により兵庫 県北部地域との連携が新たに強化されることから、より一層広域的な交流の推進を図るこ とが可能となります。また、新市の都市核や山陽自動車道等とのネットワークを充実する とともに、さらなる交流の促進をめざして隣接都市へのネットワークも充実させます。

さらに、山田錦や豊かな緑・里山環境、ゴルフ場などの地域の自然資源や書道(上田桑鳩)、郷土芸能などの文化資源を活用しながら、新市のさまざまな交流を活発にするように、 地域活性化施策を展開していきます。

次世代に受け継がれる力強い行財政の基盤づくり

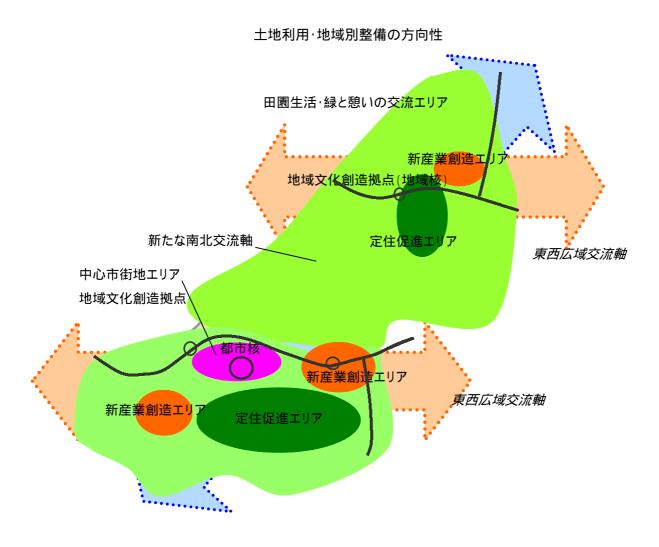
吉川町では従来から **CI** (コミュニティ・アイデンティティ) 事業をはじめ、地域の独自性を活かしたまちづくりを推進してきました。新市においても協働のまちづくりを基本として、地域住民の参加を得ながら、吉川町域の個性・独自性を活かしたまちづくりや住民参加のしくみづくりを進めていきます。

5. 土地利用・地域別整備の方向性

新市においては、地理的条件や土地利用の現況、および開発動向等を踏まえて、市の北部を「田園生活・緑と憩いの交流エリア」と位置づけるとともに、中枢的な都市機能が集積し、全市の中核となる「中心市街地エリア」、新しい産業の立地を進め「新産業創造エリア」、新たな人口流入を呼び込む核となる「定住促進エリア」を設定します。また、各地域の特性・特色を活かすために、それぞれの地域において地区拠点の整備を進めます。

特に、吉川町域については、新市の東の玄関口としての位置づけをする一方、口吉川町、 細川町域を含め、独自の地域資源を有効に活用しながらその特性を活かしたまちづくりを進めるとともに、新市北部の地域文化創造拠点として位置づけます。

一方、全市的な観点から一体性を確保するため、東西方向の広域交流軸に加えて、新たな南北交流軸を設定し、それぞれのエリアとの交流を促進させる基盤整備を進めるとともに、教育、文化、生活などが共有できる多様な都市機能の充実を図ります。



0826 協議会 27

土地利用・地域別整備の方向性

エリア・拠点	整備の方向
●田園生活・緑と憩いの交流エ	新市の平野部、および丘陵部からなるエリアです。農業
リア	の振興や田園景観の保全を進めるとともに、山田錦、花
	き、その他農産物などの地域資源活用の活性化や田園生
	活基盤の充実をはかり、職・住・遊のバランスのとれた
	地域整備を進めます。
	また、同地域の丘陵・台地部、および美嚢川沿い等の平
	野部からなるエリアでは、大部分が宅地造成工事規制区
	域となっていますが、緑豊かな自然資源や里山の景観を
	保全していくとともに、農業の振興やゴルフ場をはじめ
	とするスポーツ・レクリエーション施設の集積を生かし
	た交流活性化を進めるエリアとしても整備を進めます。
●中心市街地エリア/都市核	三木地区周辺の、商工業や公的機関等の都市機能が集積
	するエリアです。新市全体での中枢的なエリアとして、
	豊かな市民生活や地域全体の活性化を先導する拠点とし
	て、都市機能の高度化をはかります。
●地域文化創造拠点/地域核	三木地区周辺及び吉川地区に地域文化拠点を設置し、そ
	れぞれの地域において育まれてきた地域の歴史・伝統・
	文化を次世代に継承し、また新しい地域文化を創造して
	いく拠点としての整備を進めます。特に、吉川地域にお
	いては住民生活を支援する拠点としても、各種都市機能
	の整備を図ることといたします。
●定住促進エリア	近年宅地造成された住宅地を中心とするエリアです。市
	外からの人口流入を促進する拠点として、生活基盤の整
	備などの魅力ある都市環境づくりを進めるとともに、他
	エリアとの交流・連携によって全市的な一体性を醸成し
	ていきます。
●新産業創造エリア	ひょうご情報公園都市及び三木工場公園、吉川産業団地
	等を含むエリアです。基盤整備等の推進と企業・事業所
	の誘致を進め、新しい産業の創造をはかるとともに、他
	のエリアとの交流を促進し、新市全体での経済・産業の
	活性化を促す拠点としての整備をはかります。

第5章 新市の施策

1.新市の主要施策(ガーデンシティ・プロジェクト)体系

新市の将来都市像「やすらぎのふるさと"ガーデンシティみき"」を実現するため、まちの基盤をつくる主要施策を展開します。新市の骨格をつくり、暮らしやすく、快適な生活を営むための基本的な事業です。

(1) 参画と共生のまちづくり (市民参画・人権) コミュニティ基盤を整備し、市民主体のまちづくりを進める 人権を尊重するまちづくりを進める 市民の交流を促進するとともに、国際理解を推進する

- (2) 安全で快適なまちづくり (都市基盤整備) 安全・快適に移動できるまちをつくる 生活環境を保全し、美しく快適なまちをつくる 災害や犯罪から市民の生命や財産を守り、防災に強いまちをつくる まちづくりにだれもが使いやすく分かりやすいデザインを取り入れる 様々な情報を日常生活に活かす
- (3) いきいきと活力あるまちづくり(産業・経済) 農業の活性化と「山田錦の郷づくり」を進める 商工業の振興と「金物のまち」を発展させる
 - ○新たな産業を育成し雇用を確保する 観光でにぎわうまちをつくる
- (4) 人と文化を育むまちづくり(教育・文化・生きがい) 学校・家庭・地域の教育力を高め、三者が一体となって教育環境を整える 市民の生きがいを高める 郷土の歴史、伝統文化を継承し、発展させる。
- (5) やすらぎと安心のまちづくり(健康・医療・福祉) 市民の健康を維持、増進する 高度で良質な地域医療を提供する 全ての市民の自立助長を支援する 安心して産み育てられる環境をつくる
- (6) 行財政運営・市民サービス (計画の実現に向けて) 基礎的な市民サービスを維持、向上させる 効果的、効率的な行政運営を進める

2.新市の施策

(1)参画と共生のまちづくり (市民参画・人権)

コミュニティ基盤を整備し、市民主体のまちづくりを進める

新市では、市民参加を促し、行政と市民や団体・コミュニティ組織間の適切な役割分担による協働型社会の構築を推進していきます。そのために、情報公開・情報提供により市政への市民参加機会をより一層充実します。また、市民生活に身近な地域コミュニティを単位として各コミュニティの独自性や特色を活かしたまちづくりを進めるため、吉川町で取り組まれているCI(コミュニティ・アイデンティティ)計画 (注) の考え方を全市的に広めるとともに、コミュニティの核としての各町の公民館を充実します。吉川地区における公民館についても地区公民館としての位置づけを明確にし、地域コミュニティの核としての機能が十分発揮できるよう整備します。

また、人間性豊かな心ふれあう地域社会を築くために、市民のコミュニティ意識の高揚を図るとともに、コミュニティリーダー、ボランティア活動、NPO活動などの活性化のために、活動拠点の充実など積極的な支援策を推進します。

(注) C I (コミュニティ・アイデンティティ) 計画とは

地域のアイデンティティ (個性)を再確認し、それを内外に発信し、地域の振興・活性化を進めることを目的にした戦略的な計画のことです。合併後の新市では、各地域が有する資源を掘り起こし、ひとつの統一したデザインを企画し、市民一人一人の「まちを愛する心」を育み、まちづくりに積極的に参画するような計画やしくみづくりが求められます。

人権を尊重するまちづくりを進める

同和問題や女性、高齢者、障害者、外国人への差別、また、近年では児童虐待など、人権に関する問題は多様化していますが、これらの問題の解決に向け、あらゆる場を通して、効果的な人権教育・啓発を推進するとともに、人権尊重の感性と実践力を備えた人づくりを積極的に推進します。

また、男女共同参画社会の実現に向けて、教育、子育て支援、就労などの各行政分野が連携しながら総合的に施策を展開します。

市民の交流を促進するとともに、国際理解を推進する

市民としての共通意識の形成を目指して、交流拠点としてのスポーツ・レクリエーション施設の整備、全市的なイベント開催などを行い、地域や世代間の差異を理解し合える場や機会の提供をしていきます。

また、三木市では、アメリカのカリフォルニア州バイセリア市と姉妹都市提携、吉川町ではオーストラリアのコロワ市との友好提携を結ぶなど、国際交流を推進してきましたが、今後ともこれらの交流活動を継続し、市内に在住する外国人との友好を深めるとともに市民の国際感覚を醸成することを趣旨として、国際交流活動を活発化させます。

参画と共生のまちづくりにおける主な施策・事業

施策	主な事業
コミュニティ基盤を整備	○広報・公聴の制度充実、市民によるまちづくり提案の実施
し、市民主体のまちづくりを	○地域の個性を活かしたまちづくりの推進
進める	○ボランティアを始めとする市民活動拠点の整備と充実
人権が尊重されるまちを	○「三木市人権尊重のまちづくり条例」に基づく人権尊重の
つくる	まちづくりの推進
	○公民館など地域の活動拠点整備や人権教育・啓発の推進
	○男女共同参画プランに基づく、総合的な施策の展開
市民の交流を促進すると	○スポーツ・レクリエーション等の交流拠点の整備
ともに、国際理解を推進する	○全市的なイベントの開催
	○国際交流協会支援・都市親善の活動を推進

(2)安全で快適なまちづくり (都市基盤整備)

安全・快適に移動できるまちをつくる

合併により新たな交流軸を構築し、相互の交流を活発化していくことが必要ですが、高齢者や学生などの車を運転することのできない市民が、行動の自由を制限される「交通弱者」とならないよう、公共交通機関の充実を図ることがますます重要な課題となっています。

三木市内においては、神戸電鉄、三木鉄道、路線バス、ゾーンバス等が運行されており、 吉川町内では、路線バスや中国自動車道の高速バス、町内のコミュニティバスが運行され ています。新市では、各地域における公共交通の利便性を確保するとともに、今後は「交 通弱者」対策や広域化する市域に対応していく必要があります。そのため、三木市内と吉 川町を結ぶ路線バスの充実など、市民生活に必要不可欠な最低限の移動手段については、 その確保を図りながら、路線の再構築も含めて、公共交通ネットワークの充実やコミュニ ティバスの運行を検討し、市民ニーズに対応した効率的な公共交通サービスの提供を行っ ていきます。

一方、広域化する交通に対しては、中国自動車道、山陽自動車道、舞鶴若狭自動車道等 の高速道路網へのアクセス道路を整備するとともに、三木市と吉川町の住民生活の一体化 を推進し、円滑で快適な交通を確保していくため市内各道路の体系的な整備を進めます。

生活環境を保全し、美しく快適なまちをつくる

三木市の豊かな自然や美しい景観を後世に伝えていくために、無秩序な開発に対する規制の強化や景観ガイドラインの策定を行っていくほか、自然環境の保護に積極的に関わっていきます。また、身近な生活環境レベルから地球環境レベルに至るまで、環境保護への積極的な取組み行うほか、環境教育の推進など、市民が環境保護に対する意識を高め、自主的に行動できるまちづくりを進めます。

ごみによる環境負荷を減らすためには、減量・リサイクル活動の促進、ごみ出しに対する市民のマナー向上への啓発などを図るとともに、廃棄物処理に関しては、効率的な収集体制の確立や、一般廃棄物や産業廃棄物の適正処理の推進、埋立て処分場の確保、違法な廃棄の防止策など、新市が一体として取り組みます。

快適なまちづくりを支える都市基盤として、水道施設の整備・維持・補修を推進し、市 民に安全でおいしい水を安定的に供給していきます。生活排水処理については、市街地に おける公共下水道の整備、郊外においては特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業、 合併浄化槽設置、し尿処理施設の整備などを推進し自然環境の保持と快適な生活の確保に 努めます。

市民が憩える空間を充実するためには、三木市の三木山総合公園や城址公園、吉川町の総合中央活動センター等の基幹的な公園整備のほか、地域の身近な公園の整備・充実や、市民参加による緑化活動等を推進します。また、秩序ある快適な都市空間づくりのため、土地区

画整理事業を推進するとともに、良好な住環境の整備を促進します。

災害や犯罪から市民の生命と財産を守り、防災に強いまちをつくる

地震や風水害の被害を未然に防ぐため、急傾斜地や低地・住宅密集地などにおける災害 防止の事業を推進します。

また、新市全体での防災体制を強化し災害発生時の被害を最小限に抑えるため、防災計画の策定や消防防災拠点の整備、関連車両・機材等の充実、救急救命業務の高度化、公共施設の耐震補強などを進めるほか、住民自らが自助共助の活動を迅速に行えるよう、自主防災組織の育成や啓発を推進し、災害に強いコミュニティづくりに努めます。

一方、犯罪の多様化・低年齢化が進んできた今日、住民の安心・安全な生活を守るため、 警察・学校などをはじめとする関係機関との連携を強化していくとともに、地域とも連携 して危機管理体制を充実させていきます。

まちづくりにだれもが使いやすく分かりやすいデザインを取り入れる

健康な人だけでなく、子どもや高齢者、障害をもつ人など、市民のだれもが「使いやすい」「歩きやすい」まちであるために、施設のバリアフリー化を推進するなど快適な生活空間の創造に努めていきます。

一方、内外に対して新市の一体性を醸成・アピールするとともに、市内での移動や施設 利用がだれにとってもわかりやすくスムーズにできるよう、新市としての統一的なデザインによるサインの整備を順次進めていきます。

様々な情報を日常生活に活かす

北播磨の中心都市として新市の魅力をさらに高めるとともに、広域化する新市において 行政サービスやまちづくりをより一層充実していくためには、情報通信基盤を拡充すると ともに、その基盤を活かしながら、様々な情報が活発に行き交う、また、市民が情報を利 活用できるしくみをつくり上げていくことが求められます。

三木市では、市街地においては既に民間事業者によるケーブルテレビの供用が開始されていますが、今後は新市全域の整備促進に向け支援していくとともに、公共施設、学校などの地域イントラネット網の拡充を行います。また、地域イントラネットを活用した情報通信システムなどにより、各種行政サービスの利便性を高めます。また、FM みきの受信可能な範囲を新市全域とするための基盤整備についても推進していきます。

一方、情報活用能力の格差を減らすために、市民のパソコンの活用能力を高める取組みを充実します。

安全で快適なまちづくりにおける主な施策・事業

施策	主な事業	
安全・快適に移動できる	○幹線道路の整備推進	
まちをつくる	○生活道路の整備・充実	
	○生活バス路線の維持やコミュニティバス路線の充実	
生活環境を保全し、美し	○無秩序な開発への規制と自然環境の保全	
く快適なまちをつくる	○景観ガイドラインの策定	
	○ごみ減量・リサイクル活動の促進	
	○廃棄物の埋立て処分場の確保	
	○合併浄化槽の設置促進	
	○上水道の安全性確保と水道施設の整備	
	○公共下水道整備や農業集落排水の接続率の向上	
	○し尿、汚泥の適正処理の推進	
	○三木山総合公園や城址公園、吉川町の総合中央活動センタ	
	一等の基幹的な公園や身近な公園の整備	
	○各土地区画整理事業の推進	
	○住環境の整備	
災害や犯罪から市民の生	○急傾斜地、危険箇所地等の調査啓発の推進	
命と財産を守り、防災に強	○防災計画の策定	
いまちをつくる	○防災情報通信システム、防災無線等の整備	
	○消防庁舎、総合防災拠点の整備	
	○(仮称)県震災記念公園の活用	
	○消防関連の車両・機材・消防水利機能等の維持・向上	
	○救急救命業務の高度化	
	○防犯・防災意識の高揚と自主防災組織の育成	
	○関係機関の連携強化による危機管理体制の充実	
まちづくりにだれもが使	○公共施設のバリアフリー化を推進	
いやすく分かりやすいデザ	○統一デザインによるサイン整備	
インを取り入れる		
様々な情報を日常生活に	○地域イントラネットなど、情報通信基盤の整備・拡充	
活かす	○市民が利用できる情報通信システムの充実 ○ はなる B は と こ と こ まま と こ は 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
	○情報活用能力の向上のための事業の推進	

(3)いきいきと活力あるまちづくり (産業・経済)

農業の活性化と「山田錦の郷づくり」を進める

三木市・吉川町は質、量ともに全国一を誇る酒米(山田錦)の生産地であり、花き、ぶどう、いちごなどの主要生産地でもあります。また、酒米は全国へ出荷され全国ブランド商品となっており、他の農産物についても同一地域内に生産地と消費地が隣接しているとともに、神戸・大阪などの消費地に隣接しているなど、地理的な優位性をもった地域です。

こうした農業資源を新市のより一層魅力的な地域資源としてブランド化し、全国に発信していくため、後継者の育成や生産性を高めるための農業基盤整備などを推進するとともに、豊かな農業資源を活かしながら、「山田錦まつり」をはじめとするイベントの開催や、「山田錦の館」「道の駅みき」「三木みらい館」を中心とした地域の特産品の加工・販売、都市と農村の交流を図る体験型農業、農業を教材とした環境教育の導入など、他の関連分野と連携した施策を展開し、農業を積極的にまちづくりに活かす施策を展開していきます。

商工業の振興と「金物のまち」を発展させる

三木市の地場産業である金物産業は生産・流通・販売の全ての面からみても、全国に「金物のまち」として発信できる地域資源といえます。とりわけ大工道具に代表されるように、三木の金物はそれぞれの分野において匠としての技術が全国的にも評価されていることから、これらの技術を全国に発信する仕組みづくりが必要となっています。そのため、金物まつりや新殖産の振興を推進するとともに、後世に金物のまち三木市を伝えていくために、伝統的な技術や文化の継承に努めます。

また、その他の商工業についても、地場産業の維持・活性化の観点から、関連団体と連携しながら支援策を展開していきます。

さらに、市内の商店街の活性化支援や官民の協働による新たな物流システムの構築支援など産業全体の推進に努めます。

新たな産業を育成し雇用を確保する

充実した高速交通網や大都市への近接性など、恵まれた立地環境を活かしながら、ひょうご情報公園都市をはじめとする市内への企業や研究機関等の誘致を促進するとともに、 既存の地域産業や大学等とも連携しながら新たな産業の立地・育成を進め、地域経済の活性化や雇用の確保を図ります。

観光でにぎわうまちをつくる

本地域には、グリーンピア三木、ホースランドパーク、三木山森林公園、山田錦の館、 吉川温泉よかたんなどの家族で楽しむ施設や、ぶどう、いちごなどの観光農作物、また、 豊かな自然や日本屈指の集積を誇るゴルフ場などといった地域の特性を活かした観光・集 客資源に恵まれています。こうした地域資源を連携・ネットワーク化させながら、自然と

文化が楽しめる「大都市近郊の農業体験等の拠点」として、新市のPRを推進します。また、広域的な波及が見込めるイベント開催等により、年間を通じた観光魅力の増幅に努めます。

さらに、案内看板や統一的なサイン表示の充実、各種媒体を通じた情報提供の拡充など、 快適に観光してもらうための心のこもった環境整備を推進します。

いきいきと活力あるまちづくりにおける主な施策・事業

施策	主な事業
農業の活性化と「山田錦	○地域の特産物の生産力増強や、ブランド力の向上
^(注) の郷づくり」を進める	○「山田錦」の郷づくりや、「山田錦の館」を中心とした、都
	市と農村の交流の促進
	○「山田錦まつり」の運営
	○体験型農業の推進
	○ため池整備、ほ場整備、農道整備、土地改良施設の維持管理等の推進
	○基幹農家の育成や、新規就農支援を通じた新たな担い手の
	育成
	○地産地消の推進
商工業の振興と「金物の	○金物の製品デザインなどの開発力の向上や販路拡大、協同
まち」を発展させる	事業の活性化等
	○金物まつり、新殖産の振興
	○伝統的な技術や文化の継承
	○中小企業、商店街の活性化
新たな産業を育成し雇用	○企業、研究機関等の事業所誘致の推進
を確保する	○関係機関と連携した新たな産業の育成
観光でにぎわうまちをつ	○各観光・集客施設間のネットワーク化推進
くる	○グリーンピア三木、ホースランドパーク、三木山森林公園、
	山田錦の館、吉川温泉よかたん等の集客拠点の活用・充実
	○ゴルフ場の有効活用策の検討
	○イベント開催の充実
	○農業体験・自然体験等の推進

(注)山田錦:大正12年に兵庫県立農事試験場において品種改良された酒米で、特に播磨地方で多く栽培されています。

(4)人と文化を育むまちづくり(教育・文化・生きがい)

学校・家庭・地域の教育力を高め、三者が一体となって教育環境を整える

少子高齢化社会の到来とともに、核家族化が加速している現代社会においては、家庭での子育て環境も大きく変化してきています。

このような社会状況のもと、新市においては、学校、家庭、地域が連携して子どもたちを育むことができる地域社会の構築のため、関係する機関・団体等の連携やネットワーク 化を図るとともに、児童・生徒一人ひとりの個性や意欲を大切にしながら、「生きる力」や 「心の教育」を取り入れていくとともに、情報化や国際化等の時代ニーズにも対応した学校教育内容の充実を図ります。

また、生徒・児童への相談・カウンセリング機能の充実や、教職員の資質向上・人材育成の取組みを推進します。

また、老朽化した学校園舎の改修などの基本的な教育環境の整備を進めます。さらに、 少子化が進展し、児童・生徒数が減少傾向にあるなかで、新市として一体的な教育行政の 体制を構築し、効果的な教育行政を推進するため、必要に応じて学校区の再編等の検討を 進めていきます。

市民の生きがいを高める

いわゆる団塊世代サラリーマンの退職によって、大都市への通勤者が居住地周辺地域に 生活の場を回帰させるなど、市民が地域社会との係わりを深めていく機会が、今後はより 一層増加することが予想されます。一人ひとりの市民が、地域に密着して生きがいのある 生活を送りながら、今まで人生の中で培ってきた様々な知識や経験を活かし、まちづくり やひとづくりに貢献していくことのできる社会づくりが求められています。

心豊かに生きがいを持って生活ができるよう、市民ニーズに応じた公民館、図書館、活動センターなどの生涯学習拠点を充実させるとともに、吉川町域の住民活動拠点の整備、 さらには生涯学習推進体制の新たな構築と生涯学習プログラムを充実していきます。

スポーツやレクリエーションについては、三木山総合公園や吉川町総合中央活動センター等の拠点施設の整備・充実を図るほか、市民ニーズに対応した生涯スポーツ拠点の整備に努めます。

また、青少年の健全育成をのため、ニュースポーツや武道などを推進するとともに、地域スポーツクラブの充実、各種スポーツイベントの開催、また、豊かな自然環境や全国有数の集積を誇るゴルフ場等との官民協働による施策など、地域資源を活かした施策に取り組みます。

郷土の歴史、伝統文化を継承発展させる。

三木市では伽耶院本堂や木造毘沙門天立像など、吉川町では稲荷神社、天津神社本殿、

東光寺本堂、歓喜院聖天堂などが国の指定重要文化財となっているなど、本地域では豊かな歴史資源や伝統文化を有しています。

新市においては、地域の歴史的な遺産の保全・活用や、吉川町域をはじめとする各地域・地区の伝統行事・文化の保全を進めるなど、郷土の歴史・文化の継承に取り組むとともに、市民が歴史に触れ、学ぶための文化財等の保存・展示拠点の整備を推進します。

人と文化を育むまちづくりにおける主な施策・事業

施策	主な事業	
学校・家庭・地域の教育	○学校、家庭、地域が連携した社会の構築	
力を高め、三者が一体とな	○教育相談の充実	
って教育環境を整える	○学校園舎、給食施設等の維持管理・整備	
	○情報教育や国際理解教育の推進	
	○必要に応じた学校区の再編等の検討	
市民の生きがいを高め	○生涯学習推進体制の構築とプログラムの充実	
వ	○図書館整備や図書物流システム導入など市内での図書館	
	ネットワークの充実	
	○生涯学習拠点としての公民館機能の充実	
	○三木山総合公園、吉川町総合中央活動センターなどの公園	
	整備・充実	
	○生涯スポーツ拠点の整備	
	○国体を円滑に開催、運営するため、関連施設の整備・充実	
	○ゴルフ場等との協同による市民のレクリエーション機会 の充実	
	○地域スポーツクラブや各種イベントの開催	
(m) 0 m + 1 (m + 1) (m + 1)		
郷土の歴史、伝統文化を	○指定文化財をはじめ、埋蔵文化財の発掘・調査など、地域	
継承発展させる。 	の歴史的な遺産の保全・活用	
	○各地域・地区の伝統行事・文化の保全	
	○文化財等の保存・展示拠点の整備	

(5) やすらぎと安心のまちづくり(健康・医療・福祉)

市民の健康を維持、増進する

高齢化が急速に進展している中で、市民一人ひとりがいつまでも健康でいきいきとした生活を送れるように環境を整えていくことは、まちづくりの基本となるものです。

三木市の総合保健福祉センターや吉川町の健康福祉センターを中心に、保健サービスを総合的に提供する体制を充実しながら、市民の疾病を予防し、健康寿命の延伸を支援するため、 意識啓発や各種健診、教室の実施、福祉医療の充実などを推進します。

高度で良質な地域医療を提供する

地域の様々な医療機関、関係機関が連携しながら、安心のネットワークを構築していく 必要があります。地域医療の中核を担う市民病院においては、より一層、経営の健全化に 努めるとともに、医療サービスの向上及び施設整備の充実を進めていきます。また、休日・ 夜間等の緊急医療体制を充実します。

全ての市民の自立助長を支援する

全ての市民が自立した生活を送れるよう、地域での助け合いを促進するとともに、活動の 拠点施設を充実するなど、地域福祉のコミュニティづくりを促進します。

高齢者福祉については、介護予防施策の充実や、在宅支援体制の構築、施設サービスの充 実などサービス提供体制の確立を進めるとともに、介護家族の負担を軽減する施策を充実し ます。また、要支援・要介護者の生活を支援する介護保険制度の健全な運営を図ります。

障害者(児)福祉については、障害者の経済的負担の軽減、障害者スポーツ大会など障害者の様々な交流の機会を充実するとともに、身体障害者、知的障害者、精神障害者の各対象者のニーズに応じた各種の在宅支援サービスおよび施設サービスを充実し、社会参加の促進を図るための各種施策を充実します。

また、生活保護制度の充実をはじめ、災害被災者等への支援など、様々な立場の人々への自立支援策を推進します。

安心して産み育てられる環境をつくる

少子化が進行するなかで、安心して産み育てられる環境づくりを進めるために、女性の社 会進出促進等の視点も含めた総合的・計画的な子育て支援施策が求められています。

そのため、子供を健全に育てる環境を整えるための子育て相談や子育てサークルの開催、各種助成制度の充実をはかるとともに、市民ニーズに応じた保育所サービスの充実、小学校での放課後の保育のほか、今後の新たな子育て環境づくりのため、幼保一元化に向けた検討を進めます。

やすらぎと安心のまちづくりにおける主な施策・事業

施策	主な事業	
市民の健康を維持、増進	○保健サービスを総合的に提供する体制の構築	
する	○健康へ意識啓発、各種健診や相談体制・教室等の充実	
	○福祉医療の充実	
高度で良質な地域医療を	○地域の医療機関、関連機関が連携した安心のネットワーク	
提供する	づくり	
	○市民病院の効率的経営、医療サービスの質的向上、施設整	
	備の充実	
	○休日・夜間等救急体制の充実	
全ての市民の自立助長を	○福祉コミュニティづくりの推進	
支援する	○高齢者の生活支援サービス・在宅支援サービスの充実	
	○障害者の生活支援サービスの充実	
	○生活保護者の自立支援の充実	
	○母子家庭や災害被災者など、様々な立場の人々への自立支	
	援策の推進	
安心して産み育てられる	○子育てに係る相談、教室等の充実	
環境をつくる	○児童手当等の経済的支援の充実	
	○ニーズに応じた保育サービスの充実	
	○幼保一元化に向けた検討	

(6)行財政運営・市民サービス (計画の実現に向けて)

基礎的な市民サービスを維持、向上させる

市民の各種情報を適正に管理し、個人情報保護を徹底するとともに、基礎的な市民サービスの維持・向上のため、吉川支所の設置などをはじめ、電子申請システムの構築や公共施設案内・予約システムを始めとする各種市民アプリケーションの充実など、情報通信基盤を活用し、利便性の向上を図ります。

また、合併により新たな利用者増が見込まれる斎場等の施設については合併後速やかに 整備を進めていくことといたします。

効果的、効率的で市民志向の行政運営を進める

新市としての政策を戦略的に推進するため、まちづくりの長期ビジョンや土地利用計画を明確化するとともに、施策の重点化や、施策を推進するための効率的・効果的な組織体制の整備、人材の育成に努めます。

また、施策の達成度を評価する行政評価システムの充実や意思決定の明確化など、行財政 運営における透明性を確保するとともに、健全な財政運営を行うため、適正な予算運用の実 施や、市税をはじめとする収入の確保、資産の有効活用等、さらには行財政改革の一層の推 進を図るとともに、情報通信技術等も活用しながら業務の効率化・高度化に取り組みます。

行財政運営・市民サービスにおける主な施策・事業

一	- 5005X - 5-X	
施策	主な事業	
基礎的な市民サービスを維持、向	○個人情報保護の徹底	
上させる	○吉川支所設置と窓口サービスの充実	
	○電子申請システムの構築や公共施設案内・予約シ	
	ステム等の充実	
	○行政相談、法律相談等の充実	
	○斎場の建設整備	
効果的、効率的で市民志向の行政	○行財政改革の推進	
運営を進める	○長期ビジョンや土地利用計画の策定・明確化	
	○効率的・効果的な組織体制を整備	
	○行政評価システム、目標管理制度の構築	
	○人材の育成	
	○適正な予算運用の実施や、市税をはじめとする収	
	入の確保、資産の有効活用等	
	○情報化による業務の効率化・高度化など業務改善	
	の推進	

第7章 公的施設の適正配置と整備

公共施設の統合整備と適正配置については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう利便性などにも十分配慮しつつ、地域の特性やバランス、さらには財政事情を考慮しながら計画的に進めていくことを基本とします。

(参考)三木市の将来都市像と政策体系

将来都市像	三 木 中 の 付 未 伸 巾 豚 と 政 束 体 基本構想	政策
	参画と共生のまちづくり	市政への市民の参画を進める
やすらぎのふるさと " ガーデンシティみき "		市民主体のまちづくりを進める
		人権が尊重されるまちをつくる
~すべての市民が共生し、市民の参画による		男女共同参画を実現する
活力あるまちづくりをめざして~		国際理解を推進する
	安全で快適なまちづくり	安全・快適に移動できるまちをつくる
		美しく快適なまちをつくる
		生活環境を保全する
		安全で良質な水を安定供給する
		災害から市民の生命、財産を守る
		交通事故や犯罪の少ないまちをつくる
		市民の消費生活を守る
		様々な情報を日常生活に活かす
	いきいきと活力のあるまちづくり	農業を活性化する
		「金物のまち三木」を発展させる
		商工業を振興する
		観光でにぎわうまちをつくる
		いきいきと働く勤労者を増やす
	人と文化を育むまちづくり	教育行政を効果的に進める
		生きる力を育む学校園づくりを進める
		家庭・地域の教育力を高める
		市民の生きがいを高める
		郷土の歴史、伝統文化を受け継ぐ
	やすらぎと安心のまちづくり	市民の健康を維持、増進する
		高度で良質な地域医療を提供する
		全ての市民の自立助長を支援する
		安心して産み育てられる環境をつくる
	計画の実現に向けて	基礎的な市民サービスを維持、向上させる
		効果的、効率的な行政運営を進める
		市民指向の行政を推進する
		民主主義の基盤を守る
		行政への信頼度を高める

(参考)吉川町の将来都市像と政策体系

将来都市像	基本構想	政 策
	魅力あるにぎわいのまちづくり	計画的な土地利用の推進
緑豊かな交流と創造のまち 吉川町		都市機能の整備
		幹線交通網の整備
ひと・自然・暮らしが調和した		公共交通体系の整備
豊かな生活空間の創造	快適でうるおいのあるまちづくり	循環型社会システムの構築
		住環境の整備
		郷土の保全
		総合的防災対策の推進
		環境・衛生対策の推進
	心やすらぐ、ふれあいのまちづくり	文化による創造的地域づくりの推進
		交流基盤の整備
		各種イベントの開催
		CI計画の推進
		さまざまな交流の促進
	個性かがやき、文化の香るまちづくり	学校教育の充実
		社会教育の推進
		スポーツ・文化の振興
	幸せあふれる、すこやかなまちづくり	子育て支援の推進
		地域福祉の確立
		保健・医療の充実
	活気と活力にあふれるまちづくり	農業の振興
		商工業の振興
		観光の振興
	持続可能な未来を拓くまちづくり	行政の活性化
		健全な財政運営
		広域的な連携